

宮崎市保健所の概要



令和 6 年度版

宮崎市健康管理部

目 次

第 1 編 総 説

第 1 章 宮崎市の概要	1
1 位置及び地勢	1
2 面積・人口	1
3 人口の推移	1
4 人口の構成	2
5 年齢・男女別人口（人口ピラミッド）	3
第 2 章 健康管理部の組織機構	4

第 2 編 保健所の概要

第 1 章 宮崎市保健所の概要	5
1 沿革	5
2 施設の概要	7
3 令和 6 年度保健所各課の主な施策	7
4 事務分掌	9
(1) 保健医療課	9
(2) 地域保健課	9
(3) 健康支援課	10
(4) 保健衛生課	11
5 職種別職員数	12
6 歳入歳出予算	13

第 2 章 事業概要及び実績

第 1 節 保健医療事業

1 管理事業	15
(1) 保健所運営事業	15
(2) みやざき健康ふくしまつり補助事業	15
(3) 厚生統計調査	15
2 医療政策推進事業	16
(1) 救急医療事業	16
(2) 宮崎大学医学部小児科 寄附講座運営支援事業	18
3 医療安全事業	19
(1) 医療提供施設統計	19
(2) 医療従事者統計	19
(3) 医療提供施設等に関する事務	20
(4) 医療安全支援センター	21
(5) 医療職免許事務	21
(6) 薬務業務	21

第 2 節 保健事業

1 歯科保健対策事業	25
(1) 歯周疾患検診事業	25
(2) 歯とお口の健康相談	26
(3) 妊婦歯科口腔健康診査事業	26
(4) 乳幼児等歯科健診・相談事業	26
(5) 1 歳児歯科口腔健康診査事業	27
(6) 2 歳児歯科健康診査・フッ化物塗布	27
(7) フッ化物洗口推進事業（4 歳・5 歳児）	27
(8) 歯科健康教育	28
(9) 宮崎市歯科保健推進協議会	28
(10) 宮崎市口腔保健支援センター	28
2 栄養対策推進事業	29

(1) 給食施設指導	29
(2) 人材育成	29
(3) 栄養士免許事務	30
(4) 栄養相談・教育	30
(5) 食育・地産地消の推進	30
3 健康づくり事業	30
(1) 健康みやざき市民プランの推進	30
(2) 健康づくり推進協議会支援事業	30
(3) 出前健康講座講師派遣事業	31
(4) どこでもロコモ予防事業	31
(5) 健康みやざきマイレージ事業	31
4 母子保健事業	
(保健センター関連事業のみ掲載)	32
(1) 親子健康手帳（母子健康手帳）の交付	32
(2) 訪問指導	32
(3) 保健指導	33
(4) 健康教育	33
5 健康増進事業	34
(1) 健康手帳の交付	34
(2) 健康教育	34
(3) 健康相談	34
(4) がん検診等	35
(5) 訪問指導	38
(6) 高齢者に対する予防接種	39
(7) 慢性腎臓病（CKD）連携システム推進事業	40
(8) 地域に寄り添う保健活動展開事業	40
(9) 受動喫煙防止推進事業	40
(10) 熱中症対策推進事業	40
(11) 女性の健康サポート普及啓発事業	40
6 難病対策事業	42
(1) 難病患者地域支援対策推進事業	42
(2) 指定難病医療費支援事業	43
7 骨髄等移植推進事業	43
(1) 骨髄等移植ドナー支援事業	43
8 精神保健福祉対策事業	44
(1) 措置入院関係業務	44
(2) 措置入院者退院後支援	44
(3) 精神医療事務	44
(4) 精神科病院実地指導	44
(5) 精神保健福祉相談及び訪問指導	45
(6) 精神障がい者家族教室	46
(7) 自殺予防対策事業	46
(8) うつ病等医療連携システム推進事業	47
(9) こころつながりライン相談事業	47
(10) 若年層の自殺予防対策推進事業	48
(11) 成年後見制度	48
9 結核対策事業	49
(1) 定期健康診断	49
(2) 結核健康診断、管理検診	49
(3) 訪問・来所面接指導	49
(4) 活動性分類別新登録患者数	50
(5) 活動性分類別総登録患者数	50
(6) 結核罹患率（人口10万対）の推移	50
(7) 結核有病率（人口10万対）の推移	51
(8) 結核新登録患者年齢階級別人数	51

目 次

(9) 結核総登録患者年齢階級別人数	51	(1) 実数の年次推移	87
1 0 感染症対策事業	52	(2) 率の年次推移	87
(1) 感染症発生状況 (届出件数)	52	3 統計の分析	88
(2) 感染症発生動向調査事業	53	(1) 出生の状況	88
(3) 風しん抗体検査事業	54	① 出生率 (市・県・国)	88
(4) 風しん追加的対策事業	55	② 出生数 (市・国)	89
1 1 エイズ・性感染症対策事業	56	③ 合計特殊出生率 (市・国)	89
(1) 普及啓発事業	56	④ 母の年齢階級別出生数・割合	90
(2) 特定感染症検査等事業	57	⑤ 出生順位別出生数・割合	91
1 2 在宅療養支援事業	58	⑥ 低体重児出生数・率	92
(1) 在宅療養推進事業	58	⑦ 箇所別出生数	93
(2) 在宅療養相談事業	58	⑧ 立会者別出生数	93
1 3 新型コロナウイルス感染症防疫対策事業	59	(2) 死亡の状況	94
(1) 感染症発生状況 (医療機関報告数)	59	① 死亡率 (市・県・国)	94
(2) 新型コロナウイルス感染症 受診・相談センター	59	② 宮崎市の年齢別・性別死亡数	95
(3) 新型コロナウイルス感染症 検査包括外部委託事業	59	③ 乳児死亡率 (市・県・国)	96
(4) 新型コロナウイルス感染症 集中的検査実施事業	59	④ 死因別・性別乳児死亡数 (市・県)	97
1 4 性感染症		⑤ 新生児死亡率 (市・県・国)	98
ましかど出張予防啓発・検査事業	60	⑥ 主要死因別死亡数・率 (市・県・国)	99
(1) 普及啓発事業	60	⑦ 死因別死亡順位・人数・率	100
(2) 街頭検査	60	⑧ 自殺による年齢別・性別死亡者数	101
1 5 保健所受入実習生業務	61	⑨ 自殺による年齢別死亡者数 (市・県・国)	102
(1) 実習生等受入れ状況	61	⑩ 死因分類別死亡数 (市・県・国)	103
第3節 保健衛生事業	62	(3) 死亡割合の状況	106
1 環境衛生指導・生活環境対策事業	62	① 主要死因別死亡割合 (市・県・国)	106
(1) 生活衛生営業	62	② 悪性新生物部位別割合	107
(2) 水道	63	③ 心疾患 (高血圧性を除く) 死亡の内訳	108
(3) 井戸水等の飲用指導	64	④ 脳血管疾患死亡の内訳	109
(4) 特定建築物	64	(4) 死産の状況	110
(5) その他	65	① 死産率 (市・県・国)	110
2 食品衛生指導事業	66	② 妊娠期間別にみた自然死産数・ 人工死産数 (市・県・国)	112
(1) 食品関係営業許可及び監視指導業務	66	(5) 人工妊娠中絶の状況	113
(2) 食品の衛生検査	72	① 年齢别人工妊娠中絶件数	113
(3) 食品衛生意識の啓発推進	74	② 人工妊娠中絶件数 (市・県・国)	114
(4) 食鳥検査	80	③ 人工妊娠中絶実施率 (市・県・国)	114
3 動物愛護センター運営事業	81	④ 人工妊娠中絶実施率の推移 (市・県・国)	114
(1) 動物の適正飼養管理指導業務	81	第4章 付属資料	115
(2) 動物愛護業務	82	○ 宮崎市保健所運営協議会条例	116
(3) 飼い主のいない猫との共生活動の支援	82	○ 宮崎市保健所運営協議会委員名簿	117
4 衛生・環境検査事業	83	○ 宮崎市医療安全推進協議会委員名簿	118
(1) 感染症検査	83	○ 宮崎市精度管理専門委員名簿	118
(2) 食中毒検査・食品収去検査	83	○ 宮崎市感染症診査協議会委員名簿	119
(3) 臨床検査	84	○ 宮崎市健康危機管理基本指針	120
(4) 家庭用品試験検査	84	○ 宮崎市健康危機管理対策会議設置要綱	127
(5) 外部精度管理調査	84	○ 宮崎市健康危機管理警戒本部設置要綱	129
(6) 環境水検査	84	○ 宮崎市健康危機管理対策本部設置要綱	130
第3章 衛生統計	85	○ 宮崎市健康危機管理指針による体制	131
人口動態	85	○ 病院一覧	132
1 人口動態統計	85	○ 救急告示施設一覧	134
(1) 統計作成の概要	85		
(2) 用語の説明	85		
(3) 比率の算出方法	86		
2 人口動態総括表	87		

目 次

第3編 田野病院の概要

第1章 宮崎市立田野病院の概要	135
1 沿革	135
2 施設の概要	136
3 医療機関の指定等状況・施設基準の届出状況	137
(1) 医療機関の指定等状況	137
(2) 施設基準の届出状況	137
4 運営に関する基本理念及び基本方針	139
(1) 運営の基本方針	139
5 宮崎市田野病院事業会計予算	140
6 宮崎市田野病院事業会計決算	141
第2章 業務概要及び実績	142
1 病院の業務概要及び実績	142
(1) 外来・入院	142
(2) 救急医療	142
(3) 手術	142
(4) 薬局	143
(5) 検査	143
(6) 画像検査	144
(7) 内視鏡検査	145
(8) リハビリテーション	145
(9) 訪問看護・訪問診療・居宅介護支援	146
(10) 栄養管理	146
(11) 健康管理	147
(12) 保健事業	148

第1編 総説

第1章 宮崎市の概要

1 位置及び地勢

宮崎市は、九州南東部の太平洋岸に位置しており、地形は北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系の山地で占められています。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが東流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいます。東部の海岸は白砂青松の砂浜が続いていますが、市南部の青島以南は山地が海岸にまで迫り、複雑な海岸線を呈しています。

極 東	東経 131° 30′ 21″	延 長 東西 29.9km 南北 38.3km
極 西	東経 131° 11′ 21″	
極 北	北緯 32° 03′ 57″	
極 南	北緯 31° 43′ 16″	

2 面積・人口

大正 13 年の市制施行時の面積は 45.15 k㎡でしたが、周辺町村との合併により昭和 38 年には 285.91 k㎡となり、平成 18 年 1 月には佐土原町、田野町、高岡町と、また、平成 22 年 3 月には清武町との合併を経て、現在の面積は 643.57 k㎡となっています。

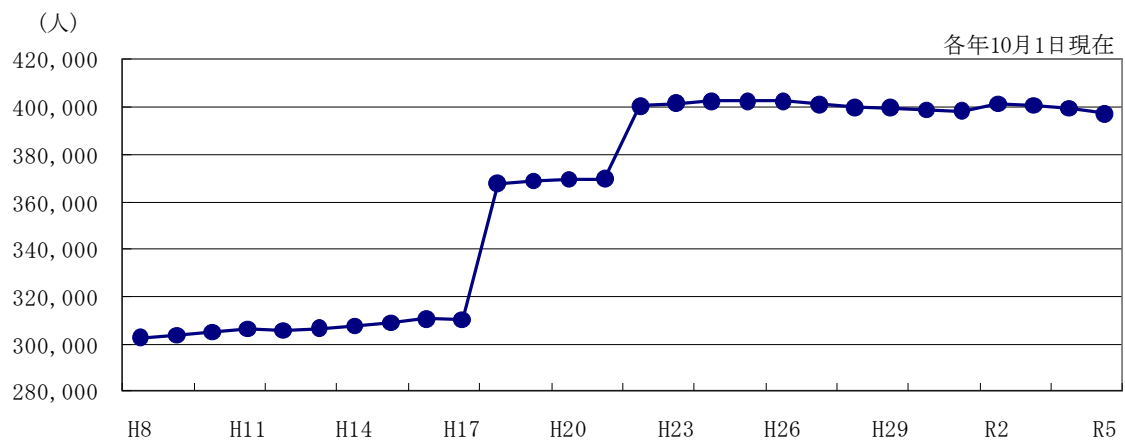
人口も、市制施行当時の 42,920 人から緩やかに増加を続け、平成 7 年の国勢調査では 30 万人を突破し、平成 10 年 4 月 1 日から中核市へ移行しました。その後、近隣 4 町との合併を経て、令和 6 年 4 月 1 日現在では 394,609 人となっています。

3 人口の推移

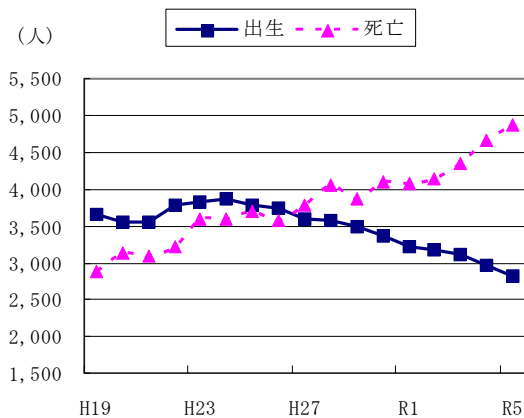
年 次	世帯数	人 口			性 比 (女=100)	1世帯当 たり人員	人口密度 (1k㎡当たり)
		総 数	男	女			
大正 13 年	7,800	42,920	20,768	22,152	93.8	5.50	951
14	8,780	42,945	20,913	22,032	94.9	4.89	951
昭和 10 年	12,925	64,726	32,032	32,694	98.0	5.01	1,058
22	20,666	92,144	45,877	46,267	99.2	4.46	1,052
30	30,593	140,782	69,070	71,712	96.3	4.60	628
40	49,446	182,870	87,506	95,364	91.8	3.70	640
50	75,496	234,347	111,447	122,900	90.7	3.10	820
60	97,434	279,114	132,618	146,496	90.5	2.86	976
平成 2 年	104,349	287,352	135,242	152,110	88.9	2.75	1,004
7	116,735	300,068	141,082	158,986	88.7	2.57	1,047
12	123,810	305,755	143,752	162,003	88.7	2.47	1,065
17	129,907	310,123	145,263	164,860	88.1	2.39	1,080
22	170,136	400,583	187,619	212,964	88.1	2.35	622
27	175,408	401,138	188,177	212,961	88.4	2.29	623
令和 元 年	181,569	398,307	187,162	211,145	88.6	2.19	619
2	184,237	401,339	189,342	211,997	89.3	2.18	624
3	185,812	400,775	189,070	211,705	89.3	2.16	623
4	187,295	399,476	188,448	211,028	89.3	2.13	621
5	187,863	397,258	187,494	209,764	89.4	2.11	617

※令和 2 年の数値は、令和 2 年国勢調査の確定値を掲載。

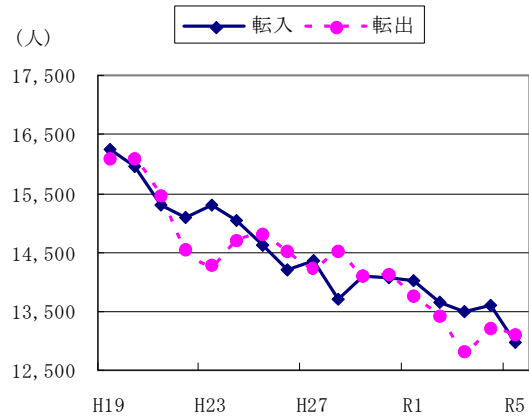
人口の推移



自然動態



社会動態



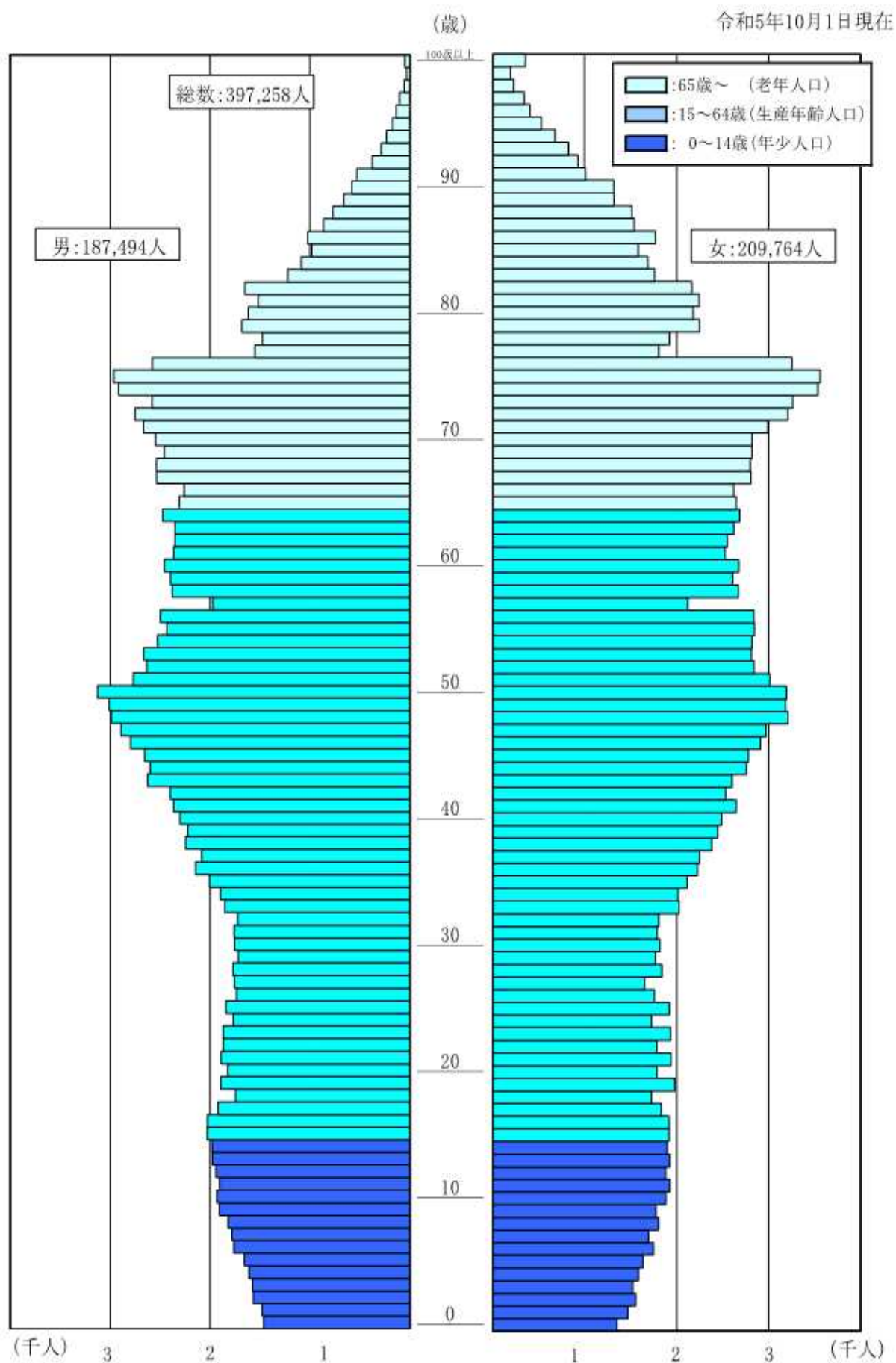
4 人口の構成

(国勢調査実施年)

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
65歳以上の割合	10.7%	13.2%	16.0%	18.5%	21.2%	25.4%	28.3%
65 歳 以 上	30,866	39,647	48,849	57,434	85,048	101,781	113,692
40 ～ 64 歳	93,277	101,228	104,312	106,589	136,747	135,118	133,806
30 ～ 39 歳	43,642	40,727	39,946	43,715	55,063	49,085	43,929
15 ～ 29 歳	59,359	65,008	62,517	55,051	62,375	58,615	55,744
0 ～ 14 歳	59,265	53,434	49,755	47,106	58,326	56,539	54,168
年 齢 不 詳	943	24	376	228	3,024	-	-
計	287,352	300,068	305,755	310,123	400,583	401,138	401,339

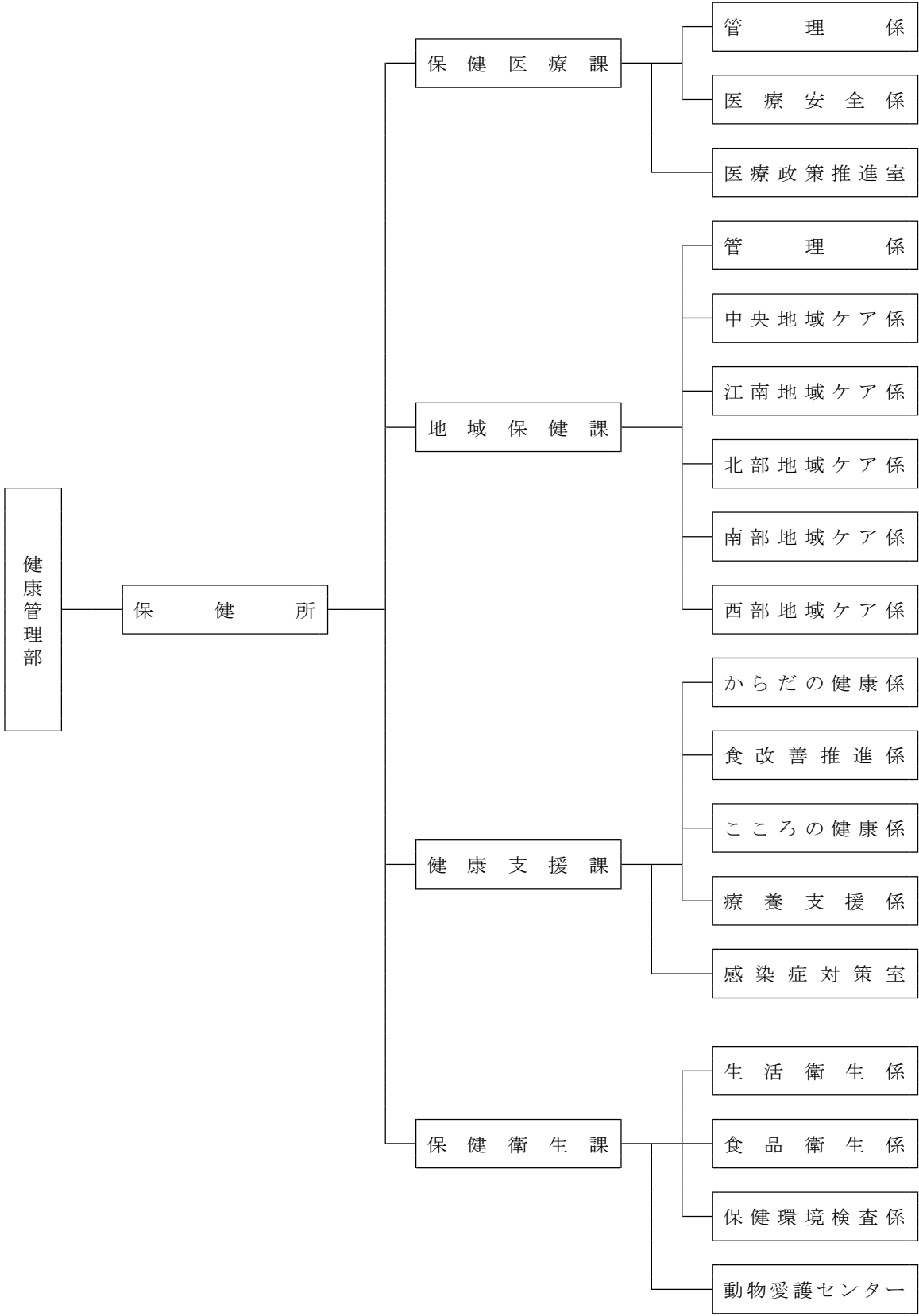
※平成 27 年以降は不詳補完値による。(不詳補完値とは、按分等により不詳を解消した結果値。)

5 年齢・男女別人口（人口ピラミッド）

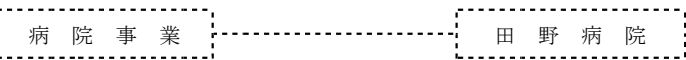


第2章 健康管理部の組織機構

(令和6年4月1日現在)



平成27年4月から指定管理制度に移行
保健医療課医療政策推進室所管



第2編 保健所の概要

第1章 宮崎市保健所の概要

1 沿革

年 月	事 項
平成 7 年 6 月 14 日	「宮崎市中核市移行推進委員会」及び「宮崎市保健所設置検討会」を設置
6 月 21 日	宮崎市議会に「中核市対策特別委員会」を設置
8 年 6 月 14 日	「宮崎市中核市推進本部」設置 総務部に「中核市準備室」設置
4 月 26 日	県・市において「中核市移行に関する県市連絡会」設置
8 月 21 日	総務庁が国勢調査の人口確定値告示（300,068 人）
12 月 12 日	「宮崎市保健所建設基本構想」策定
9 年 10 月 1 日	中核市の指定に関する政令が公布
10 年 4 月 1 日	中核市に移行 宮崎市保健所設置（霧島 1 丁目 2 番地の県中央保健所の一部を借用） 3 課 6 係 1 検査所体制 総務企画課－企画管理係、医務係 保健予防課－予防指導係、保健指導係 衛生環境課－環境指導係、衛生指導係 食肉衛生検査所
11 年 12 月 1 日	宮崎市保健所・宮崎市中央保健センター（浄土江町 108 番 2）開所式 新庁舎で業務を開始
12 年 4 月 1 日	健康増進課が加わり 4 課 10 係 1 検査所体制となる 健康増進課－健康増進係、母子保健係、地域保健第一係、地域保健第二係 保健総務課－総務企画課から保健総務課に名称変更 保健予防課－予防指導係、保健指導係から疾病対策係、結核感染症係に 名称変更
15 年 4 月 1 日	食肉衛生検査所の廃止等があり 4 課 11 係体制となる 衛生環境課－検査係を新設 食肉衛生検査所－廃止
16 年 10 月 30 日	東部土地区画整理事業の施行により所在の表示が変更される 宮崎市宮崎駅東一丁目 6 番地 2
17 年 4 月 1 日	健康増進課の係再編により 5 係体制となる 健康増進課－歯科栄養係、健康支援係、地域保健第一係、地域保健第二係、 地域保健第三係
18 年 4 月 1 日	佐土原町、田野町、高岡町との合併により健康増進課が 8 係体制となる 健康増進課－歯科栄養係、健康支援係、地域保健第一係、地域保健第二係、 地域保健第三係、地域保健第四係、地域保健第五係、地域保健 第六係
18 年 4 月 1 日	機構改革により健康管理部が新設される 健康管理部－保健所 4 課（保健総務課、健康増進課、保健予防課、衛生環 境課）および市立田野病院
20 年 4 月 1 日	衛生環境課の係再編により 4 係体制となる 衛生環境課－環境指導係、食品衛生係、動物管理係、検査係
21 年 4 月 1 日	衛生環境課の課名等が変更される 衛生環境課→保健衛生課、環境指導係→生活衛生係 健康管理部参事（保健所副所長）が配置される
22 年 3 月 23 日	清武町との合併により健康増進課に地域保健第七係を新設、9 係体制となる
24 年 4 月 1 日	保健所内の機構改革により課名等が変更される 保健総務課（保健衛生課より薬務部門が移り、係名が変更） 医務係→医務薬務係 健康増進課→地域保健課（6 係体制へ） 地域支援係、中央地域総合保健係、江南地域総合保健係、北部地域総合保健係 西部地域総合保健係、南部地域総合保健係 保健予防課→健康支援課（5 係体制へ） 感染症係、からだの健康係、療養支援係、こころの健康係、親子の健康係

年 月	事 項
25 年 4 月 1 日	保健所内の機構改革により課名等が変更される 保健総務課→保健医療課 企画管理係→企画政策係 医務薬務係→医療安全係
26 年 4 月 1 日	保健医療課内の機構改革により係名が変更される 企画政策係→管理係 保健医療課に医療政策推進室を新設
27 年 4 月 1 日	保健所内の機構改革により課名等が変更される 地域保健課→医療介護連携課（7 係体制へ） 地域支援係、中央地域ケア係、江南地域ケア係、北部地域ケア係、西部地域ケア係、南部地域ケア係、児童保健推進室 保健衛生課内の機構改革により係名が変更される 検査係→保健環境検査室
29 年 4 月 1 日	機構改革により福祉部に母子保健事業を担う子ども未来局親子保健課が新設され健康管理部医療介護連携課及び健康支援課の係が再編される。 医療介護連携課（6 係体制へ） 地域支援係、中央地域ケア係、江南地域ケア係、北部地域ケア係、南部地域ケア係、西部地域ケア係 健康支援課（4 係体制へ） からだの健康係、感染症係、こころの健康係、療養支援係 保健衛生課内の機構改革により係名が変更される 動物管理係→動物愛護センター 保健環境検査室→保健環境検査係
29 年 4 月 3 日	動物愛護センター（清武町木原 4 5 4 3 番地 8）開所 新施設で業務を開始
令和 2 年 4 月 1 日	保健所内の機構改革により課名等が変更される 医療介護連携課→地域保健課 地域支援係→医療介護推進係
2 年 7 月 1 日	健康支援課（4 係 1 室体制へ） からだの健康係、感染症係、こころの健康係、療養支援係、新型コロナウイルス感染症防疫対策室
3 年 1 月 25 日	健康支援課（4 係 2 室体制へ） からだの健康係、感染症係、こころの健康係、療養支援係、新型コロナウイルス感染症防疫対策室、新型コロナウイルスワクチン接種推進室
3 年 4 月 1 日	健康支援課（4 係 1 室体制へ） からだの健康係、感染症係、こころの健康係、療養支援係、新型コロナウイルス感染症防疫対策室
4 年 4 月 1 日	健康支援課（5 係 1 室体制へ） からだの健康係、食改善推進係、感染症係、こころの健康係、療養支援係、新型コロナウイルス感染症防疫対策室
5 年 4 月 1 日	地域保健課内の機構改革により係名が変更される 医療介護推進係→管理係
6 年 4 月 1 日	健康支援課（4 係 1 室体制へ） からだの健康係、食改善推進係、こころの健康係、療養支援係、感染症対策室

2 施設の概要

構造・規模：鉄筋コンクリート造5階建（一部鉄骨造）

敷地面積：7,776.06 m² 延床面積：8,841.25 m² 総事業費：約52億円

施設の内容：〔1階〕総合案内、医療安全支援センター、地域保健課、中央保健センター、保健衛生課、宮崎市食品衛生協会 等
〔2階〕保健指導室、診察室、調理実習室 等
〔3階〕個別相談室、歯科保健室、X線室 等
〔4階〕保健医療課、健康支援課、親子保健課 等
〔5階〕検査室 等

3 令和6年度保健所各課の主な施策

〔保健医療課〕

- ・人口動態調査、病院報告等の厚生統計調査を行います。
- ・市民が緊急時においても安心して医療サービスが受けられるよう、宮崎市夜間急病センターを運営するとともに、休日における在宅当番医制事業の実施や共同利用型病院への運営費助成を行います。
- ・医療提供施設等に対する立入検査の実施、医療法等の規定に基づく事務手続きを行います。
- ・患者や市民からの医療に関する苦情・相談に対応し、医療提供施設への情報提供や助言など行う医療相談を行います。宮崎市医療安全支援センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策を検討する医療安全推進協議会を開催します。
- ・薬局及び医薬品販売業、毒物劇物販売業等に対する立入検査の実施、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づく事務手続きを行います。

〔地域保健課〕

- ・母子保健法の規定に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進と健全育成を図るため、妊産婦・乳幼児を対象とした訪問指導等を実施します。
- ・健康増進法の規定に基づき、生活習慣病予防と健康づくりの推進を図るため、健康教育・健康相談・訪問指導等を実施します。
- ・精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき、精神障がい者の福祉の増進を図り、その自立と社会復帰を促進するために、相談・訪問指導等を実施します。
- ・地域包括ケアシステム構築に向けて、地域の課題の共有や、解決に向けた話し合いの場を設け、多職種連携を図ります。
- ・国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査等の厚生統計調査を実施します。

〔健康支援課〕

- ・健康増進法の規定に基づき、壮年期からの生活習慣病予防と健康づくりを推進するため、歯周疾患検診等やがん検診を実施します。
- ・健康増進法等の規定に基づき、乳幼児から高齢者まで生涯を通した歯の健康づくりを推進するため、歯科健診・相談を実施します。
- ・健康増進法等の規定に基づき、生涯にわたる市民の健康づくりを推進するため、栄養相談・教育や栄養調査、並びにロコモ予防事業や熱中症予防、禁煙、受動喫煙防止推進事業等を実施します。
- ・食育基本法等の規定に基づき、生涯にわたり健全な食生活の実現を支援するため、「第3次宮崎市食

育・地産地消推進計画」を推進します。

- ・“市民一人一人が健やかで心豊かに自分らしく過ごせるまち”の実現に向け、市民の健康づくりを実践するため、令和6年3月に策定した「第3次健康みやざき市民プラン」を推進します。
- ・予防接種法の規定に基づき、疾病の発生の予防及びその蔓延防止を図るため、高齢者等に対する予防接種を実施するとともに、風しんの感染予防のための抗体検査および予防接種を実施します。
- ・感染症法の規定に基づき、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を図るため、定期的健康診断、管理検診等を実施します。
- ・感染症法の規定に基づき、感染症の発生の予防及びそのまん延防止を図るため、感染症危機管理体制を整備するとともに、感染症発生動向調査、感染症についての広報・啓発、相談・検査等を実施します。
- ・精神保健福祉法及び障害者総合支援法に基づき、精神障がい者の福祉の増進を図り、その自立と社会復帰を促進するため、地域保健課や関係機関と連携をとりながら相談、訪問指導、措置入院者の退院後支援計画作成、家族教室等を実施します。
- ・精神保健福祉法に基づき、精神科病院に対する実地指導を行います。
- ・自殺対策基本法に基づき、自殺対策を推進するため、自殺対策推進協議会の実施、普及啓発、人材養成、未遂者支援等を実施します。
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律及び国の難病特別対策推進事業実施要綱等の規定に基づき、難病患者やその家族を対象に、医療及び日常生活に係る訪問相談・指導、講演会・相談会等を実施します。
- ・慢性腎臓病（CKD）の重症化を防ぐため、かかりつけ医と腎専門医との連携を密にし、腎機能低下者に対する支援体制の強化を図る事業（CKD連携システム推進事業）を実施します。
- ・白血病などの血液疾患の治療に必要な骨髄・末梢血幹細胞の移植の推進及び骨髄等提供者と事業者の負担軽減を図るため、骨髄等の提供者となった市民および提供者が所属する事業所に対し、奨励金を交付する骨髄等移植ドナー支援を実施します。

【保健衛生課】

- ・衛生的で安全な市民生活を確保するため、生活衛生6業種（理容、美容、クリーニング、興行場、旅館、公衆浴場）について、営業の許可及び監視指導事業を実施します。
- ・衛生的な生活環境を確保するため、特定建築物（旅館、店舗等）・専用水道等の監視指導、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく清掃業等の事業登録及び温泉利用の許可を行います。
- ・安全で衛生的な「食」を確保するため、食品衛生法等に基づく施設の許認可や監視指導を実施し、食品衛生指導員による自主管理のための調査や消費者に対する啓発活動に取り組みます。
- ・「宮崎市食品衛生監視指導計画」に従い、市内に流通する食品を収去して、細菌・理化学・食品添加物・残留農薬等の検査を行い、食品の安全・安心を確保します。
- ・改正食品衛生法に伴う制度変更について、食品事業者への周知を行います。
- ・「人と動物が真に共生する地域社会づくり」のため、みやざき動物愛護センターを拠点として、動物の適正な飼養管理の徹底と動物愛護精神の醸成を図ります。
- ・食中毒による被害の拡大防止や感染症の蔓延防止などを図るため、検査で得られた科学的根拠に基づく結果及び情報等を関係部局へ提供します。
- ・食品及び環境水による健康被害の予防と拡大防止を図るため、検査で得られた科学的根拠に基づく結果及び情報等を関係部局へ提供します。

4 事務分掌

(1) 保健医療課

管理係

- 1 所内事務の連絡調整に関すること。
- 2 保健所運営協議会に関すること。
- 3 庁舎の維持管理等に関すること。
- 4 人口動態調査及び衛生行政報告例に関すること。
- 5 課内の庶務に関すること。
- 6 みやざき健康ふくしまつりに関すること。
- 7 部内の他課及び課内の他係に属さないこと。

医療安全係

- 1 医療機関等の指導監督に関すること。
- 2 医療法人に関すること。
- 3 救急医療機関の申出に関すること。
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、歯科技工士法及び柔道整復師法に関すること。
- 5 医療安全支援センターに関すること。
- 6 総合相談窓口に関すること。
- 7 医療施設及び医療従事者に係る統計調査に関すること。
- 8 医療従事者の免許事務に関すること。
- 9 死体解剖保存法に関すること。
- 10 医療機関等の開設許可、使用許可等に関すること。
- 11 薬事に関すること。
- 12 毒物及び劇物販売業に関すること。

医療政策推進室

- 1 医療に関する企画及び調整に関すること。
- 2 救急医療の提供に関すること。
- 3 病院事業に関すること。

(2) 地域保健課

管理係

- 1 地域保健事業の総括に関すること。
- 2 地域保健に関する企画、調査及び研究に関すること。
- 3 保健センターの管理及び連絡調整に関すること。
- 4 健康づくりに関すること。
- 5 国民生活基礎調査その他地域保健に係る統計調査に関すること。
- 6 在宅医療と介護の連携の推進に関すること。
- 7 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

中央地域ケア係

- 1 中央保健センターに関すること。
- 2 地域における母子、成人、歯科及び精神の保健に関すること。
- 3 在宅医療と介護の連携の推進に関すること。

江南地域ケア係

- 1 総合福祉保健センターに関すること。
- 2 地域における母子、成人、歯科及び精神の保健に関すること。
- 3 在宅医療と介護の連携の推進に関すること。

北部地域ケア係

- 1 佐土原保健センターに関すること。
- 2 地域における母子、成人、歯科及び精神の保健に関すること。
- 3 在宅医療と介護の連携の推進に関すること。

南部地域ケア係

- 1 清武保健センター及び田野保健センターに関すること。
- 2 地域における母子、成人、歯科及び精神の保健に関すること。
- 3 在宅医療と介護の連携の推進に関すること。

西部地域ケア係

- 1 高岡福祉保健センター「穆園館」に関すること。
- 2 地域における母子、成人、歯科及び精神の保健に関すること。
- 3 在宅医療と介護の連携の推進に関すること。

(3) 健康支援課

からだの健康係

- 1 各種検診に関すること。
- 2 成人保健の総括に関すること。
- 3 歯科保健の総括に関すること。
- 4 女性の健康支援に関すること。
- 5 熱中症予防に関すること。
- 6 受動喫煙対策に関すること。
- 7 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

食改善推進係

- 1 栄養改善対策に関すること。
- 2 食育の推進に関すること。
- 3 栄養士及び管理栄養士の免許事務に関すること。

こころの健康係

- 1 精神保健の総括に関すること。
- 2 精神障がい者の保健・福祉に関すること。
- 3 自殺対策に関すること。

療養支援係

- 1 難病対策に関すること。
- 2 腎疾患対策に関すること。
- 3 終末期医療に関すること。

感染症対策室

- 1 結核の予防に関すること。
- 2 感染症その他の疾病の予防に関すること。

- 3 感染症診査協議会に関する事。
- 4 高齢者予防接種に関する事。

(4) 保健衛生課

生活衛生係

- 1 理容師法、美容師法及びクリーニング業法に関する事。
- 2 旅館業法、公衆浴場法及び興行場法に関する事。
- 3 墓地等の許可及び指導等に関する事。
- 4 温泉法に関する事。
- 5 特定建築物衛生的環境の確保に関する事。
- 6 化製場等に関する事。
- 7 水道法及び飲用井戸等の衛生対策に関する事。
- 8 生活衛生関係営業関連業務に関する事。
- 9 課の予算、決算に関する事。

食品衛生係

- 1 食品営業許可、継続に関する事。
- 2 食中毒に関する事。
- 3 食品の苦情処理に関する事。
- 4 食品衛生意識の向上、教育に関する事。
- 5 食品表示に関する事。
- 6 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師の免許事務に関する事。
- 7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。
- 8 改正食品衛生法の周知に関する事。

動物愛護センター

- 1 狂犬病予防法に関する事。
- 2 宮崎県犬取締条例に関する事。
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。
- 4 宮崎市動物との共生に関する条例に関する事。
- 5 動物愛護センター運営に関する事。

保健環境検査係

- 1 食品検査に関する事。
- 2 感染症、その他疾病の検査に関する事。
- 3 衛生上の試験及び検査に関する事。
- 4 環境水等の検査に関する事。
- 5 課の庶務に関する事。

5 職種別職員数（健康管理部を含む）

職種別職員数

（令和6年4月1日現在）

医 師				獣 医 師				薬 剤 師				事 務				保 健 師			
市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計
2			2	9			9	8			8	48		22	70	54		5	59

看 護 師				診 療 放 射 線 技 師				臨 床 検 査 師				歯 科 衛 生 士				管 理 栄 養 士			
市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計
		15	15	1		0	1	2			2			1	1	4		1	5

精 神 保 健 福 祉 士				学 化				愛 看 玩 動 物 師				動 物 愛 護 員				合 計			
市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計	市	県	会	計
1			1	6			6			2	2			13	13	135	0	59	194

課別職員数

区 分		部 長	保 次 健 長 所 長 兼	副 参 事 所 長 兼	課 長	課 長 補 佐	主 幹	係 長	副 主 幹	主 査	主 任 主 事	主 任 技 師	主 事	技 師	任 会 用 計 職 年 員 度	計	
部 長 ①		1														1	
保 健 所	次長兼保健所長②		1													1	
	参 事 兼 保 健 所 副 所 長 ③			1												1	
	保健医療課	課 長				1											1
		課 長 補 佐					1										1
		管 理 係						1			1	1	1			2	6
		医 療 安 全 係						1			3	1	1	1		5	12
		医 療 政 策 推 進 室					1					2		1		1	5
		小 計 ④				1	2	2	0	0	4	4	2	2		8	25
		地域保健課	課 長				1										
	課 長 補 佐 (統括保健師)						1										1
	管 理 係							1			2	1		1			5
	中央地域ケア係							1		2	2		4		2	7	18
	江南地域ケア係								1		2		1		4	3	11
	北部地域ケア係							1			1		2		1	2	7
	南部地域ケア係							1	1		2		1		3	3	11
	西部地域ケア係							1					2		1		4
	小 計 ⑤					1	1	5	2	2	9	1	10	1	11	15	58
	健康支援課		課 長				1										
		課 長 補 佐					1										1
		からだの健康係							1		2	2	1	2		7	15
		食改善推進係						1				1	2			1	5
		こころの健康係						1			1	3	3		1		9
		療養支援係					1				1	2			2	4	10
		感染症対策室					1				4	3	1		2	3	14
		小 計 ⑥				1	2	3	1	0	8	11	7	2	5	15	55
	保健衛生課	課 長				1											1
		部 付 主 幹 (動物愛護センター長)				1											1
生 活 衛 生 係							1			1	1	1	1			5	
食 品 衛 生 係							1			2	2	4	1	1	3	14	
動物愛護センター							2		1	4		1			18	26	
保健環境検査係						1				2		2		1		6	
小 計 ⑦					2	1	4	0	1	9	3	8	2	2	21	53	
合 計 ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦			1	1	5	6	14	3	3	30	19	27	7	18	59	193	
総 計 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦		1	1	1	5	6	14	3	3	30	19	27	7	18	59	194	

※産休・育休中の職員を含む。

6 歳入歳出予算（当初予算）

歳入予算

（単位：千円）

科 目	令和6年度	令和5年度
分担金及び負担金	47,586	49,955
使 用 料 及 び 手 数 料	131,221	119,334
国庫支出金	73,765	437,555
県支 出 金	92,777	122,117
寄附金	0	1
諸 収 入	31,175	33,170
財産 収 入	3,998	3,998
合 計	380,522	766,130

歳出予算

（単位：千円）

科 目		令和6年度	令和5年度
保健医療課	1 共同利用型病院運営費補助事業	31,224	31,367
	2 在宅当番医制業務委託事業	19,332	19,332
	3 みやざき健康ふくしまつり補助事業	1,180	1,438
	4 夜間急病センター小児科管理運営事業	15,650	14,840
	5 健康危機管理体制整備事業	350	360
	6 産科・小児科等医療機関開設等支援事業	-	10,000
	7 小児救急医療適正化推進事業	80	179
	8 宮崎大学医学部小児科寄附講座運営支援事業	27,000	27,000
	9 医療政策推進事業	7,500	9,000
	10 夜間急病センター内科・外科運営支援事業	256,706	254,827
	11 保健医療管理費	3,390	3,200
	12 夜間急病センター小児科指定管理事業	145,952	141,962
	13 健康危機対応人材育成事業	1,000	0
	14 厚生統計調査事業	1,582	2,083
	15 田野病院事業会計繰出金	192,931	230,694
	16 保健所事務管理費	92,000	110,100
	17 医療安全支援センター運営事業	290	280
	18 医療・薬務システム事業	1,809	1,813
	19 宮崎市保健所・中央保健センター施設等改修事業	170,167	162,500
	20 医療・薬事監視指導事業	490	470
小 計		968,633	1,021,445
地域保健課	1 健康増進事務管理費	1,250	1,290
	2 高岡福祉保健センター運営管理事業	16,300	16,100
	3 清武保健センター運営管理事業	1,550	1,530
	4 高岡福祉保健センター改修事業	6,000	10,700
	5 地域保健統計調査事業	664	591
	6 地域に寄り添う保健活動展開事業	1,640	1,770
	7 成人等健康教育・健康相談事業	1,320	1,445
	8 地域保健関係職員等研修事業	1,030	915
小 計		29,754	34,341
保健衛生課	1 食品衛生指導事業	6,351	6,660
	2 環境衛生指導事業	1,684	1,640
	3 生活環境対策事業	570	740
	4 動物愛護センター運営事業	36,182	41,300
	5 動物の適正飼養管理推進事業	243	660
	6 保健衛生事務管理費	2,304	2,270
	7 衛生総合システム事業	2,981	2,981
	8 衛生検査事業	8,080	9,200
	9 保健環境検査事業	25,104	27,110
	10 新型コロナウイルス感染症検査委託事業	-	-
小 計		83,499	92,561

科 目		令和6年度	令和5年度
健康支援課	1 健康づくり推進協議会支援事業	-	1,380
	2 健康支援事務管理費	10,070	9,600
	3 在宅療養相談事業	1,230	1,500
	4 骨髄等移植ドナー支援事業	1,120	980
	5 私らしく生ききるための想いをつなぐ事業	310	1,330
	6 幼児むし歯予防事業	13,100	14,400
	7 妊婦歯科口腔健康診査事業	6,580	7,500
	8 高齢者等定期予防接種事業	239,594	267,000
	9 風しん追加的対策事業	17,300	29,500
	10 健康診査事務費	31,667	6,000
	11 歯周疾患検診事業	17,400	18,000
	12 がん検診推進事業	9,900	9,900
	13 成人等健康教育・健康相談事業（健康支援課）	390	470
	14 集団健康診査事業	110,670	121,000
	15 個別健康診査事業	252,100	254,000
	16 健康みやざきマイレージ事業	-	7,000
	17 慢性腎臓病（CKD）連携システム推進事業	752	755
	18 がん検診受診率向上対策事業	-	24,500
	19 受動喫煙防止推進事業	-	366
	20 食育・地産地消推進支援事業	1,700	1,100
	21 女性の健康サポート普及啓発事業	1,135	2,500
	22 「キャンパス出張」子宮頸がん検診事業	3,000	-
	23 歯科口腔保健推進事業	15,000	15,667
	24 口腔保健支援センター業務委託事業	6,000	6,000
	25 国民栄養養調査事業	5,766	1,778
	26 栄養改善支援事業	1,230	1,300
	27 成年後見制度活用事業	6,500	5,000
	28 自殺予防対策事業	2,100	2,200
	29 宮崎市自殺対策行動計画策定事業	-	2,500
	30 うつ病等医療連携システム推進事業	345	550
	31 若年層の自殺予防対策推進事業	1,520	2,560
	32 精神保健福祉対策強化事業	5,200	4,860
	33 こころつなぐライン相談事業	20,802	15,300
	34 結核対策事業	12,500	13,500
	35 感染症対策事業	1,000	1,050
	36 エイズ・性感染症対策事業	1,360	1,220
	37 肝炎ウイルス検査事業	15,300	15,500
	38 風しん抗体検査事業	1,500	1,800
	39 新型コロナウイルス感染症検査・医療費	7,750	520,860
	40 新型コロナウイルス感染症防疫等対策事業	-	31,437
	41 新型コロナウイルス感染症防疫等対策強化事業	-	72,075
	42 新型コロナウイルス感染症検査包括外部委託事業	-	194,040
	43 結核医療事業	10,400	10,400
	44 性感染症ましかど出張予防啓発・検査事業	930	1,200
	45 難病患者地域支援対策推進事業	1,550	1,550
	46 指定難病医療費支援事業	19,008	10,679
	47 第3次健康みやざき市民プラン策定事業	-	5,000
	48 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付事業	12,327	-
	小 計	866,106	1,716,807
	合 計	1,947,992	2,865,154

第2章 事業概要及び実績

第1節 保健医療事業

1 管理事業

(1) 保健所運営事業（保健所運営協議会）

地域保健法に基づき、市内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議してもらうため、宮崎市保健所運営協議会を設置しています。委員数は、宮崎市保健所運営協議会条例の規定で20人以内となっており、令和6年度は19人で構成しています。

(2) みやざき健康ふくしまつり補助事業

市民の健康づくりや福祉に関する啓発を行うため、「みやざき健康ふくしまつり実行委員会」に対して運営費を補助し、「みやざき健康ふくしまつり」の実施を支援しています。
【令和5年度実績】

開催日：令和5年11月3日（金・祝）

会場：フローランテ宮崎

来場者数：12,808人

参加団体数：60団体

内容：健康づくりコーナー・グルメコーナー・ふくし体験コーナー・ステージイベント等

(3) 厚生統計調査

国の委託を受けて、保健衛生行政施策の企画・立案の基礎資料となる厚生統計調査を実施しています。

① 保健医療関係

	統計調査名	調査の目的	調査時期
1	人口動態調査	出生・婚姻・離婚・死亡・死産の状況を把握するため	毎月
2	医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため（異動のあった施設対象）	毎月
3	病院報告	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握するため	毎月
4	衛生行政報告例	行政の実態を数量的に把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営に役立てるため	毎年
5	医師・歯科医師・薬剤師調査	業務の種別や従事場所などを把握するため	2年毎 ※1
6	看護師等業務従事者届	業務の実態と施設などについて把握するため	2年毎 ※1
7	患者調査	病院を利用する患者の疾病状況を把握するため	3年毎 ※2
8	受療行動調査	医療施設を利用する患者の医療に対する満足度を把握するため	3年毎 ※2
9	医療施設静態調査	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため（全施設対象）	3年毎 ※2

※1 5～6の調査は、（直近）令和4年実施済、（次回）令和6年実施予定

※2 7～9の調査は、（直近）令和5年実施済、（次回）令和8年実施予定

② 地域保健関係

	統計調査名	調査の目的	調査時期
1	地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持・増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を把握し、地域保健施策の基礎資料を得るため	毎年
2	国民生活基礎調査	国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画運営に役立てるため	毎年
3	社会保障・人口問題基本調査	家庭機能や世代間扶助の実態などを明らかにし、各種行政施策立案の基礎資料を得るため	毎年

2 医療政策推進事業

(1) 救急医療事業

① 夜間急病センター

昭和54年10月に初期救急医療施設として開設し、毎日午後7時から翌日午前7時まで内科・外科・小児科の3科目の診療を行っています。

内科・外科については、生目の杜医療防災拠点にある宮崎市郡医師会病院内で診療を行っています。また、小児科については、公益社団法人宮崎市郡医師会が指定管理者として県立宮崎病院の敷地内で診療を行っています。

【診療状況】

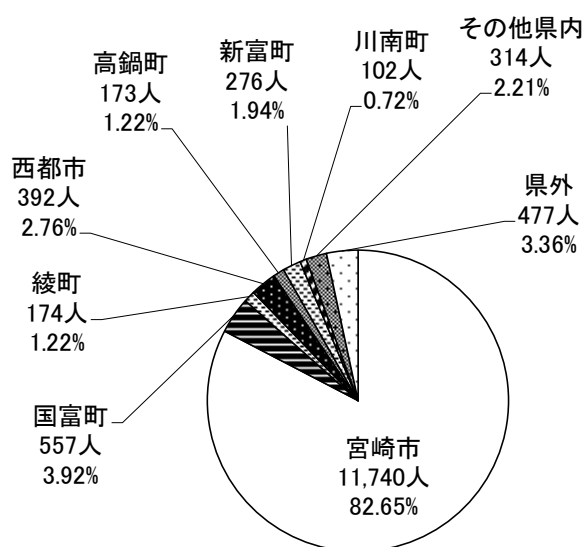
(単位：人)

区分 年度	受診者		科別		
	男	女	内科	外科	小児科
R3	5,818	5,557	3,747	3,022	4,606
R4	6,394	5,961	4,034	2,994	5,327
R5	7,363	6,842	4,677	3,193	6,335

(単位：人)

区分 年度	宮崎市	国富町	綾町	西都市	高鍋	新富	川南	その他 県内	県外	計	1日当り 患者数	2次搬送 患者数
R3	9,621	421	161	277	151	212	69	223	240	11,375	31	331
R4	10,311	494	159	309	192	195	81	247	367	12,355	34	371
R5	11,740	557	174	392	173	276	102	314	477	14,205	39	471

【令和5年度居住地別利用状況】



市町村別	利用者数(人)	割合
宮 崎 市	11,740	82.65%
国 富 町	557	3.92%
綾 町	174	1.22%
西 都 市	392	2.76%
高 鍋 町	173	1.22%
新 富 町	276	1.94%
川 南 町	102	0.72%
そ の 他 県 内	314	2.21%
県 外	477	3.36%
合 計	14,205	100.00%

② 在宅当番医制

宮崎市郡医師会及び宮崎市郡歯科医師会に委託し、日曜日・祝休日・年末年始（12月30日から1月3日）の午前9時から午後5時まで病院・診療所が診療にあたる体制を取っています。

また、宮崎県柔道整復師会が実施する在宅柔道整復師当番事業に対し運営費補助を行っています。

【令和5年度利用状況】

(単位：人)

区 分		宮崎市	国富町	綾 町	その他		計
					県 内	県 外	
医 科	内 科	13,093	724	317	479	381	14,994
	小 児 科	9,224	390	161	480	268	10,523
	外 科	368	32	20	25	13	458
	脳 外 科	339	13	6	27	8	393
	形成外科	8	1	-	-	1	10
	整形外科	4,252	196	84	436	91	5,059
	産婦人科	379	12	2	87	17	497
	耳 鼻 科	5,560	184	68	614	139	6,565
	眼 科	1,591	44	16	180	43	1,874
	皮 膚 科	3,343	127	61	406	100	4,037
	泌尿器科	386	26	4	26	6	448
	そ の 他	225	13	4	26	15	283
	計	38,768	1,762	743	2,786	1,082	45,141

(単位：人)

区 分	初診	再診	計
歯 科	932	136	1,068
柔道整復師	82	560	642

③ 共同利用型病院（対象施設：宮崎市郡医師会病院）

日曜日・祝休日・年末年始、または夜間における救急患者の中で、入院や手術を必要とする重症患者の医療を確保するため、共同利用型病院として開設された宮崎市郡医師会病院に対して、運営費の助成を行っています。

【令和５年度診療科目別延患者数】

（単位：人）

区 分		内 科	外 科	整形外科	産婦人科	放射線科	新生児科	計
延患者数	入院	1,127	378	439	288	-	251	2,483
	外来	704	223	183	163	-	18	1,291
	計	1,831	601	622	451	-	269	3,774

【令和５年度取扱患者の来院方法別内訳】

（単位：人）

区 分	初期救急医療施設から転送			そ の 他			計
	救急車	その他	計	救急車	その他	計	
入 院	269	501	770	250	1,463	1,713	2,483
外 来	-	1,291	1,291	-	-	-	1,291
計	269	1,792	2,061	250	1,463	1,713	3,774

（２）宮崎大学医学部小児科寄附講座運営支援事業

宮崎大学医学部小児科に、平成30年11月1日付けで設置された「宮崎小児地域医療学・次世代育成支援講座」の運営を支援し、小児疾患医療に関する研究を通して、小児医療に関心を持つ学生の教育や、次世代を担う若い小児科医の人材育成を進めるとともに、夜間急病センター小児科をはじめとする県央地域における小児医療体制の充実を図り、小児地域医療へ貢献していきます。

3 医療安全事業

(1) 医療提供施設統計

① 施設数及び病床数

ア 病院

令和6年4月1日現在

施設数	病 床 数				
36	5,863	精 神	感染症	結 核	療 養
		1,391	8	71	960
					一 般
					3,433

イ 診療所

令和6年4月1日現在

一 般 診 療 所						歯 科 診 療 所			
施 設 数			病 床 数			施 設 数			病床数
397	無 床	有 床	708	療 養	療養以外	223	無 床	有 床	0
	349	48		41	667		223	0	

② 開設者別医療提供施設数

令和6年4月1日現在

	国 立	県 立	市 立	日 赤	健 保 組 合	共 済 組 合	公 益 法 人	医 療 法 人	社 会 福 祉	医 療 生 協	会 社	そ の 他	個 人	計
病 院	3	2	1	0	0	0	1	25	0	1	0	3	0	36
一般診療所	3	4	5	2	0	1	0	227	38	3	3	5	106	397
歯科診療所	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	3	183	223

③ 施設数及び病床数の人口10万対比

令和2年10月1日現在

	施 設 数			病 床 数	
	病 院	一般診療所	歯科診療所	病 院	一般診療所
宮 崎 市	9.7	94.7	57.1	1,535.4	197.3
宮 崎 県	12.8	83.6	46.7	1,742.4	211.1
全 国	6.5	81.3	53.8	1,195.1	68.2

(2) 医療従事者統計

① 医師等

令和4年12月31日現在

	医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士	歯科技工士
病院・診療所	1,504	328	252		
薬局・歯科技工所・その他	105	18	866		
宮崎市合計	1,609	346	1,118	685	161
宮崎市（人口10万対）	403.3	86.7	280.2	170.7	40.1
宮崎県（人口10万対）	276.4	69.8	217.5	145.3	32.7
全 国（人口10万対）	274.7	84.2	259.1	116.2	26.4

(注) 1. 医師、歯科医師、薬剤師については、免許保持者の数である。

2. 歯科衛生士、歯科技工士については、就業者数である。

② 保健師・助産師・看護師等

令和4年12月31日現在

	保健師	助産師	看護師		准看護師	
			女	男	女	男
病 院	12	107	3,584	588	274	61
診 療 所	20	32	1,116	34	585	28
助 産 所	0	17	0	0	0	0
訪問看護 ステーション	1	0	318	43	23	1
介護老人保健施設等	30	0	403	26	316	28
社会福祉施設	3	0	124	8	75	1
看護師等学校又は 養成所又は研究機関	15	12	124	14	1	0
保 健 所	76	2	26	1	0	0
都道府県又は市町村 (保健所を除く)	51	1	10	0	0	0
事 業 所	33	2	121	0	31	2
そ の 他	46	0	65	4	8	1
宮崎市合計	287	173	5,891	718	1,313	122

(注) 保健師・助産師・看護師・准看護師については、就業者数である。

(3) 医療提供施設等に関する事務

① 医療提供施設等への立入検査業務

ア 病院・診療所の立入検査

病院・診療所が、医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、適正に管理され、適切な医療が提供されているかについて立入検査を実施しています。

○立入検査施設数（令和5年度）

病院	診療所（有床）	診療所（無床）	歯科診療所
36	0	43	32

イ 病院・診療所の施設検査（令和5年度）

病院・診療所の開設などに伴い、構造設備などが適正であるかの使用前検査を実施しています。

病院	一般診療所	歯科診療所
33	3	0

ウ 衛生検査所の立入検査（令和５年度）

衛生検査所が、臨床検査技師等に関する法律に基づき、登録基準が維持されているか、精度管理の実施状況が適正であるかについて、立入検査を実施しています。

登録施設数	立入検査
6	2

② 医療提供施設等の開設許可などに関する事務

医療提供施設等の開設許可事務や開設届出受理事務を行っています。

令和５年度（単位：件）

施設区分 \ 項目	開設届	開設許可 (登録) 申請	変更許可 (登録) 申請	変更届	構造設備 使用許可 申請	廃止届 休止・再 開届
病院	0	0	35	11	33	0
診療所	11	9	14	94	3	27
助産所	3	0	0	4	0	0
歯科技工所	6			1		1
施術所	33			45		46
衛生検査所		1	0	10		6
医療法人設立認可申請		7 件				

（４）医療安全支援センター

患者や市民からの、市内にある病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下、「医療提供施設」という。）における医療に関する苦情や相談に対応し、医療提供施設への情報提供や助言などを行う「医療相談窓口」のほか、宮崎市医療安全支援センター（以下、「センター」という。）の運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する「医療安全推進協議会」を設置しています。

① 医療相談窓口

○受付日時 月曜日から金曜日まで（祝休日、12月29日から1月3日までを除く。）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までは除く。）

○受付場所 宮崎市保健所1階

○専用電話 0985-29-9888

○医療相談件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談件数	825 件	1,005 件	914 件

② 医療安全推進協議会

ア 業務内容

- i センターの運営方針及び業務内容の検討
- ii センター業務の運営に係る関係機関・団体等との連絡調整
- iii 個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言

- iv 地域における医療安全推進のための方策の検討
- v その他センター業務に関する重要事項の検討
- イ 協議会委員の構成（10 人以内）
 - i 医療サービスを利用する者
 - ii 医療関係者
 - iii 学識経験者
 - iv 宮崎市保健所長
 - v その他市長が定める者

（５）医療職免許事務

免許の各種申請の受付事務並びに歯科技工士試験及び准看護師試験の受付事務は、宮崎県知事の権限ですが、宮崎県条例により宮崎市において事務処理（経由事務）を行なっています。

令和５年度（単位：件）

職 種	新規申請	籍（名簿） 訂 正	再 交 付	抹 消	願書受付	合 計
医 師	63	17	3	1		84
歯 科 医 師	9	7	0	1		17
薬 剤 師	20	9	2	0		31
診療放射線技師	5	3	0	0		8
臨床検査技師	13	12	0	0		25
理学療法士	28	10	1	0		39
作業療法士	14	9	0	0		23
視能訓練士	0	1	0	0		1
保 健 師	16	28	3	1		48
助 産 師	12	6	1	0		19
看 護 師	244	173	25	1		443
准 看 護 師	59	27	10	0	179	275
衛生検査技師		0	0	0		0
合 計	483	302	45	4	179	1013

（６）薬務業務

① 薬局、医薬品販売業及び医療機器等販売業・貸与業

ア 立入検査

医薬品及び医療機器の安全性の確保及び医薬品による危害を防止するため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、薬局、医薬品販売業及び医療機器等販売業・貸与業に対する立入検査を行っています。

○施設及び立入検査件数（令和５年度）

区 分	施設数	立入検査件数
薬局	242	54
医薬品店舗販売業	111	44
高度管理医療機器等販売業・貸与業	265	62
管理医療機器販売業・貸与業	1,782	0

（注）施設数は、令和６年４月１日現在

イ 薬局、医薬品販売業及び医療機器等販売業・貸与業に関する事務

○許可・更新及び届出処理件数（令和５年度）

（単位：件）

区 分	許 可 申 請	更 新 申 請	変更届出等	廃止届	合 計
薬局	5	38	469	6	518
医薬品店舗販売業	6	19	271	9	305
高度管理医療機器等販売業・貸与業	32	32	119	18	201
管理医療機器販売業・貸与業	28	—	56	27	111

② 毒物劇物販売業

ア 立入検査

毒物又は劇物による保健衛生上の危害を防止するため、「毒物及び劇物取締法」に基づき、販売業者及び業務上取扱者に対する立入検査を行っています。

○登録施設及び立入検査件数（令和５年度）

区 分	施設数	立入検査件数	備 考
一般販売業	119	40	全ての毒物又は劇物を販売
農業用品目販売業	33	10	主に農薬等の毒物又は劇物を販売
特定品目販売業	9	3	アンモニア等の限定品目を販売
業務上取扱者	6	0	金属めっき業、しろあり防除業

（注）施設数は、令和６年４月１日現在

イ 毒物劇物販売業に関する事務

○毒物劇物販売業登録・更新及び届出処理件数（令和５年度）

（単位：件）

区 分	登録申請	更新申請	変更届出等	廃止届	合 計
一般販売業	5	22	7	5	39
農業用品目販売業	0	10	6	2	18
特定品目販売業	0	3	2	0	5
業務上取扱者	—	—	1	0	1

③ 家庭用品の検査状況

一般消費者の生活で使用する家庭用品については、これらのものに含有される化学物質による保健衛生上の被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、20 種類の有害物質の規制基準等が設定されています。

保健所では、国の定めた「家庭用品規制に係る監視指導要領」に基づき、市販されているおしめ等の繊維製品の試験検査を実施しています。

○家庭用品試買試験検査状況（令和 5 年度）

		試験検査 件数合計	基準違反 件数合計	繊維製品										
				おしめ	おしめカバー	よだれ掛け	下着	中衣	外衣	手袋	くつ下	たび	帽子	寝衣
ホルムアルデヒド	生後 24 月以内のもの	23	0	0/1	0/1	0/3	0/3	0/3	0/3	0/2	0/3		0/1	0/3
	生後 24 月以内を除くもの	7	0				0/2			0/1	0/2	0/1		0/1
	計	30	0	0/1	0/1	0/3	0/5	0/3	0/3	0/3	0/5	0/1	0/1	0/4

第2節 保健事業

1 歯科保健対策事業

歯や口の健康を保つことは、単に食物を摂取するというだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となります。

宮崎市では、宮崎市郡歯科医師会をはじめとする関係機関の協力により、歯科保健事業を推進しています。特に、平成12年度からは専門の歯科医師・歯科衛生士の常勤体制を整備し、乳幼児期から高齢期にいたるまでの歯や口の健康づくりの事業を展開するとともに、障がい児者歯科健診などの推進を図っています。

(1) 歯周疾患検診事業

30～70歳の5歳刻みの年齢の市民を対象に、歯周病や歯の喪失を予防するために歯科健診を実施しています。

(単位：人)

内 訳		R3	R4	R5
受診者数	30 歳	315	286	312
	35 歳	432	354	346
	40 歳	433	398	388
	45 歳	417	383	379
	50 歳	417	443	436
	55 歳	346	425	433
	60 歳	390	380	396
	65 歳	488	458	484
	70 歳	550	556	575
	計	3,788	3,683	3,749
口腔内所見	異常なし	245	255	224
	要指導	477	534	534
	要精密検査	3,066	2,894	2,991

(2) 歯とお口の健康相談

平成 17 年度より障がい児・者を含めた乳幼児から高齢者までを対象に、保健所第 2 歯科保健室において歯科健診・相談を実施しています。

(単位：人)

年 度			R3	R4	R5
回 数 (回)			19	36	17
受診者数	年齢区分	0～5 歳	55	66	25
		6～17 歳	2	3	0
		18 歳以上	33	24	21
	実人員		90	93	46
	延人員		90	93	46
口腔内 所見	むし歯と歯周病	異常なし	64	71	28
		むし歯	1	0	0
		歯周病	22	17	9
		むし歯と歯周病	3	5	9
	補綴 (18 歳～)	異常なし	29	23	17
		要補綴	4	1	4

(3) 妊婦歯科口腔健康診査事業

妊娠中の歯科疾患の早期発見・早期治療により、口腔及び全身の健康増進を図り、母子の口腔衛生に関する認識を高めるために各医療機関にて歯科健診を実施しています。

令和 5 年度 受診者数 1,163 人

(4) 乳幼児等歯科健診・相談事業

① 1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳 6 か月児健康診査時に歯科の集団健康診査を実施しています。

区分		年度	R3	R4	R5
1 歳 6 か月児	受診者数 (人)		3,319	2,899	3,140
	受診率 (%)		83.5	84.2	92
	むし歯の総数 (本)		115	35	37
	むし歯保有者数		29	9	11
	むし歯の保有率 (%)		0.9	0.3	0.4
	一人当たりのむし歯 の本数	対受診者 (本)	0.03	0.01	0.01
		対保有者 (本)	4.0	3.9	3.4
3 歳 6 か月児	受診者数 (人)		4,359	3,144	3,405
	受診率 (%)		95.5	91.7	93.3
	むし歯の総数 (本)		1,363	664	682
	むし歯保有者数		376	171	159
	むし歯の保有率 (%)		8.6	5.4	4.7
	一人当たりのむし歯 の本数	対受診者 (本)	0.31	0.21	0.2
		対保有者 (本)	3.6	3.9	4.3

② 母子保健事業等の実施時に歯科健診・相談を実施しています。

区分 \ 年度	R3	R4	R5
回 数 (回)	0	4	3
人 員 (人)	0	7	3

※1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査は除く

※おやこの健康相談での実施分はH29年度からは(8)歯科健康教育で計上。

(5) 1歳児歯科口腔健康診査事業

乳歯は生えて3年間がもっともむし歯になりやすいため、乳歯が生え始めるこの時期に各医療機関にて歯科健診指導等を実施しています。

令和5年度 受診者数 1,927人

(6) 2歳児歯科健康診査・フッ化物塗布

満2歳の幼児を対象に、口腔内検査・ブラッシング指導・食生活指導・フッ化物塗布を宮崎市郡歯科医師会に委託し、各医療機関にて実施しています。

(単位：人)

2歳児 歯科健康診査	区分 \ 年度	R3	R4	R5
	対象者	3,304	3,217	3,123
	受診者数	2,241	2,205	2,132
	受診率 (%)	67.8	68.5	68.3
	むし歯の総数 (本)	233	194	281
	むし歯保有者数	73	62	80
	むし歯保有率 (%)	3.3	2.8	3.8
	一人当たりのむし歯の本数	0.10	0.09	0.13
	対受診者 (本)	0.10	0.09	0.13
	対保有者 (本)	3.2	3.1	3.5
塗布①	フッ化物塗布者数	2,196	2,177	2,097
	フッ化物塗布率 (%) (対 対象者数)	66.5	67.7	67.1
塗布②	フッ化物塗布者数	924	1,087	1,115
	フッ化物塗布率 (%) (対 対象者数)	28.0	33.8	35.7
塗布③	フッ化物塗布者数	508	602	617
	フッ化物塗布率 (%) (対 対象者数)	15.4	18.7	19.8

(7) フッ化物洗口推進事業(4歳・5歳児)

乳幼児からのむし歯予防を推進するために、保育所・幼稚園の職員及び保護者に対し健康教育を実施するとともに、幼児期の集団によるフッ化物洗口の実施を推進しています。

年 度	R3	R4	R5
実 施 園 (件)	0	2	0
実施者数 (人)	0	36	0

※年度内に新たにフッ化物洗口を開始した件数・人数

(8) 歯科健康教育

むし歯や歯周病予防等についての健康教育を、乳幼児や学童の保護者、一般成人のみならず、歯科衛生士や保育士などの関係職種等を対象に実施しています。

区分 \ 年度	R3	R4	R5
回数(回)	71	89	50
人員(人)	2,270	2,697	1,594

(9) 宮崎市歯科保健推進協議会

少子・高齢社会を迎え、生涯を通じ、歯の健康に対する正しい知識の普及とライフステージに応じた歯科保健対策が必要となっています。そのため、関係各課や関係機関の代表が集い、歯科保健事業推進のための協議会を開催しています。

(10) 宮崎市口腔保健支援センター

生涯を通じた歯と口の健康及び口腔機能の維持・向上を支援していくことを目的に、平成25年4月に宮崎歯科福祉センター内に設置されました。

○歯と口の健康フェスティバル

口腔衛生とその意識を向上し、健康に寄与することを意図として、歯と口の健康週間にあわせて実施しています。

日時：令和5年6月4日（日）午前10時～午後1時

場所：宮交シティ

参加人数：560人

内容：歯科相談・石こう指型づくり体験、血糖値測定、児童生徒図画、ポスター等の展示
親と子のよい歯のコンクール表彰式

2 栄養対策推進事業

(1) 給食施設指導

特定かつ多数の人に継続的に食事を提供する施設における適切な栄養管理・栄養指導に資するため必要な指導を行います。また、給食施設等の管理栄養士・栄養士を対象に専門的な知識・技術に関する研修会を実施します。

① 施設別指導状況

(単位：件)

内 訳	R2	R3	R4	R5
病 院 等	0	0	2	34

② 研修会

令和5年度

対 象	人 員	内 容
給食施設等栄養士研修会	49	栄養士に必要なコミュニケーションスキルについて

(2) 人材育成

① 食生活改善推進員

よりよい食生活の普及浸透を図るため、住民参加型の地域ボランティア活動が積極的に展開されるよう、食生活改善推進員を対象に研修を行い、活動を支援します。

・宮崎市食生活改善推進員数 100名(令和6年4月1日現在)

研修会等実施状況

令和5年度

区 分	内 容	実施回数	延人員
研修会等	健康や食に関する研修会等	156	1,390

地域活動支援状況(延人数)

令和5年度

区 分	実施回数	参加者数
料理教室、イベント	55	2,953

食生活改善ボランティア養成状況

令和5年度

区 分	実施回数	参加者数
養成講座	6	19

② その他

令和5年度

区 分	実施校	延 人 員
学 生 実 習	2	50

(3) 栄養士免許事務

免許の各種申請の受付事務は、宮崎県知事の権限ですが、宮崎県条例により宮崎市において事務処理（経由事務）を行なっています。

令和5年度（単位：件）

職種	新規申請	名簿訂正・書換	再交付
管理栄養士	14	20	2
栄養士	5	9	2

(4) 栄養相談・教育

生涯にわたる健康づくりを支援するため、栄養知識の普及と食生活改善を目的として、個別相談や集団教育を実施します。（健康支援課関連のみ掲載）

栄養相談・教育実施数

内 訳		R3	R4	R5
個別	延人員	242	317	582
集団	回数	5	11	16
	延人員	84	302	260
合計延人員		326	619	842

(5) 食育・地産地消の推進

令和5年2月に策定した「第3次宮崎市食育・地産地消推進計画」（改訂版）に基づき、バランスのとれた食生活の推進を図り、食育を市民運動とするため、食育・地産地消推進会議やイベントの開催、NPO法人等が行う食育活動を支援します。

3 健康づくり事業

(1) 健康みやざき市民プランの推進

国の「健康日本21」及び県の「健康みやざき行動計画21」を踏まえ、「健康みやざき市民プラン」を策定し、健康なまちづくりを目的とした行政と市民が一体となった事業を推進しています。

令和6年3月に「第3次健康みやざき市民プラン」を策定。令和6年度から令和17年度を計画期間とし、地域保健の骨格と位置づけて各種事業の展開を図ります。

また、令和11年度に中間評価を行います。

(2) 健康づくり推進協議会支援事業

市民の健康維持・増進を図るために、健康づくり推進協議会の活動を支援します。平成14年度に設立した健康づくり推進協議会は、市内各地域で健康講座や教室を開催するほか、「みやざき市民一斉健康ウォーキング」を開催しました。

宮崎市健康づくり推進員 88人（令和6年3月31日現在）

(3) 出前健康講座講師派遣事業

市民の健康意識の高揚を目的に、宮崎市郡医師会、宮崎県栄養士会、健康運動指導士（有資格者）等の協力を得て、それぞれ各種研修会等の講師として派遣をしています。

	R2	R3	R4	R5
派遣回数	1	0	0	0
参加者数	64	0	0	0

(4) どこでもロコモ予防事業

ロコモティブシンドローム（運動器の障がいのために、移動機能の低下をきたした状態）に対する正しい知識の普及を図り、市民の健康管理意識を高め、行動変容を促します。

令和5年度実績 ロコモ検診 640人 ロコモメイト養成講座 15人

(5) 健康みやざきマイレージ事業

市民が受診する各種健診や運動、健康づくりのイベント参加等にポイントをつけることで、活動の機会を増やし、市民一人ひとりの健康に対する意識向上や健康づくりを支援しました。

令和5年度実績 ポイント付与対象 22事業 応募者延人数 3,842人

4 母子保健事業（保健センターが関連している事業のみ掲載）

母子保健は、母性の尊重と保護を基盤として、妊娠中の健康管理、乳幼児の健康保持増進、児童の健全育成を基本理念とするものです。

近年、少子高齢化の進展、女性の社会進出等、社会環境が大きく変化し、生活様式や価値観の急激な変容、地域連帯感の希薄化など、子どもが生まれ育つ地域環境の変化の中、育児不安・児童虐待といった親と子の心の問題や人工妊娠中絶・性感染症の増加などの思春期の複雑な問題等に対応するため、関係部局や関係機関と連携を図りながら、事業を実施しています。

（１）親子健康手帳（母子健康手帳）の交付

妊娠期間を健康に過ごし、正しい育児についての知識を得ることを目的に交付しています。

平成 18 年度より、父親の育児参加を促す機会となるよう母子健康手帳を「親子健康手帳」と名称変更しました。平成 26 年度より、市内 6 保健センター（市中央保健センター、市総合福祉保健センター、佐土原保健センター、田野保健センター、高岡福祉保健センター「穆園館」、清武保健センター）、また令和元年度からは、市内 2 産前産後サポート室及び 4 保健センター（市総合福祉保健センター、佐土原保健センター、田野保健センター、高岡福祉保健センター「穆園館」）において保健師及び母子保健コーディネーター等の専門職が交付しています。

妊娠週数別妊娠届出状況

（単位：人）

区分 \ 年度	R3	R4	R5
満 11 週 以 内	2,884	2,777	2,465
満 12 ～ 19 週 以 内	126	104	86
満 20 ～ 27 週 以 内	17	21	17
満 28 週 以 上	7	11	14(うち 4 人は分娩後)
不 詳	0	1	0
計	3,034	2,914	2,582
親子健康手帳交付数（冊）	3,103	2,947	2,652

（２）訪問指導

妊産婦、新生児、乳幼児等に対し、保健師や母子訪問指導員（助産師・保健師）が家庭訪問を行い、保健指導を実施しています。

（単位：件）

区分 \ 年度		R3	R4	R5
指導 延 件 数	妊 産 婦	2, 273	2, 051	2, 336
	新 生 児	433	409	489
	未 熟 児	192	188	214
	乳 児	1, 608	1, 415	1, 567
	幼 児	250	177	319
	そ の 他	144	97	134
	合 計	4, 900	4, 337	5, 059

(3) 保健指導

妊産婦、新生児、乳幼児等に対し、保健師等による保健指導を実施しています。

【保健センター実施分】

(単位：件)

区分 \ 年度		R3		R4		R5	
		面接	電話	面接	電話	面接	電話
指導 延 件 数	妊 婦	960	405	839	632	808	1,029
	産 婦	108	964	82	845	80	1,459
	乳 児	125	726	79	716	169	1,530
	幼 児	832	2,301	980	3,086	1,135	5,466
	思春期	—	—	—	—	—	—
	その他	74	208	57	223	44	328
	合 計	2,099	4,604	2,037	5,502	2,236	9,812

(4) 健康教育

妊産婦、新生児、乳幼児等に対し、保健師等による健康教育を実施しています。

【保健センター実施分】

区分 \ 年度		R3		R4		R5	
		開催 回数 (回)	参加 延人員 (人)	開催 回数 (回)	参加 延人員 (人)	開催 回数 (回)	参加 延人員 (人)
思春期健康教育		9	628	9	654	13	944
そ の 他		2	223	4	408	5	341
合 計		11	851	13	1,062	18	1,285

5 健康増進事業

21 世紀にすべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、生活習慣病などの疾病や介護を要する状態に陥ることをできる限り予防していく必要があります。そのため健康増進法に基づき健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診等やがん検診を実施しています。

(1) 健康手帳の交付

40 歳以上の希望する市民に対し、各窓口や各種健康教育・相談・健診などの場で交付しています。

(単位：冊)

年 度	区 分	合 計
R3	新 規	256
	再交付	112
	計	368
R4	新 規	86
	再交付	71
	計	157
R5	新 規	135
	再交付	49
	計	184

(2) 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に役立てることを目的に、各保健センター等において、保健師等により、生活習慣病予防などの健康教育を行っています。

年度 \ 区分	回数 (回)	参加延人員 (人)
R3	193	5,122
R4	287	7,244
R5	377	8,998

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てることを目的に、保健師、歯科衛生士等により、生活習慣病予防などについての一般相談に応じるほか、血圧測定等を実施しています。

年度 \ 区分	回数 (回)	参加延人員 (人)
R3	612	1,731
R4	640	1,539
R5	545	1,827

(4) がん検診等

がんによる死亡者を減らすことを目的に、各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に取り組んでいます。また、どの医療保険にも属さない生活保護受給者等に対し、生活習慣病の予防と壮年期からの健康の自覚と認識を高めることを目的に、健康診査を実施しています。その他、骨粗しょう症検診も実施しています。

○令和6年度健康診査一覧（6月～翌年3月）

健診名		対象者	形式	場所	料金
胃がん 検診	リスク検査 (平成 25 年度～)	40 歳以上で過去 に受診歴のない人	個別	指定医療機関	1,000 円 (市実施の他健診と 同時受診の場合) 500 円
			集団	各保健センター等	500 円
	バリウム検査	50 歳以上の奇数 年齢の人	個別	指定医療機関	2,700 円
			集団	各保健センター等	1,000 円
	内視鏡検査 (平成 29 年度～)	50 歳以上の偶数 年齢の人	個別	指定医療機関	3,000 円
肺がん検診		40 歳以上	集団	各保健センター等	無料
大腸がん検診		40 歳以上	個別	指定医療機関	500 円
			集団	各保健センター等	
子宮が ん検診	細胞診	20 歳以上の女性	個別	指定医療機関	1,500 円 (子宮体がん検診追 加 実施の場合) 2,500 円
			集団	各保健センター等	1,000 円
		21 歳の女性 (生年月日 H15. 4. 2～H16. 4. 1)	個別	指定医療機関	無料 (クーポン券 利用)
			集団	各保健センター等	
	細胞診＋ HPV 検査	25 歳・28 歳・31 歳… (3 歳毎) の女性	個別	指定医療機関	2,500 円
			集団	各保健センター等	2,000 円
乳がん 検診	(視触診) ＋超音波	30 歳以上の女性	個別	指定医療機関	2,000 円
	(視触診) ＋超音波 ＋マンモ	40 歳以上の奇数 年齢の女性	個別	指定医療機関	4,000 円
			集団	各保健センター等	3,000 円
	(視触診) ＋マンモ	41 歳の女性 (生年月日 S58. 4. 2～S59. 4. 1)	個別	指定医療機関	無料 (クーポン券 利用)
前立腺がん検診 (平成 16 年度～)		40 歳以上の男性	個別	指定医療機関	2,000 円 (他健診と同時受診 の場合) 1,000 円
			集団	各保健センター等	500 円
生活保護受給者等の 健康診査		40 歳以上	個別	指定医療機関	無料
			集団	各保健センター等	

骨粗しょう症検診	40、45、50、55、60、 65、70歳の女性	個別	指定医療機関	1,400円 (70歳は無料)
		集団	各保健センター等	500円 (70歳は無料)

次の①～⑨の検査結果計上値については、令和6年5月22日現在の集計値となります。

①-1 胃がんバリウム検診 (単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	93,084	2,427	2.6	129	5.3	105	0	0	0
R4	94,067	2,428	2.6	119	4.9	93	0	0	0
R5	97,925	2,692	2.7	131	4.9	18	0	0	0

※平成29年度から対象者の年齢要件が「40歳以上」から「50歳以上の奇数年齢」に変更。

①-2 胃がんリスク検査 (単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	246,622	5,837	2.4	1,489	25.5	1,038	1	8	9
R4	247,738	5,166	2.1	1,338	25.9	957	7	3	10
R5	252,795	3,293	1.3	953	28.9	497	3	3	6

①-3 胃がん内視鏡検査 (平成29年度より開始) (単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	96,086	1,896	2.0				14	3	17
R4	96,784	2,041	2.1				13	4	17
R5	100,744	2,499	2.5				17	5	22

② 肺がん検診 (単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	246,622	19,477	7.9	303	1.6	211	6	8	14
R4	247,738	18,793	7.6	411	2.2	287	10	13	23
R5	252,795	19,146	7.6	476	2.5	1	0	0	0

③ 大腸がん検診 (単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	246,622	21,291	8.6	1,307	6.1	930	2	49	51
R4	247,738	21,618	8.7	1,237	5.7	923	0	50	50
R5	252,795	22,628	9.0	1,353	6.0	498	0	25	25

④ 子宮がん検診

(単位：人)

区分 年度	対象 人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	175,110	頸部 18,188	10.4	558	3.1	450	2	10	12
		(再)体部 434	—	11	2.5	7	0	2	2
		(再)HPV 7,235	—	173	2.4	149	1	4	5
R4	174,992	頸部 17,639	10.1	517	2.9	415	1	14	15
		(再)体部 387	—	11	2.8	7	1	1	2
		(再)HPV 7,254	—	163	2.2	133	1	5	6
R5	176,104	頸部 17,204	9.8	496	2.9	252	1	6	7
		(再)体部 374	—	7	1.9	1	0	0	0
		(再)HPV 7,024	—	137	2.0	72	0	4	4

⑤ 乳がん検診

(単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	157,079	15,822	10.1	401	2.5	357	13	59	72
		(再)マンモ 7,211	10.8						
R4	157,058	15,840	10.1	373	2.4	338	17	56	73
		(再)マンモ 7,008	10.5						
R5	158,242	15,928	10.1	431	2.7	308	16	37	53
		(再)マンモ 7,126	10.4						

⑥ 前立腺がん検診

(単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検査結果		精検 受診者	精密検査結果		
				要精密者	要精検率 (%)		がん疑	がん	計
R3	112,238	11,294	10.1	647	5.7	475	180	53	233
R4	112,731	11,681	10.4	663	5.7	494	197	44	241
R5	115,193	12,120	10.5	655	5.4	238	104	18	122

⑦ 生活保護受給者等の健康診査

(単位：人)

区分 年度	対象人員 A	受診者数 B	受診率 (%)	指 導 区 分				
				異常なし	要指導 C	要医療 D	計 E (C+D)	$\frac{E}{B}$ (%)
R3	6,948	299	4.3	10	65	224	289	96.7
R4	6,849	317	4.6	14	70	233	303	95.6
R5	6,770	308	4.5	17	71	220	291	94.5

⑧ 骨粗しょう症検診

節目検診

(単位：人)

区分 年度	対象人員	受診者数	受診率 (%)	検診結果判定		
				異常なし	要指導	要精密者
R3	19,697	1,824	9.3	820	533	471
R4	19,192	1,719	9.0	824	462	433
R5	19,483	1,676	8.6	736	487	453

(5) 訪問指導

健康上、何らかの保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図ることを目的に、訪問指導を行っています。保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が必要な保健・相談を行っています。

○ 訪問指導被指導人員

(単位：人)

種 別 \ 年 度		R3		R4		R5	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
寝たきり者	40～64 歳	0	0	0	0	0	0
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
認知症老人	40～64 歳	0	0	0	0	0	0
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
要指導者等	40～64 歳	57	58	36	39	109	112
	65 歳以上	265	268	190	200	665	676
	計	322	326	226	239	774	788
個別健康	40～64 歳	0	0	0	0	0	0
	65 歳以上	0	0	1	2	0	0
	計	0	0	1	2	0	0
閉じこもり	40～64 歳	0	0	0	0	0	0
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
介護家族者	40～64 歳	0	0	0	0	0	0
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
その他	40～64 歳	0	0	2	5	1	9
	65 歳以上	0	0	2	2	0	0
	計	0	0	4	7	1	9
合 計	40～64 歳	57	58	38	44	110	121
	65 歳以上	265	268	193	204	665	676
	計	322	326	231	248	775	797

(6) 高齢者に対する予防接種

① 高齢者等インフルエンザ予防接種事業

平成 13 年度の予防接種法改正により、インフルエンザは定期予防接種（B 類疾患）となりました。（B 類疾病とは、個人予防目的に比重を置いた疾病。すなわち、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図る必要がある疾病のこと。）

対象者のうち接種を希望する方に、定期予防接種を実施しています。

対象者： 宮崎市に住民登録があり、本人が接種を希望し、以下のいずれかに該当する者

- ・ 65 歳以上の者
- ・ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する者

区分 年度	対象人員 (人)	接種者数 (人)	不適者数 (人)	接種率 (%)	実 施 期 間	自己負担額
R3	117,570	68,641	20	58.4	10/1～1/31	1,200 円
R4	118,147	68,715	28	58.2	10/1～1/31	
R5	118,217	65,694	21	55.6	10/1～1/31	1,500 円

※生活保護受給者は自己負担額免除

② 高齢者肺炎球菌予防接種事業

高齢者の死因の上位である肺炎の中で、一番多い病原菌は「肺炎球菌」です。高齢者は、感冒やインフルエンザから肺炎を併発するリスクが高いことから、死亡・重篤化を予防するため、平成 25 年度から任意予防接種として、ワクチン接種費用の一部助成を開始しました。

予防接種法の改正により、平成 26 年 10 月からは定期予防接種（B 類疾病）となりました。なお、定期予防接種が年度途中であったことから、26 年度末まで任意予防接種の助成を継続しました。

対象者： 宮崎市に住民登録があり、本人が接種を希望し、以下のいずれかに該当する者

- ・ 過去に 23 価肺炎球菌ワクチンを接種したことがない 65 歳の者。
ただし、平成 26 年から令和 5 年度までは経過措置として、年度内に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者。
- ・ 過去に 23 価肺炎球菌ワクチンを接種したことがない 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する者

区分 年度	対象人員 (人)	接種者数 (人)	不適者数 (人)	接種率 (%)	自己負担額
R3	14,821	3,347	6	22.6	2,000 円
R4	15,189	3,322	0	21.9	
R5	15,422	4,098	9	26.6	

※定期予防接種の場合、生活保護受給者は自己負担額免除

③ 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業

令和6年度から予防接種法に基づき定期接種（B類疾病）として実施する新型コロナウイルス感染症の予防接種について、高齢者等の重症化及びまん延防止のため、医療機関においてワクチン接種を実施します。

対象者：宮崎市に住民登録があり、本人が接種を希望し、以下のいずれかに該当する者

- ・65歳以上の者
- ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生
活活動が極度に制限される程度の障がい有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免
疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者

接種時期：秋冬に1回接種

（7）慢性腎臓病（CKD）連携システム推進事業

慢性腎臓病（CKD）の重症化を防ぐため、かかりつけ医と腎専門医との連携システムを構築し、腎機能低下者における支援体制を強化します。

（単位：人）

	R2	R3	R4	R5
かかりつけ医からの紹介者（人）	559	402	393	492
うち専門医療機関受診者（人）	322	225	215	276

慢性腎臓病（CKD）の予防、重症化を防ぐため、栄養相談や訪問を実施します。

	R4	R5
利用者数（人）	146	407

（8）地域に寄り添う保健活動展開事業

地域診断の結果に基づき、各地域の特性に応じた効果的な保健活動を展開し、市民自らの健康行動を促すための事業を実施します。また、担当地区において在宅医療を支える多職種（医療職、介護職等）と地区の健康課題の解決に向けて、解決方法の検討協議や研修会を実施しています。

令和5年度実績

①地域の課題に応じた健康相談や健康教育	延べ人数	10,823人
②地域ケア会議（成人、母子）	延べ回数	15回
③多職種連携会議	延べ回数	27回

（9）受動喫煙防止推進事業

望まない受動喫煙のない社会の実現を目指し、市民へ受動喫煙の健康への影響等を啓発します。また、施設管理者等と相互に連携を図りながら受動喫煙防止対策を推進します。

(10) 熱中症対策推進事業

市民へ熱中症予防のための注意喚起と熱中症対策関連情報を周知します。

また、一時休息所及びクーリングシェルターを開設し、周知を図るとともに、利用者の症状悪化防止に努めます。

(11) 女性の健康サポート普及啓発事業

女性が安心して社会活動等ができる環境を整備するため、月経に伴う体調不良等に関する実態調査を行うとともに、女性特有の健康課題への理解を促す啓発等に取り組みます。

6 難病対策事業

国の難病対策については、①調査研究の推進、②医療施設の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健・医療・福祉の充実、連携、⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進などの観点から様々な施策が進められています。

市保健所では、地域の保健・医療・福祉の関係機関の連携のもとに、在宅難病患者及びその家族に適切なサービスを提供するため各種事業に取り組んでいます。

(1) 難病患者地域支援対策推進事業

① 訪問相談事業

保健師・看護師が訪問し、療養生活の相談・支援をしています。

年 度	実人員 (人)	延人員 (人)
令和3年度	113	157
令和4年度	122	168
令和5年度	121	162

② 訪問相談員等育成事業

在宅療養中の難病患者を支援する職種（保健師・看護師・介護支援専門員等）の資質向上のための研修会を開催しています。

令和5年度	
内 容	参加者数 (人)
訪問相談員等育成研修会 「パーキンソン病に関する制度や基礎知識、患者・家族の思いについて」 チャプター1 「パーキンソン病の方が利用できる公的支援制度について」 チャプター2 「パーキンソン病の基礎知識について」 チャプター3 「パーキンソン病の患者さん及びご家族の思いについて」	申込者数：163 人 ※YouTube 録画配信 配信期間：8 日間 再生回数：254 回

③ 医療相談事業

<医療講演会・相談会>

＜医療講演会・相談会＞		令和5年度
	内 容	参加者数（人）
1	病気とストレスのつながりとストレスマネジメント	14
2	自宅での転倒予防！転倒した時の起き上がり方などについて	8
3	“食べる” を続けるための口腔ケア	7

	内 容	参加者数（人）
1	アロマコロンづくり	4
2	健康体操	8
3	はんこづくり	9
4	マインドフルネスめい想	8
5	からだポカポカ体操	6
6	短歌づくり	7

④ 難病対策地域協議会

地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。

令和5年度 実施回数 1回

⑤ 自動痰吸引器利用額補助

気管切開の処置を受け、痰の吸引が必要な在宅療養中の難病患者に対し、自動痰吸引器を貸与し、患者や家族の負担軽減を図ります。

令和5年度 利用者数 1人

（2）指定難病医療費支援事業

指定難病（338 疾病）患者が医療費を受給するために必要となる申請の受付業務や受給者証の発送業務を行っています。（令和元年10月より、県から一部の業務が権限移譲されました。）

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 3,467人 （令和5年度末現在）

7 骨髄等移植推進事業

（1）骨髄等移植ドナー支援事業

白血病などの血液疾患の治療に必要な骨髄・末梢血幹細胞の移植の推進及び骨髄等提供者と事業者の負担軽減を図るため、提供日に本市内に住所を有する提供者、又は、その提供者を提供した日から引き続き雇用している国内の事業所に対し、奨励金を交付します。

令和5年度実績 提供者 5人 事業所 2件

8 精神保健福祉対策事業

精神障がい者の自立と社会参加の促進に係る活動の充実を図るとともに、市民の心の健康の維持・増進のため各種事業に取り組んでいます。

(1) 措置入院関係業務

精神症状により自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者について申請・通報・届出を受理し、調査・診察・入院等の対応を行います。また、措置解除に伴う支援を行います。

令和5年度（単位：件）

	件数	調査結果		診察結果			措置解除
		要診察	診察不要	要措置 (措置入院)	措置不要	緊急措置 (再掲)	
一般人からの申請	9	9	0	8	1	2	
警察官からの通報	110	55	55	25	30	24	
検察庁からの通報	3	2	1	1	1	0	
矯正施設長からの通報	0	0	0	0	0	0	
精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	
合計	122	66	56	34	32	26	31

(2) 措置入院者退院後支援

措置入院者のうち同意が得られた対象者に対し、退院後支援計画を作成し、関係機関と連携して相談支援を実施しています。

令和4年度 退院後支援対象者数 35人 同意者数 27人 計画書交付者数 20人

※対象者に計画書を交付するまでに年度を超えることがあるため、前々年度の実績を記載。

(3) 精神医療事務

精神科病院から提出された入退院届等の受理と、県への進達事務を行っています。

また、医療保護入院の市長同意を行っています。

令和5年度（単位：人）

住 所	措置入院	医療保護入院			応急入院	市長同意
	定期病状報告	入 院	退 院	定期病状報告		
市 内	1	463	472	133	13	11
市 外	0	169	179	27	1	
合 計	1	632	651	160	14	11

(4) 精神科病院実地指導

精神科病院入院患者の人権に配慮した適正な医療を確保し、社会復帰の促進を図るため、市内の精神科病院に対し、年1回の実地指導を実施しています。

令和5年度 精神科病院実地指導 10か所 指摘施設数 4か所

(5) 精神保健福祉相談及び訪問指導

当事者、家族、地域、関係機関から相談を受け、家庭訪問等を通して、精神障がい者が地域で自立した生活を送ることができるように支援しています。

(①、②、③、④は健康支援課・地域保健課の合算数)

① 面接による相談

令和5年度(単位:人)

実 人員	延 人員	延 人 員 の 内 訳											
		老人 精神 保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ 状態	摂食 障害	てん かん	その他
199	266	20	5	13	0	2	0	5	31	11	1	0	178

延 人 員 の 再 掲						
ひきこもり	発達障害	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	DV	災 害
3	6	8	0	0	2	0

② 訪問指導

令和5年度(単位:人)

実 人員	延 人員	延 人 員 の 内 訳										
		老人 精神 保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の 健康 づくり	摂食 障害	てん かん	その他
266	426	48	8	24	7	1	0	1	18	0	2	317

延 人 員 の 再 掲					
ひきこもり	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	DV	災 害
2	54	0	0	1	0

③ 電話による相談

令和5年度(単位:人)

延 人員	延 人 員 の 内 訳											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ 状態	摂食 障害	てん かん	その他
5,170	334	157	140	13	5	0	36	286	104	1	6	4,088

延 人 員 の 再 掲						
ひきこもり	発達障害	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	DV	災 害
8	400	291	0	0	27	0

④ メールによる相談

令和5年度(単位:人)

延 人 員	延 人 員 の 内 訳											
	老人 精神 保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ 状態	摂食 障害	てん かん	その他
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7

延 人 員 の 再 掲						
ひきこもり	発達障害	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	DV	災 害
0	0	0	0	0	0	0

⑤ 定期相談(精神科医による相談)

令和5年度(単位:人)

実 人 員	延 人 員	延 人 員 の 内 訳											
		老人 精神 保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ 状態	摂食 障害	てん かん	その他
35	35	3	0	2	0	1	0	2	4	1	1	0	21

延 人 員 の 再 掲						
ひきこもり	発達障害	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	DV	災 害
1	1	2	0	0	0	0

(6) 精神障がい者家族教室

統合失調症やうつ病などの精神疾患の方がいる家族を対象に、正しい知識や情報等を提供し、病気に対する理解を深めるとともに、家族間の交流を図るために教室を開催しています。

令和5年度

	開催回数(回)	参加延人員(人)
精神障がい者家族教室	6	76

(7) 自殺予防対策事業

自殺対策基本法に基づいて自殺対策を総合的に推進し、市民が生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現をめざして取り組んでいます。令和5年度には、第3期宮崎市自殺対策行動計画を策定しています。

① 自殺対策推進協議会

総合的な自殺対策推進のため、平成22年度から、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NPO等の民間団体、行政機関、庁内関係部署で構成する自殺対策推進協議会を開催しています。

令和5年度 自殺対策推進協議会

開催回数 2回 出席者 延64名

令和5年度 自殺対策推進協議会実務者会議

開催回数 2回 出席者 延62名

② 自殺対策人材養成

市民等が自殺予防対策等について学ぶことで、自殺対策に関心を持ち、知識及び技術向上を図るために人材養成講座を実施しています。

令和5年度

講座名	開催回数(回)	参加者数(人)
市民向けゲートキーパー養成講座	2	39
市職員向けゲートキーパー養成講座	3	87
自殺対策研修会	1	34 (精神保健福祉関係会議内開催)

③ 自殺未遂者支援

自殺未遂者が再び自殺を図ることを防止するため、救急告示病院や警察等で把握した未遂者について、関係機関と連携しながら訪問、電話相談等の支援を実施しています。

また、未遂者への適切な支援ができる人材の育成を図るため研修会を開催しています。

令和5年度 支援者数 41人

令和5年度 自殺未遂者支援関係者研修会

開催回数 1回 参加者数 24人(動画再生数 222回)

④ 自殺予防こころのダイヤル電話相談

市民が悩みや不安、死にたいくらいつらい気持ちになった時に一人で悩まず相談が出来るよう、毎週日曜日の午後6時から午前4時まで、自殺予防こころのダイヤル電話相談をNPO法人に委託し実施しています。(令和4年度までは、毎週日曜日の午後8時から午前4時まで)

令和5年度 電話相談件数 968件

(8) うつ病等医療連携システム推進事業

うつ病等の早期発見早期治療を図るため、かかりつけ医と精神科医の連携を推進するとともに、関係者のスキルアップを図るために研修会を開催しています。

令和5年度 かかりつけ医から精神科への紹介者数 88人

令和5年度 うつ病等医療連携システム推進事業検討会

開催回数 1回 出席者 4名

令和5年度 うつ病等医療連携システム推進事業研修会

開催回数 1回 参加者 95人(うち、オンライン参加者 78人)

(9) こころつながりライン相談事業

こころに悩みや不安のある方が、LINE及びWEBを通して気軽に相談をすることで、悩みや不安を軽減できるよう、毎日19時から24時まで、こころつながりライン相談を実施しています。

(夏季及び冬季休業終了日の前後2週間は17時から24時)

令和5年度 相談対応件数 1,549件(相談者実数 739人)

(10) 若年層の自殺予防対策推進事業

子どもが自らのストレスサインに気づき SOS を発信する力と、それを受け教師や保護者が適切にサポートできる環境を整えるため、教育・研修やパンフレットの配布を実施しています。また、若年層の相談体制の充実を図るため、大学生等を対象としてゲートキーパー養成講座を実施しています。

令和 5 年度 教職員向け自殺予防研修
小学校 25 校 教職員 670 人
令和 5 年度 児童・生徒向け SOS の出し方教育
中学校 25 校、小学校 1 校 児童・生徒 3,168 人
令和 5 年度 自殺予防啓発パンフレット(子ども向け・保護者向け)
小学 5 年生、中学 1 年生の児童・生徒及び保護者、教職員
令和 5 年度 大学生及び専門学校生等向けゲートキーパー養成講座
参加者 56 人

(11) 成年後見制度

身寄りがなく、判断能力が不十分な精神障がい者が安心して生活が送れるように、成年後見等開始の申立て手続きを行っています。本人に負担能力のない場合は、申立てや後見人報酬にかかる費用を助成しています。

令和 5 年度 市長による後見等開始の審判請求件数 6 件
令和 5 年度 後見等報酬助成金交付件数 29 件

9 結核対策事業

結核に関する知識の普及啓発を図ると共に、定期健康診断や結核健康診断を実施して結核のまん延防止に努めています。また、宮崎市感染症診査協議会を開催して、適正な医療の確保に努めています。

(1) 定期健康診断

令和5年度（単位：人）

		定 期					計	
		事業所	学 校		施 設	市町村		
			高 校	各種学校及 び専修学校		大 学		一般住民
間 接 撮 影 者 数		0	0	0	0	0	0	
直 接 撮 影 者 数		5,318	0	199	0	597	0	6,114
デ ジ タ ル 撮 影 者 数		15,056	4,752	1,511	5,804	1,363	21,424	49,910
喀 痰 検 査 者 数		2	0	0	0	80	0	82
被 発 見 者 数	結 核 患 者	1	0	0	0	0	0	1
	結核発病のおそれのある者	0	0	0	0	0	0	0

(2) 結核健康診断、管理検診

令和5年度（単位：人）

		実施 人員	検 査 内 容					
			間 接	直 接	喀 痰	ツ 反	I G R A	その他
保 健 所	接 触 者 健 診	74	0	1	0	0	73	0
	患 者 家 族 健 診	30	0	9	0	1	27	0
	管 理 検 診	26	0	26	0	0	0	0
医 療 機 関	接 触 者 健 診	0	0	0	0	0	0	0
	患 者 家 族 健 診	0	0	0	0	0	0	0
	管理検診（把握分）	33	0	0	0	0	0	0
合 計		163	0	36	0	1	100	0

(3) 訪問・来所面接指導

医療機関から結核発生届を受理した後、すみやかに患者との面接を行っています。結核に対する受容の確認をした後、結核の特徴や治療の必要性・化学療法等について説明するなどの患者支援を実施しています。また、迅速に情報を収集し、家族や接触者に対して適切な対応をすることで二次感染の防止に努めています。

令和5年度（単位：人）

患者実人員	面接指導延人員（患者・家族等）	電話指導延人員（患者・家族等）
46	276	59

(4) 活動性分類別新登録患者数

令和5年(単位:人)

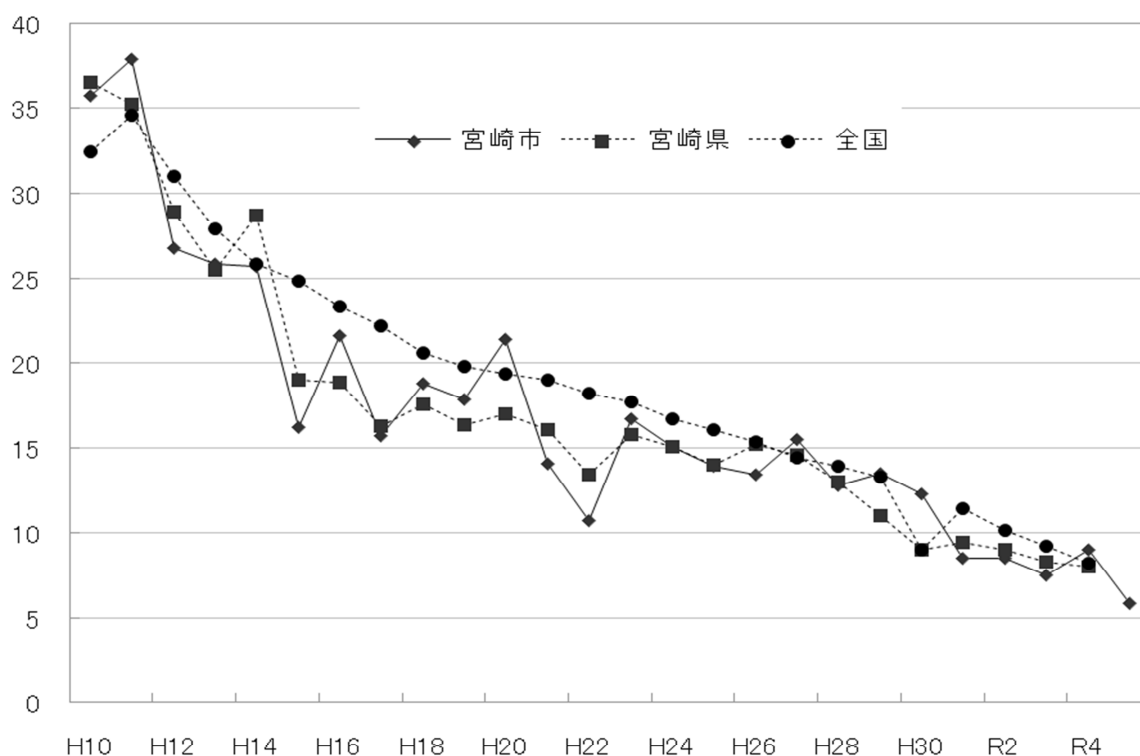
	活 動 性 結 核								(別掲) 潜在性結 核感染症
	総数	肺 結 核 活 動 性						肺外結核 活動性	
		喀痰塗抹陽性				その他の 検査陽性	菌陰性・ その他		
		総 数	初回治療	再治療					
宮崎市	23	12	4	4	0	5	3	11	17
男 性	15	8	3	3	0	4	1	7	7
女 性	8	4	1	1	0	1	2	4	10

(5) 活動性分類別総登録患者数

令和5年末現在(単位:人)

	登録者 総数	活 動 性 結 核								不活 動性 結核	活動 性不 明	(別掲) 潜在性 結核感 染症	
		総数	肺 結 核 活 動 性						肺外結核 活動性				
			登録時喀痰塗抹陽性			登録時そ の他の検 査陽性	登録時菌 陰性・ その他						
			総数	初回 治療	再治療								
宮崎市	51	10	7	3	3	0	4	0	3	35	6	11	3
男 性	33	6	5	2	2	0	3	0	1	25	2	5	2
女 性	18	4	2	1	1	0	1	0	2	10	4	6	1

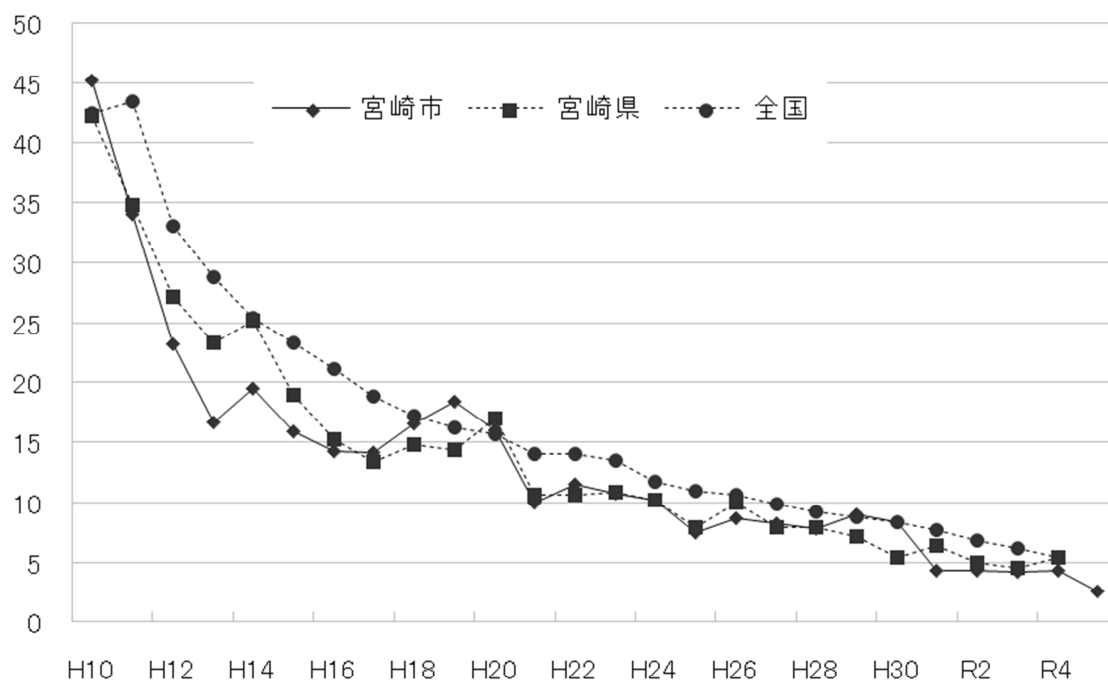
(6) 結核罹患率(人口10万対)の推移



※ 平成12年から新分類により非結核性抗酸菌症は含まれません。

罹患率=新登録患者数÷人口×10万

(7) 結核有病率（人口10万対）の推移



※ 平成12年から新分類により非結核性抗酸菌症は含まれません。

有病率＝年末活動性結核患者数÷人口×10万

(8) 結核新登録患者年齢階級別人数

令和5年（単位：人）

年齢	0～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳～	計
人数	0	3	0	1	0	3	4	9	3	23

(9) 結核総登録患者年齢階級別人数

令和5年末現在（単位：人）

年齢	0～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳～	計
人数	0	4	5	3	1	4	9	20	5	51

10 感染症対策事業

感染症に関する届出受理、発生状況の把握、発生時の対応（疫学調査に基づくまん延防止のための指導・措置等）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）に基づいて行っています。

（１）感染症発生状況（届出件数）

1 類感染症患者数

（単位：人）

種別 区分	エボラ 出血熱	クリミア・コンゴ 出血熱	痘そう	ペスト	マールブルグ病	ラッサ熱	南米出血熱
令和5年	0	0	0	0	0	0	0

2 類感染症患者数

（単位：人）

種別 区分	急性 灰白髄炎	ジフテリア	重症急性呼 吸器症候群	中東呼吸器 症候群	鳥インフルエンザ [※] (H5N1) (H7N9)	結核
令和5年	0	0	0	0	0	※

※結核については別途掲載

3 類感染症患者数

（単位：人）

種別 区分	腸管出血性 大腸菌感染症	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス
令和5年	6	0	0	1	0

4 類感染症患者数（発生分のみ）

（単位：人）

種別 区分	重症熱性血小板 減少症候群	つつが虫病	日本紅斑熱	レジオネラ症	レプトスピラ症
令和5年	6	7	6	5	1

5 類感染症患者数（発生分のみ）

（単位：人）

種別 区分	アメーバ 赤痢	ウイルス性 肝炎	カルバペネム耐性 腸内細菌感染症	急性脳炎	クロイツフェルト・ ヤコブ病
令和5年	2	4	2	4	2
	劇症型溶血性 レンサ球菌感染症	後天性免疫 不全症候群	侵襲性インフルエンザ [※] 菌 感染症	侵襲性肺炎 球菌感染症	水痘 (入院例)
	3	4	2	5	2
	梅毒	播種性 クリプトコックス症	破傷風	百日咳	
	111	3	2	0	

新型インフルエンザ等感染症患者数

(単位：人)

種別 区分	新型インフルエンザ	再興型インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	再興型コロナウイルス感染症
令和5年	0	0	※	0

※新型コロナウイルス感染症については別途掲載

(2) 感染症発生動向調査事業

感染症法では、1類感染症から5類感染症（全数把握対象と定点把握対象）を発生直後または週単位（一部は月単位）で情報収集・分析・提供していくこととしています。

本市における定点医療機関は、小児科10定点・インフルエンザ16定点・性感染症診療科4定点・眼科3定点・基幹病院1定点です。これらの医療機関の協力を得て流行実態を早期かつ的確に把握することにより、全国規模で情報が収集・解析され、予防対策に役立てられています。

① 月報（定点医療機関報告数）

令和5年（単位：人）

番号	疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1	性器クラミジア感染症	3	3	13	8	17	9	10	6	8	11	19	7	114
2	性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	2	3	1	0	1	0	2	2	1	12
3	尖圭コンジローマ	0	1	2	1	2	4	1	2	2	3	1	1	20
4	淋菌感染症	1	1	2	1	1	2	2	1	1	1	4	1	18
5	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	4	2	3	3	7	3	4	9	9	3	5	1	53
6	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		8	7	20	15	30	19	17	19	20	20	31	11	217

② 週報（定点医療機関報告数）

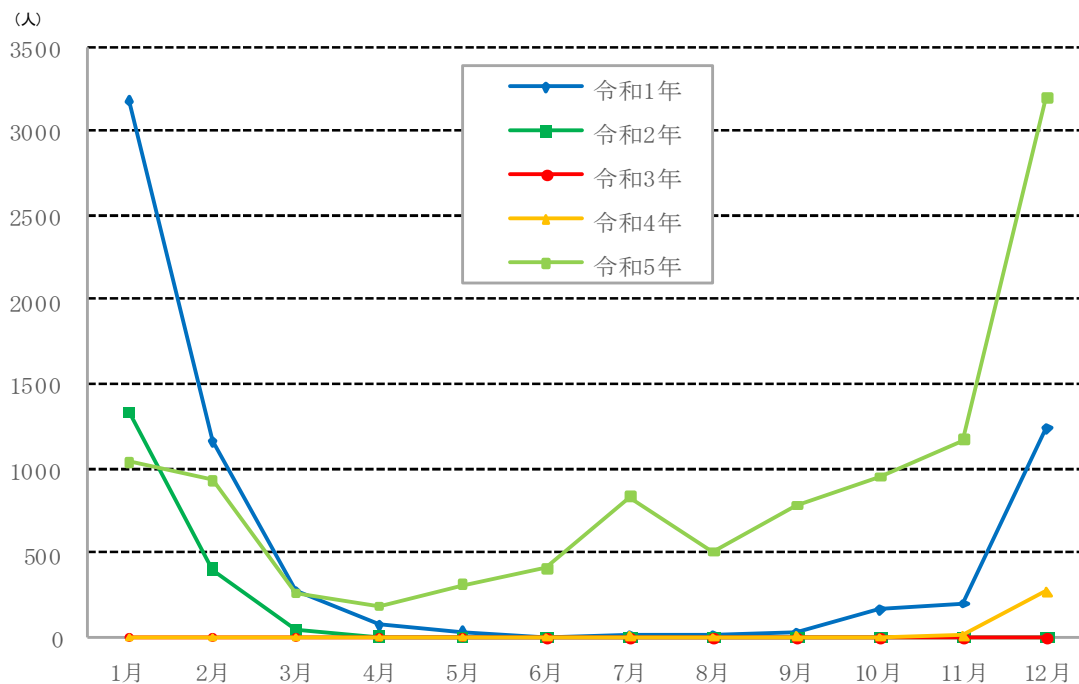
令和5年（単位：人）

番号	疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1	インフルエンザ	1,036	928	258	183	312	405	833	506	779	947	1,167	3,194	10,548
2	新型コロナウイルス感染症	-	-	-	-	85	283	1,081	1,273	890	315	60	205	4,192
3	RSウイルス感染症	5	8	13	64	130	229	186	92	32	10	1	0	770
4	咽頭結膜熱	19	31	35	29	31	19	22	17	20	135	249	257	864
5	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	6	13	16	54	53	66	65	49	80	176	317	473	1,368
6	感染性胃腸炎	478	567	382	221	325	290	156	250	191	294	177	498	3,829
7	水痘	2	2	3	22	1	3	4	7	9	5	7	4	69
8	手足口病	3	2	3	11	68	58	36	122	236	257	97	120	1,013
9	伝染性紅斑	0	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1	1	8
10	突発性発疹	24	23	25	28	42	38	27	30	26	25	20	27	335
11	ヘルパンギーナ	24	26	10	74	356	424	109	32	15	27	16	1	1,114
12	流行性耳下腺炎	0	1	1	1	0	2	0	0	2	6	0	2	15
13	急性出血性結膜炎	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
14	流行性角結膜炎	9	15	17	13	14	10	7	20	20	40	36	28	229
合計		1,606	1,617	766	702	1,418	1,827	2,526	2,399	2,300	2,238	2,148	4,810	24,357

※新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日以降の報告数

(令和5年5月7日までの発生状況は別途掲載)

○インフルエンザ年別月別推移



(3) 風しん抗体検査事業

風しんのまん延防止を図るとともに、妊婦の感染による胎児の先天性風しん症候群（CRS）の発生を防ぐため、抗体検査を実施しています。

<対象者>

- ・妊娠を希望する女性
- ・妊娠を希望する女性のパートナー
- ・妊婦のパートナー

ただし、下記の項目に該当する方は対象外となります。

- ・過去に風しん抗体検査を受けたことがある方
- ・風しんを含むワクチン（予防接種）を2回以上接種したことがある方
- ・風しんにかかったことがある方（検査による確定診断を受けている）
- ・妊娠している方（妊婦健診の対象となる）

<実施者数>

- ・令和元年度 580 人
- ・令和2年度 212 人
- ・令和3年度 173 人
- ・令和4年度 106 人
- ・令和5年度 141 人

(4) 風しん追加的対策事業

これまで法定接種の機会がなく、抗体保有率が低い対象者に、抗体検査及び予防接種を実施しています。(実施期間は令和元年8月から令和7年3月31日まで)

＜対象者＞

- ・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性
(令和元年と令和2年にクーポン券を郵送：44,720人)

＜実施方法＞

- ・医療機関・健診機関で抗体検査を実施し、抗体価が低い場合は予防接種を実施

＜実施者数＞

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	合計
抗体検査	3,138	4,509	2,682	1,291	648	12,268
予防接種	719	1,035	682	264	174	2,874

11 エイズ・性感染症対策事業

令和5年エイズ発生動向（速報値）によると、新規HIV感染者報告数は過去19位、新規エイズ患者報告数は過去19位となっています。新規HIV感染者については、特に20～40歳代が多く、性的接触による感染が約84%を占める状況にあります。また、新規エイズ患者については、特に30～50歳代が多くなっています。

エイズに関する正しい知識の普及啓発を推進し、エイズや性感染症、B型・C型ウイルス性肝炎、HTLV-1（平成28年度より追加）に関する相談・検査を実施することで、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図るとともに、これらの感染症の発生予防及びまん延防止に努めています。

平成20年度からは、フィブリノゲン製剤問題等により、B型・C型ウイルス性肝炎に関する相談・検査体制を拡大しています。

（1）普及啓発事業

「HIV検査普及週間」

厚生労働省は、平成18年度に「HIV検査普及週間（6月1日～6月7日）」を創設し、検査・相談体制の充実を図る取り組みを強化することで、HIVやエイズに対する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図っています。この週間において、広く市民の方々がHIV検査に対する関心を持つように努めています。

「世界エイズデー」

WHOは、世界規模でのエイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的とし、毎年12月1日を「世界エイズデー」としています。この日にあわせ、広く市民の方々がエイズに対する関心を持ち、正しい知識を得る場を提供しています。

○ 講演会

対 象：専修学校等（9校）

内 容：保健師によるエイズ・性感染症講演会を開催

参 加 者：442名

○ パネル展示

日 時：令和5年5月30日～令和5年6月27日

令和5年11月28日～令和5年12月26日

場 所：宮崎市立図書館

内 容：エイズ関係パネル展示

パンフレット・相談検査事業案内カード配布

○ 市広報掲載

内 容：エイズ・性感染症の現状と世界エイズデーの周知

相談検査事業の案内

(2) 特定感染症検査等事業

○ 相談・検査（予約制）

＜エイズ・性感染症＞（無料・匿名）

- ・原則毎週月曜日（第1月曜日は夜間）に実施

＜HTLV-1＞（無料）

- ・6～3月の第1月曜日 13時30分～14時30分まで（祝・休日を除く）

＜検査件数＞

（単位：件）

		令和4年度	令和5年度
HIV抗体検査		272	334
肝炎検査	医療機関実施分	3,341	3,655

○ 電話相談（専用回線）

- ・月～金曜日 8時30分～17時15分まで

＜相談件数＞

（単位：件）

		令和4年度	平成5年度
エイズ・ 性感染症	電話	69	82
	来所	278	353
肝炎	電話	11	20
	来所	5	0

1 2 在宅療養支援事業

近年は、終活、エンディングノートといった終末期をテーマとした書籍や映像等を目にする機会が増えています。また、これまでは治療が困難とされていた疾患が、高度医療によって延命が可能となり、より質の良い最期を送りたいと思う人も増えています。

市民一人一人が自分らしい終末期を迎えるために、次の事業に取り組んでいます。

(1) 在宅療養推進事業

市民一人一人が、人生の最期の時間をどこで過ごし、どのような医療を受けたいか、日頃から考え、家族や身近な人たちと共有するための媒体として「わたしの想いをつなぐノート（宮崎市版エンディングノート）」を作成し、配付しています。市民のみならず、医療・看護・介護・消防関係者等にもこのノートについて理解していただき、連携をとっていけるような体制の構築を目指しています。

配付は、市保健所、各保健センター、地域包括ケア推進課、地域包括支援センターをはじめ、エンディングノートアドバイザーのいる機関（医療機関・薬局、介護保険施設等）で行っています。

令和5年度 配付数 1,702 冊

(2) 在宅療養相談事業

在宅療養を推進するために、子どもから高齢者までの在宅療養及び看取りについての相談窓口を設置するNPO法人に対し、事業費の一部を補助します。

令和5年度 補助事業所 1 か所

13 新型コロナウイルス感染症防疫対策事業

新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信し予防啓発を図ると共に、新型コロナウイルス感染症に関する発生状況の把握、高齢者施設・障がい者施設・医療機関（以下高齢者施設等という）での集団感染発生時の対応（まん延防止のための指導・措置、接触者へのPCR検査等）を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行いました。

（１）感染症発生状況（医療機関報告数）

令和5年（単位：件）

1月	2月	3月	4月	5月	計
18,321	1,954	705	461	167	21,608

※令和5年5月7日までの発生状況(令和5年5月8日以降の定点把握の結果は別途掲載)

（２）新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（令和5年5月7日まで）

新型コロナウイルス感染症に関する市民の方々の不安を解消し、また、感染した疑いのある方を速やかに医療機関への受診につなげるために、新型コロナウイルス感染症に関する相談、問合せ等の窓口を宮崎県と合同で設置し、24時間体制で運営しました。

なお、令和5年5月8日の5類感染症以降後は、陽性者の相談窓口である「宮崎県フォローアップセンター」と併合され「宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口」として県が一括で運営しました。

○ 受診・相談センターへの相談件数（令和5年度）：424件

（３）新型コロナウイルス感染症検査包括外部委託事業（令和5年9月30日まで）

高齢者施設等での集団感染発生を防ぐため、高齢者施設等で陽性者が発生した場合、その周囲の者に対するPCR検査を委託した検査機関にて実施しました。

（４）新型コロナウイルス感染症集中的検査実施事業（令和6年3月31日まで）

入院・入所系の高齢者施設等の従業員を対象に、県と共同で委託する業者を通して検査キットを配布し、1週間に2回程度の定期的な検査を実施しました。

14 性感染症まちかど出張予防啓発・検査事業

令和2年より宮崎市の梅毒の感染者が急増しています。男性は20代～50代、女性は20代の感染者が多く、性風俗関係による感染経路が目立っています。

梅毒に関する正しい知識の普及啓発を推進することにより、発生予防及びまん延防止に努めています。また、年に2回、梅毒やHIVの啓発活動と検査を街頭にて実施しています。

(1) 普及啓発事業

6月、12月の年に2回実施する街頭検査に合わせ、啓発物品の配布や検査会場でのパネル等の展示を行っています。また、エイズ・性感染症対策事業と合わせた普及啓発事業も実施しています。(エイズ・性感染症対策事業については、別途記載)

○ 啓発物品配布

対 象：高校生以上の男女

内 容：メッセージ入りのポケットティッシュ、コンドームを配布

配 布 数：536個

○ パネル展示

場 所：街頭検査会場

内 容：梅毒・エイズ関係パネル展示

パンフレット・相談検査事業案内カード配布

(2) 街頭検査

〈梅毒・HIV〉(無料・匿名)

・年に2回、市内中心部にて実施 午後5時～午後7時30分受付

〈検査件数〉

(単位：件)

	令和5年度
梅毒・HIV	62

15 保健所受入実習生業務

(1) 実習生等受入れ状況

卒後臨床研修医や医療職を目指す学生などを保健所で受け入れて、公衆衛生に関する実習を行っています。

【受入実績】

職 種	令和3年度		令和4年度		令和5年度		備 考
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
1 医師（臨床研修医）	2	37	2	29	2	41	
2 看護師							
3 栄養士							
4 学生（医師）			4	8	8	28	R3新型コロナ感染拡大により中止
5 学生（保健師）	32	255	32	292	34	318	R3新型コロナ感染拡大により一部中止
6 学生（助産師）	8	34	8	30	8	28	
7 学生（看護師）	104	104	105	109	114	153	R3, R4新型コロナ感染拡大により一部中止
8 学生（栄養士）			10	47	10	50	R3新型コロナ感染拡大により中止
9 学生（歯科衛生士）	37	37	19	36	41	41	
10 学生（理学療法士）							
11 学生（その他）							
12 生徒（中高生）							
計	183	467	180	551	217	659	

第3節 保健衛生事業

1 環境衛生指導・生活環境対策事業

(1) 生活衛生営業

① 生活衛生営業施設の監視指導状況

生活衛生営業は、理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業、旅館業及び公衆浴場の6種類があり、市民生活に密着した営業を行っています。

営業にあたっては、理容師法等の個別の法律に基づく公衆衛生上の必要な措置基準等が規定されており、保健所ではこれらの営業施設の衛生水準の向上を図るため、営業施設への監視・指導及び衛生講習会等を開催するなど、衛生的で安全な市民生活の確保に努めています。

各営業施設については、(公財)宮崎県生活衛生営業指導センターとも連携し、保健所が依頼する生活衛生営業指導員による衛生状態の巡回指導や、自主管理体制を充実するための点検票の配布等の事業を行うなど、経営の健全化等を通じてその衛生水準の向上を図っています。

生活衛生営業施設数

令和5年度

区 分		施 設 数	許可確認件数	廃 止 件 数	監視指導件数
理 容 所		364	7	11	80
美 容 所		1,110	72	39	231
ク リ ー ン グ 所	洗濯物を処理する業務	70	0	2	
	受取及び引渡しのみ	124	0	24	
	指定洗濯物 *1	18	1	0	
	貸与回収	14	0	1	
	小 計	226	1	27	24
公 衆 浴 場	一 般	0	0	0	
	特 殊	71	3	5	
	個 室 付	9	0	0	
	小 計	80	3	5	33
興 行 場	映 画 館	4	0	0	
	ス ポ ー ツ	0	0	0	
	演 劇 ・ 音 楽	3	0	0	
	そ の 他	5	0	0	
	小 計	12	0	0	4
旅 館	旅 館 ・ ホ テ ル	123	2	2	
	簡 易 宿 所	60	16	1	
	下 宿	1	0	0	
	小 計	184	18	3	44
合 計		1,976	101	85	416

*1 病院からの寝具等を取り扱う施設

(2) 水道

① 専用水道及び簡易専用水道の監視指導状況

水道のうち、上水道については国が指導し、また、簡易水道は県が指導を行っており、市保健所では、専用水道（国管轄施設を除く）、簡易専用水道の監視指導並びに小規模貯水槽水道の指導を行っています。

専用水道は、101人以上の病院等の自家用水道及び生活の用に供給する1日最大給水量が20立方メートルを超える水道であり、市内に7施設（うち国管轄施設1施設）、また、簡易専用水道は、受水槽の有効容量が10立方メートルを超える施設を設けて給水する施設であり、683施設あります。

これらの施設については、水道法に基づく衛生基準等が規定されており、保健所では施設に対する立入調査等を実施し、監視指導を行うことにより、市民生活における安全で衛生的な水の確保に努めています。

簡易専用水道用途別施設数

令和5年度

用途	施設数
住宅	276
学校	48
事務所	57
旅館	41
病院	39
店舗	32
興行場	6
その他	184
合計	683

簡易専用水道の検査・監視指導状況

令和5年度

施設数	(財) 宮崎県公衆衛生センター検査数	保健所立入検査数
683	415	6

② 小規模貯水槽水道の指導状況

水道法の規制対象とならない受水槽有効容量が10立方メートル以下の施設（小規模貯水槽水道）に対しては、「宮崎市小規模貯水槽水道の維持管理等指導実施要領」を定め、関係団体等とも連携しながら維持管理の指導及び研修会を実施し、設置者に対する啓発を行っています。

研修会等開催状況

令和5年度

研修会等行事名	開催日及び開催方法	備考
令和5年度貯水槽水道衛生管理研修会	令和5年12月1日～令和6年2月29日 宮崎市公式YouTubeチャンネルへの動画公開	宮崎市保健所・ 宮崎市上下水道局主催 対象者：簡易専用水道設置者

(3) 井戸水等の飲用指導

① 井戸水等の飲用指導状況

衛生的で安全な井戸水を確保するため、飲用者からの相談に応じ飲用指導を行うとともに、「飲用井戸等衛生対策実施要領」を定め、水質検査の実施及び維持管理等の指導啓発を行っています。

(4) 特定建築物

① 特定建築物の監視指導状況

3,000 m²以上の事務所等及び8,000 m²以上の学校（学校教育法第1条に規定する学校）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）により、建築物内の空気環境、給水等について維持管理基準が規定されており、保健所ではこれらの建築物に対し、監視指導等を行うことにより建築物における衛生的な環境の確保に努めています。

特定建築物用途別施設数		令和5年度
用途	施設数	
事務所		67
旅館		30
店舗		35
学校		16
興行場		5
その他		14
合計		167

② 建築物事業登録制度

建築物衛生法では、建築物の維持管理を専門としている業者の登録制度を設けています。従事者や設備機器が一定の水準に適合するものは、事業の種別及び営業所ごとに登録を受けることができます。（有効期限6年）

建築物事業登録数		令和5年度
事業の種別	登録数	
建築物清掃業		19
建築物空気環境測定業		5
建築物空気調和用ダクト清掃業		0
建築物飲料水水質検査業		4
建築物飲料水貯水槽清掃業		39
建築物排水管清掃業		5
建築物ねずみ・昆虫等防除業		21
建築物環境衛生総合管理業		11
合計		104

(5) その他

墓地等の経営許可等及び温泉の適正利用に関する許可並びに一般不特定多数の者が利用する遊泳用プールの衛生指導を実施し、衛生的で安全な市民生活の確保に努めています。

墓地等の施設数及び監視件数

令和5年度

区 分	施設数	監視指導件数
墓地	717	3
納骨堂	26	1
火葬場	1	0
温泉	45	2
遊泳用プール	24	15
化製場	1	0

2 食品衛生指導事業

(1) 食品関係営業許可及び監視指導業務

- ・営業許可申請時の施設検査

食品衛生法では、飲食店などの 32 業種について許可を受けなければ、営業してはならないこととなっています。営業許可申請により、食品衛生監視員が安全で衛生的な食品を提供するために営業施設の基準に適合しているかを検査します。

- ・営業届出時の書類審査

食品衛生法では、食品の販売業などの 29 業種について、あらかじめ営業届を提出しなければならないこととなっています。届出の際は食品衛生監視員が書類審査を行います。

- ・食品衛生監視指導

宮崎市食品衛生監視指導計画で監視の重要度の高い業種（施設）の順に A から D の 4 ランクに分類し、ランク毎に標準監視回数を定めています。食品衛生監視員が食品関係営業施設を定期的に巡回し、施設の衛生管理が行き届いているか、食品が衛生的に取り扱われているかなど監視指導を行います。

- ・食品衛生協会及び食品衛生指導員との協働

食品衛生協会及び食品衛生協会の中核をなす食品衛生指導員と連携して食品衛生事業者の衛生指導や相談、消費者の食品衛生意識の啓発などを行い、食品を起因とする危害発生を未然に防止するとともに食品の安全確保等を図ります。

<参考>

「食品衛生法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号。）の施行により、令和 3 年 6 月 1 日より食品衛生法が改正され、許可業種がこれまでの 34 業種から 32 業種に見直されました。

また、各都道府県の条例で定められていた登録制度が廃止され、新たに営業届出制度が創設され、29 業種が定められました。

① 許可を要する施設に対する監視指導状況（旧法上の許可施設）

R6. 3. 31 現在

	施設数		延監視回数		処分件数							
					営業停止		改善命令		廃棄命令		その他	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
飲食店営業	3,818	2,954	459	476	2							
菓子製造業	357	286	39	34								
乳処理業												
特別牛乳さく取処理業												
乳製品製造業	7	6	5	4								
集乳業												
魚介類販売業	138	114	35	35								
魚介類せり売り営業	1	1	2	3								
魚肉ねり製品製造業	9	8	3	3								
食品の冷凍または冷蔵業	30	28	7	9								
缶詰又は瓶詰食品製造業	11	9	5	3								
喫茶店営業	174	126	4	6								
あん類製造業	2	2	2	4								
アイスクリーム類製造業	5	3		2								
食肉処理業	17	12	9	29								
食肉販売業	136	118	59	25								
食肉製品製造業	16	14	13	13								
乳酸菌飲料製造業	1											
食用油脂製造業	1	1		1								
マーガリン又はショートニング製造業												
みそ製造業	10	9	1	3								
醤油製造業	6	6	2									
ソース類製造業	16	13	1	2								
酒類製造業	4	3										
豆腐製造業	9	9	3	2								
納豆製造業												
めん類製造業	23	17	3	3								
そうざい製造業	95	80	28	22								
添加物製造業	5	4	1	2								
食品の放射線照射業												
清涼飲料水製造業	13	10	3	4								
氷雪製造業	4	4		5								
総数	4,908	3,837	684	690	2							

② 許可を要する施設に対する監視指導状況（新法上の許可施設）

R6. 3. 31 現在

	施設数		延監視回数		処分件数							
					営業停止		改善命令		廃棄命令		その他	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
飲食店営業	1,601	2,487	1,160	1,422		2						
調理機能を有する自動販売機による営業	9	9	5	0								
食肉販売業	41	57	30	37								
魚介類販売業	42	58	37	43								
魚介類競り売り営業												
集乳業												
乳処理業	2	2	2	5								
特別牛乳搾取処理業												
食肉処理業	8	13	10	32								
食品の放射線照射業												
菓子製造業	159	239	133	164								
アイスクリーム類製造業	6	7	2	5								
乳製品製造業												
清涼飲料水製造業	3	6	4	6								
食肉製品製造業	2	4	3	7								
水産製品製造業	12	20	7	12								
氷雪製造業	1	1	1									
液卵製造業	1	1	1	2								
食用油脂製造業	1	1	1									
みそ又はしょうゆ製造業	7	8	5	5								
酒類製造業	4	6	5	3								
豆腐製造業	1	1	1									
納豆製造業												
麺類製造業	10	17	7	12								
そうざい製造業	111	164	85	83								
複合型そうざい製造業	3	2	3	2								
冷凍食品製造業	6	8	4	2								
複合型冷凍食品製造業	1	1	2	1								
漬物製造業	14	33	11	27								
密封包装食品製造業	13	14	9	9								
食品の小分け業	5	10	3	7								
添加物製造業	1	2	1	1								
総数	2,064	3,171	1,532	1,887		2						

③ 許可を要しない施設に対する監視指導状況

R6. 3. 31 現在

		施設数		延監視回数		処分件数							
						営業停止		改善命令		廃棄命令		その他	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
食 品 製 造 業		141	82	8	7								
食 品 販 売 業		432	327	28	25								
行		219	152		8								
集 団 給 食	学 校	61	55	46	49								
	病 院・診 療 所	40	23	1	13								
	事 業 所	26	19	2	2								
	そ の 他	212	76	8	53								
総 数		1,131	734	93	157								

④ 届出施設に対する監視指導状況

R6. 3. 31 現在

	施設数		延監視回数		処分件数							
					営業停止		改善命令		廃棄命令		その他	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	106	81	7	6								
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	166	144	9	7								
乳類販売業	254	212	15	5								
氷雪販売業	10	8										
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	76	103										
弁当販売業	12	14	1	2								
野菜果物販売業	81	102	7	20								
米穀類販売業	8	9	1	1								
通信販売・訪問販売による販売業	19	30										
コンビニエンスストア	125	143	3	15								
百貨店、総合スーパー	114	120	5	29								
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	285	294										
その他の食料・飲料販売	337	405	17	41								
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）												
いわゆる健康食品の製造・加工	5	5										
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	23	30	1	1								
農産保存食料品製造・加工業	26	37	6	3								
調味料製造・加工業	38	46	2	3								
糖類製造・加工業												
精穀・製粉業	1	2										
製茶業	25	24										
海藻製造・加工業		2										
卵選別包装業	1	1										
その他の食料品製造・加工業	42	57										
行商	248	325	1	26								
集団給食施設	281	391	73	50								
器具、容器包装の製造・加工業	7	7										
露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	12	12										
その他	4	4										
総数	2,306	2,608	148	211								

⑤ 令和４年度宮崎市食品衛生監視指導計画に基づく監視指導状況

- ・ Aランク監視施設（業種） 標準監視回数：2回／年
営業施設の規模が大きく、大量調理又は食品が広域流通する施設

- ・ Bランク監視施設（業種） 標準監視回数：1回／年
営業施設の規模が比較的大きく、大量調理に該当しない施設及び食品が広域流通する施設並びにAランクに準ずる施設

- ・ Cランク監視施設（業種） 標準監視回数：1回／3年
営業施設の規模が比較的小さく、大量調理に該当しない施設及び広域流通し、リスクの低い食品を取扱う施設

- ・ Dランク監視施設（業種） 標準監視回数：1回／5年
食品による危害の発生頻度が非常に低く、大量調理に該当しない施設及び広域流通し、リスクの低い食品を取扱う施設のうちCランク以外の業種

R6. 3. 31 現在

監視ランク	施設数	標準監視回数	延監視回数	監視率（%）
Aランク	71	2回／年	78	54.9
Bランク	882	1回／年	449	50.9
Cランク	2,417	1回／3年	906	112.5
Dランク	6,980	1回／5年	1,512	108.3

(2) 食品の衛生検査

食品製造業及び販売店等の食品を定期的に収去し、食品衛生法に基づく基準に合致しているか、細菌・理化学検査を実施しています。

① 収去検査状況（保健所実施分）

		検体数		微生物検査				理化学検査			
				項目数		不良		項目数		不良	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
魚介類			3						33		
冷凍食品											
魚介類加工品		4		4				8			
肉卵及びその加工品		7	17	16	39			14	10		
乳		1	2	2	4			16	40		
乳製品											
乳類加工品											
アイスクリーム類・氷菓		2	4	4	7			8	17		
穀類及びその加工品	めん類	3						36			
	穀類及びその加工品										
野菜類・果物及び加工品	豆腐類										
	みそ・しょう油		5						72		
	つけ物	10	10					30	30		
	その他	25	46					3,970	9,351		
菓子類		3	3					3	3		
清涼飲料水			4		4				36		
氷雪			4		6		1				
その他の食品	弁当										
	そうざい・調理パン	3		12							
	その他	1		1							
計		59	98	39	60		1	4,085	9,592		

② 収去検査状況（宮崎県衛生環境研究所・国立医薬品食品衛生研究所実施分）

令和4年度及び令和5年度実績なし

③ 食中毒等検査状況（保健所実施分）

		検体数		微生物検査				理化学検査			
				項目数		不良		項目数		不良	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
その他の食品	弁当										
	そうざい・調理パン										
	その他	16	8	16	8						
小計（食品）		16	8	16	8						
拭き取り等検査		71	45	431	45	3					
計		87	53	447	53	3					

④ 食中毒等検査状況（宮崎県衛生環境研究所実施分）

		検体数		微生物検査				理化学検査			
				項目数		不良		項目数		不良	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
魚介類											
野菜類・果物 及び加工品	豆腐類										
	みそ・しょう油										
	つけ物										
	その他		3						6		6
小計（食品）			3						6		6
拭き取り等検査											
計			3						6		6

※国立医薬品食品衛生研究所実施分はなし。

(3) 食品衛生意識の啓発推進

毎年、全国で食中毒が発生しており、患者数は1万人前後にのぼります。そこで、保健所では食品取扱業者はもとより、家庭を原因とする食中毒の防止のため、食品衛生啓発事業を食品衛生月間（8月）に宮崎市食品衛生協会と合同で実施し、食品衛生の推進に努めています。

① 衛生教育の実施状況

対象者	実施回数			参加人数		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
食品営業関係	3	20	10	55	458	170
集団給食施設関係	7	4	10	431	266	622
食品関係団体	13	5	6	197	92	117
その他	6	2	20	99	39	476
合計	29	31	46	782	855	1,385

② 食品の苦情・相談

区 分		件 数			割 合 (%)		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
腐敗・変敗・カビ等		4	8	2	6.5	10.4	2.2
異物混入	虫	2	2	3	3.2	2.6	3.3
	髪	2	0	1	3.2	0	1.1
	金属・プラスチック	0	3	6	0	3.9	6.7
	焦げ	0	0	0	0	0	0
	その他	4	5	4	6.5	6.5	4.4
営業施設の衛生		12	7	7	19.4	9.1	7.8
従業員の衛生		4	1	4	6.5	1.3	4.5
表 示		0	3	3	0	3.9	3.3
有 症 苦 情		26	34	47	41.8	44.1	52.2
そ の 他		8	14	13	12.9	18.2	14.5
総 数		62	77	90	100	100	100

③ 食中毒発生状況

年次別食中毒発生状況（全国）

年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
発生件数	1,045	1,254	1,062	1,100	931	976	1,202	1,139	1,022	1,330	1,061	887	717	962	1,021
患者数	20,194	25,972	21,616	26,699	20,802	19,355	22,718	20,252	20,253	17,282	13,018	14,613	11,080	6,856	11,803
死者数	0	0	11	11	1	2	6	14	3	3	4	3	2	5	4

年次別食中毒発生状況（宮崎県）※宮崎市を除く

年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
発生件数	8	14	7	3	6	4	12	8	13	36	23	31	11	20	11
摂食者数	453	399	171	44	363	46	151	365	183	382	990	149	319	47	458
患者数	298	246	51	22	107	17	81	151	91	139	212	81	79	24	192
死者数	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0

年次別食中毒発生状況（宮崎市）

年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
発生件数	5	3	3	6	6	5	2	3	8	28	7	11	13	19	23
摂食者数	126	171	246	1,043	670	412	24	11	550	240	121	19	125	144	79
患者数	63	61	164	342	119	224	15	10	251	172	81	11	71	81	35
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和４年次食中毒発生状況（宮崎市）

No	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	概要
1	1月7日	2名	1名	0名	天然ハマチの刺身	アニサキス	販売店	1月8日(土)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
2	3月11日	1名	1名	0名	マグロ及びサバの刺身	アニサキス	家庭	3月11日(金)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
3	3月16日	2名	1名	0名	サバ及びカツオの刺身	アニサキス	販売店	3月16日(水)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
4	3月23日	2名	1名	0名	イワシ及び水イカの刺身	アニサキス	不明	3月25日(金)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
5	4月5日	3名	1名	0名	サバ寿司	アニサキス	不明	4月5日(火)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
6	5月17日	2名	1名	0名	シメサバ	アニサキス	家庭	5月18日(水)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
7	5月28日	3名	1名	0名	マグロ、シメサバ及びアジの寿司	アニサキス	不明	5月29日(日)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
8	5月29日	2名	1名	0名	イワシの刺身	アニサキス	家庭	5月29日(日)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
9	6月1日	73名	41名	0名	令和４年6月1日に製造された弁当	ウェルシュ菌	飲食店	6月2日(木)、市内の医療機関から、複数の福祉施設において計16名が下痢の症状を呈していると連絡があった。調査の結果、各施設は、市内の飲食店から配達された弁当を利用しており、同日に同店舗製造の弁当を利用した別の6グループ(56名のうち25名)にも腹痛、下痢などの症状があることが判明した。
10	6月19日	不明	1名	0名	不明	アニサキス	不明	6月21日(火)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
11	8月20日	2名	1名	0名	アジとカツオの刺身	アニサキス	不明	8月22日(月)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
12	9月2日	3名	1名	0名	イカ及びサバの刺身	アニサキス	飲食店	9月2日(金)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
13	9月6日	2名	1名	0名	シメサバ及び寿司(アジ、イカ、サンマ)	アニサキス	不明	9月7日(水)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
14	10月17日	不明	5名	0名	不明	カンピロバクター属菌	不明	10月21日(金)、宮崎市の医療機関から、市内の飲食店を利用した職員8名のうち5名が下痢等の症状を呈し、うち1名の検便結果からカンピロバクター属菌による食中毒の疑いがあると連絡があった。

15	10月19日	1名	1名	0名	サバの刺身	アニサキス	販売店	10月19日(水)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
16	10月23日	42名	17名	0名	令和4年10月22日に提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店	10月26日(水)、宮崎市内の飲食店を団体で利用した方から、利用後に体調を崩している者が複数名いるとの連絡があった。
17	10月29日	2名	1名	0名	アジの刺身	アニサキス	家庭	10月29日(土)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
18	11月28日	2名	1名	0名	刺身切り落とし(マグロ、サーモン、イカ、タコ)及びシメサバ	アニサキス	不明	11月28日(月)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したと連絡があった。
19	12月6日	不明	3名	0名	不明	カンピロバクター属菌	不明	12月8日(木)、市内の医療機関から、体調不良で受診した20代男性患者が、食中毒疑いの可能性があるとの連絡があった。調査の結果、患者は市内飲食店を5名で利用し、うち3名が体調不良であることが判明した。
計		144名	81名	0名				

令和 5 年次食中毒発生状況（宮崎市）

No	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	概要
1	1 月 13 日	4	1	0	サバ、イカ、アジ及びマグロの刺身	アニサキス	飲食店	1 月 13 日(金)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
2	1 月 18 日	2	1	0	アジの刺身（タタキ）	アニサキス	販売店	1 月 19 日(木)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
3	1 月 26 日	2	1	0	アジの三枚おろし身	アニサキス	家庭	1 月 27 日(金)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
4	2 月 18 日	8	1	0	シメサバ	アニサキス	不明	2 月 22 日(水)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
5	2 月 21 日	1	1	0	サバの刺身	アニサキス	販売店	2 月 24 日(金)、市民から胃アニサキス症により体調不良を呈したとの連絡があり、同日、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの届出があった。
6	2 月 27 日	2	1	0	イワシの刺身	アニサキス	不明	3 月 1 日(水)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
7	2 月 28 日	2	1	0	サバ及びハマチの刺身	アニサキス	不明	3 月 1 日(水)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
8	3 月 4 日	2	1	0	イワシの刺身	アニサキス	販売店	3 月 4 日(土)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの届出があった。
9	3 月 9 日	1	1	0	カツオの刺身	アニサキス	家庭	3 月 10 日(金)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したとの届出があった。
10	3 月 26 日	1	1	0	カツオ、マグロ及びブリの刺身	アニサキス	家庭	3 月 27 日(月)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
11	3 月 27 日	2	1	0	サバの漬け	アニサキス	家庭	3 月 27 日(月)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
12	4 月 15 日	2	1	0	サバの炙り刺身	アニサキス	販売店	4 月 17 日(月)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの届出があった。
13	4 月 20 日	3	1	0	サバの寿司	アニサキス	不明	4 月 20 日(木)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
14	4 月 29 日	1	1	0	マイワシ及びマグロ	アニサキス	家庭	5 月 1 日(月)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
15	5 月 5 日	24	10	0	令和 5 年 5 月 3 日（水）及び令和 5 年 5 月 4 日（木）に提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店	5 月 13 日（土）、宮崎市内の飲食店を団体で利用した方より、利用後に体調を崩している者が複数名いるとの連絡があった。調査の結果、5 月 4 日（木）に男女 8 名で飲食店を利用し、そのうち 6 名が腹痛、下痢、

								発熱等の症状を呈していることが判明した。
16	5月16日	2	1	0	シメサバ	アニサキス	家庭	5月18日(木)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
17	5月25日	3	1	0	カツオの刺身	アニサキス	家庭	5月25日(木)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
18	6月18日	2	1	0	シメサバ、カンパチの握り寿司、タイの握り寿司	アニサキス	飲食店	6月20日(火)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
19	7月16日	6	3	0	令和5年7月14日(金)に提供された食事	カンピロバクター属菌	飲食店	7月20日(木)、宮崎市内の医療機関より、体調不良で受診した患者の便から、カンピロバクター・ジェジュニおよびサルモネラ属菌が検出されたとの連絡があった。調査の結果、3名で飲食店を利用し、3名全員が腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していることが判明した。
20	8月31日	5	1	0	カツオ、アジ及びサバの刺身	アニサキス	不明	8月31日(木)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
21	9月26日	1	1	0	アジの刺身	アニサキス	家庭	9月29日(金)、市内の医療機関からアニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
22	10月3日	2	2	0	クワズイモ	シュウ酸カルシウム	家庭	10月4日(水)、市内の医療機関からクワズイモ食中毒患者が2名発生し、経過観察で入院中と連絡があった。
23	11月28日	1	1	0	シメサバ	アニサキス	家庭	11月29日(水)、市内の医療機関から胃アニサキス症の患者を診察したとの連絡があった。
		79名	35名	0名				

(4) 食鳥検査

年間処理羽数 30 万羽以下の認定小規模食鳥処理場の施設管理や処理方法について衛生指導を実施しています。

① 認定小規模食鳥処理場監視状況 令和5年度

施設数	延監視回数
6	47

② 確認状況報告 令和5年度（単位：羽）

			ブロイラー	成 鶏
確 認 羽 数			0	60, 119
異常の有無の確認	生 体 の 状 況	全 部 廃 棄	0	243
	体 表 の 状 況	全 部 廃 棄	0	54
		一 部 廃 棄	0	103
	体壁内側面の状況	廃 棄	0	0
	内 臓 の 状 況	当該臓器のみ廃棄	0	951
		内 臓 全 部 廃 棄	0	508
廃 棄 羽 数 の 合 計		全 部 廃 棄	0	297
		一 部 廃 棄	0	1562

3 動物愛護センター運営事業

動物愛護センターを拠点に、「人と動物が共生する地域社会づくり」の実現をめざし、狂犬病予防法、宮崎県犬取締条例に基づく飼い犬の適正な飼養管理を推進するとともに、動物の愛護及び管理に関する法律、宮崎市動物との共生に関する条例に基づく動物愛護思想の普及・啓発を行っています。

(1) 動物の適正飼養管理指導業務

- ・狂犬病予防法による飼い犬の登録及び狂犬病予防注射業務

犬の登録、狂犬病予防注射を県獣医師会と連携を取りながら実施し、狂犬病の発生防止に努めています。

- ・犬による人への危害防止対策

市民からの苦情・相談に対して、徘徊犬の速やかな捕獲や違反飼い主への適正飼養の指導を行い、危害の発生防止に努めています。

① 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数

(単位：頭)

区分 年度	登録頭数		死亡届出等 頭数	狂犬病予防注射頭数		
		内 新規登録			内 集合注射	内 個別注射
R1	19,841	1,403	1,005	13,992	2,529	11,463
R2	20,676	1,616	747	13,320	0	13,320
R3	21,289	1,694	1,103	14,134	1,867	12,267
R4	19,416	1,427	1,163	14,083	1,814	12,269
R5	19,602	1,463	1,063	13,980	1,787	12,193

② 飼い犬の苦情件数

(単位：件)

区分 年度		R1	R2	R3	R4	R5
総 数		308	305	306	342	296
内 訳	家庭環境の被害	267	278	271	302	272
	公共物の被害	3	1	1	4	0
	家畜農作物	0	0	0	1	1
	人の被害	38	26	34	35	23

③ 犬の保護・引取り等

(単位：頭、人)

区分 年度	R1		R2		R3		R4		R5	
		内子犬		内子犬		内子犬		内子犬		内子犬
保護犬※	204	6	175	1	153	2	157	10	144	3
引取犬	7	0	3	0	7	0	4	0	7	0
保護＋引取り	211	6	178	1	160	2	161	10	151	0
返 還	149	0	141	0	122	0	122	0	121	0
譲 渡	61	6	35	0	38	3	39	10	22	2
処 分(自然死を含む)	3	0	1	0	2	0	0	0	1	0
咬傷犬	30	0	21	0	29	0	26	0	22	0
被咬傷者	30		22		30		29		22	

※負傷した犬の収容を含む

(2) 動物愛護業務

- ・所有者不明の負傷動物を保護・治療

- ・動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可

動物の販売や保管などを行う第一種動物取扱業者の登録・監視及び、人の生命、身体、財産に危害を加えるおそれのある特定動物の飼養及び保管に関して、許可・指導等を実施しています。

- ・犬猫の譲渡促進

保護した犬猫のうち健康状態や性格などを評価し、譲渡に適したものを譲渡します。譲渡の際は譲受者に対し譲渡講習会を行い適正に飼養できるよう指導します。

- ・動物の愛護普及啓発

動物愛護教室（出前教室）、動物愛護週間イベント、子犬のしつけ教室などを実施し、適正飼養や終生飼養等、動物愛護思想の啓発に取り組んでいます。

① 猫の保護・引取り等

(単位：頭)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
引取り数	1	20	12	58	30
放置猫（負傷を含む）	461	489	360	344	284
引取り＋放置猫	462	509	372	402	314
譲 渡	324	355	277	250	266
処分(自然死を含む)	128	122	84	73	51

※処分数には、負傷等の原因で収容後に死亡したものを含む

② 負傷動物の収容状況（保護犬・放置猫の再掲）

(単位：頭)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
犬	9	4	3	5	7
猫	322	342	225	210	152

③ 取扱業者の登録状況

(各年度3月31日現在)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録事業所数	162	170	175	176	175
登録業種数	203	214	222	221	222
販売	76	79	81	76	74
保管	107	112	117	120	119
貸出	3	4	4	3	4
訓練	9	9	9	10	10
展示	7	8	8	9	12
譲受飼養	1	2	3	3	3

(3) 飼い主のいない猫との共生活動の支援

飼い主のいない猫の対策事業実施要領に基づき、登録された活動組織又はボランティアグループから搬入された飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施しました。

	R1	R2	R3	R4	R5
活動組織等	38	38	29	31	61
手術頭数	601 (♂366, ♀235)	362 (♂226, ♀136)	96 (♂65, ♀31)	239 (♂123, ♀116)	891 (♂431, ♀460)

4 衛生・環境検査事業

衛生検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症検査、特定感染症検査等事業による臨床検査、「食品衛生法」に基づく食中毒検査・食品収去検査及び「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく家庭用品試験検査です。また、検査の信頼性確保のため、全国規模で実施される食品検査の外部精度管理調査に参加しています。

環境水検査は、「水質汚濁防止法」に基づく事業場排水及び地下水の検査を実施しています。

(1) 感染症検査

令和5年度

	検体数				延べ検査項目数
	便	吐物	その他	合計	
腸管出血性大腸菌	26	0	0	26	26
レジオネラ属菌	0	0	3	3	3
合計	29	0	0	29	29

(2) 食中毒検査・食品収去検査

① 食中毒等検査

令和5年度

	検体数					延べ検査項目数
	便	食品	拭き取り	その他	合計	
食中毒・有症苦情・苦情食品検査	45	8	45	5	103	813

② 食品収去等検査

令和5年度

収去検査検体数	延べ検査項目数	
	微生物検査	理化学検査
98	60	9,592

令和5年度

検査項目		検査件数	不良件数	検出率
細菌検査	生菌数	9	0	0.0 %
	大腸菌群	16	1	6.3 %
	大腸菌	2	0	0.0 %
	サルモネラ属菌	10	1	10.0 %
	黄色ブドウ球菌	10	1	10.0 %
	カンピロバクター属菌	10	4	40.0 %
	クロストリジウム属菌	3	0	0.0 %
	その他	0	0	0.0 %
理化学検査	発色剤	5	0	0.0 %
	着色料	5	0	0.0 %
	保存料	25	0	0.0 %
	甘味料	27	0	0.0 %
	その他	87	0	0.0 %

③ その他

令和 5 年度

	検体数	延べ検査項目数
食品衛生監視員検便	11	33
その他の依頼検査	0	0

(3) 臨床検査

特定感染症検査等事業

令和 5 年度

	検体数（延べ検査項目数）
免疫血清学的検査 HIV 抗体（イムノクロマト法）	219
梅毒検査	221

(4) 家庭用品試験検査

令和 5 年度

検体種別	検体数
繊維製品（生後 24 ヶ月以内のもの）	23
繊維製品（生後 24 ヶ月以内のものを除く）	7

(5) 外部精度管理調査

令和 5 年度

検査項目		検体数
細菌検査	生菌数	1
	大腸菌群	2
	大腸菌	2
	腸内細菌科菌群	0
	黄色ブドウ球菌	2
	サルモネラ属菌	2
理化学検査	発色剤	0
	着色料	1
	保存料	1
	甘味料	0
	残留農薬	1
	残留動物用医薬品	1
	その他	0
合計		13

(6) 環境水検査

① 特定事業場水質分析

令和 5 年度

検体数	延べ検査項目数
14	117

② 地下水等の有害物質等の分析 令和 5 年度

検体数	延べ検査項目数
22	279

第3章 衛生統計

人口動態

この「宮崎市保健所の概要」は厚生労働省の人口動態統計「年報（確定数）」を基に掲載しています。

1 人口動態統計

（1）統計作成の概要

出生、死亡、婚姻、離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規程（厚生省令）」によって市町村長に届出がなされ、これに基づいて市町村長は人口動態調査票を作成し、保健所長へ提出します。

保健所では、内容審査後、都道府県知事に提出し、さらに審査後厚生労働大臣へ送付されます。厚生労働省では、毎月全国の各市町村で作成される人口動態調査票（出生、死亡、婚姻、離婚、死産）を基に、人口動態統計を作成しています。

公表されている資料は、調査月の約2か月後に公表する「速報」、調査月の約5か月後に公表する「月報（概数）」、この月報を年間合計分として調査年の翌年6月頃に公表する「月報年計（概数）」、その確定版として調査年の翌年9月頃に公表する「年報（確定数）」があります。

（2）用語の説明

- ◎ 乳 児 死 亡 生後1年未満の死亡
- ◎ 新 生 児 死 亡 生後4週未満の死亡
- ◎ 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡
- ◎ 死 産 妊娠満12週（妊娠第4月）以降の死児の出産
(死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないもの)
 - ・ 人工死産 胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合
 - ・ 自然死産 人工死産以外の死産（人工的処置を加えずに、死産に至った場合）
なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする
 - ①胎児を出産させることを目的とした場合
 - ②母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
- ◎ 周産期死亡 妊娠満22週（154日）以後の後期死産に早期新生児死亡を加えたもの
(但し、平成6年までは妊娠28週以降の後期死産に早期新生児死亡を加えたもの)
- ◎ 自然増加 出生数から死亡数を減じたもの

(3) 比率の算出方式

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{自然増加数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊婦満22週以後の死産数+早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+妊婦満22週以後の死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 100,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

2 人口動態総括表

(1) 実数の年次推移

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
出生	3,131	2,905	3,825	3,600	3,190	3,091	2,913
死亡	1,860	2,291	3,271	3,765	4,147	4,336	4,779
自然増加	1,271	614	554	△ 165	△ 957	△ 1,245	△ 1,866
乳児死亡	12	10	3	3	6	8	7
新生児死亡	4	4	－	－	2	2	3
死産	145	124	132	100	80	53	79
自然死産	29	38	39	38	39	29	50
人工死産	116	86	93	62	41	24	29
周産期死亡	12	16	11	13	10	13	12
早期新生児死亡率	3	4	－	－	－	2	2
後期死産	9	12	11	13	10	11	10
婚姻	2,001	1,878	2,360	2,031	1,757	1,638	1,572
離婚	781	746	919	836	736	660	664

(2) 率の年次推移

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
出生率	10.2	9.4	9.5	9.0	7.9	7.7	7.3
死亡率	6.1	7.4	8.2	9.4	10.3	10.8	12.0
自然増加率	4.2	2.0	1.4	△ 0.4	△ 2.4	△ 3.1	△ 4.7
乳児死亡率	3.8	3.4	0.8	0.8	1.9	2.6	2.4
新生児死亡率	1.3	1.7	0.0	0.0	0.6	0.6	1.0
死産率	44.3	40.9	33.4	27.0	24.5	16.9	26.4
自然死産率	8.9	12.5	9.9	10.3	11.9	9.2	16.7
人工死産率	35.4	28.4	23.5	16.8	12.5	7.6	9.7
周産期死亡率	3.8	5.5	2.9	3.6	3.1	4.2	1.7
早期新生児死亡率	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7
後期死産率	2.7	4.1	2.9	3.6	3.1	3.5	3.4
婚姻率	6.5	6.1	5.9	5.1	4.4	4.1	3.9
離婚率	2.6	2.4	2.3	2.1	1.8	1.7	1.7

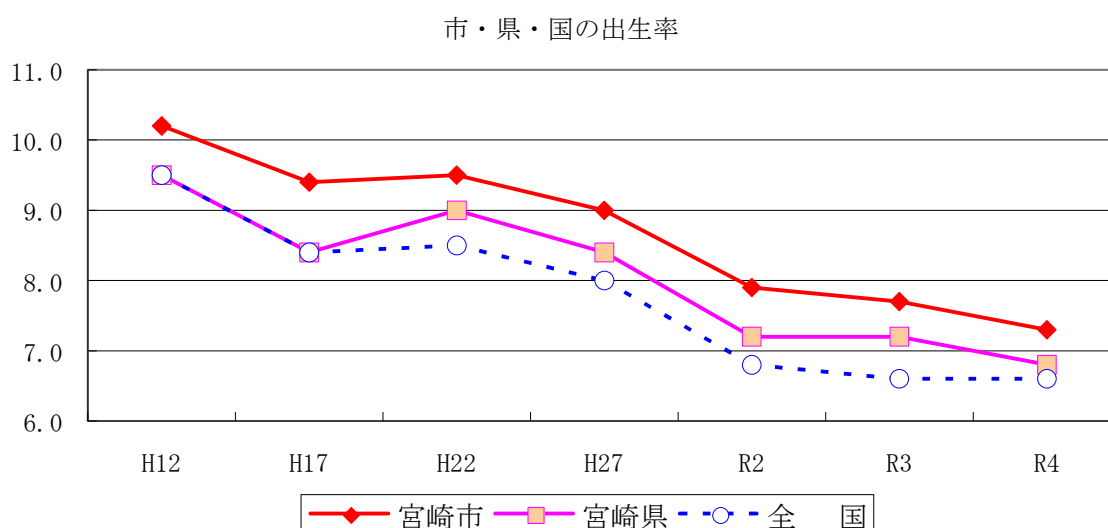
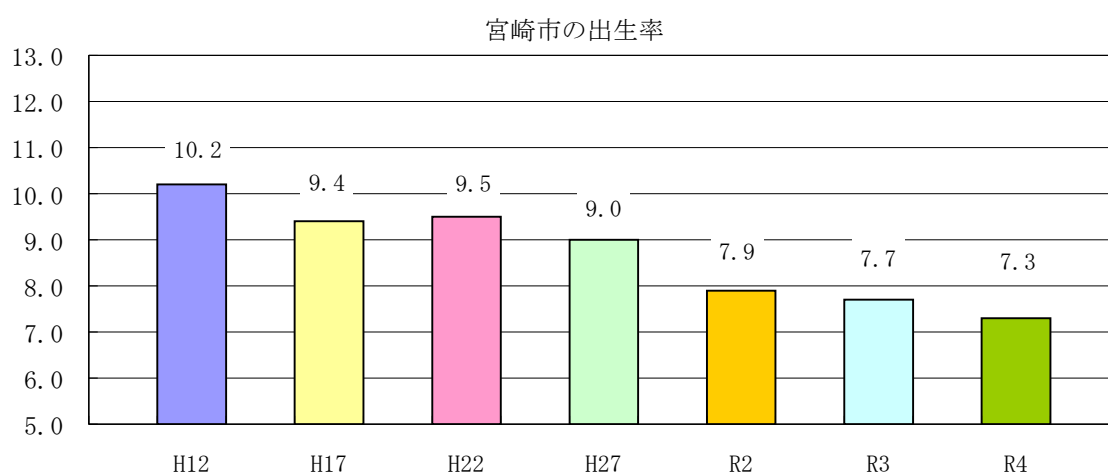
3 統計の分析

(1) 出生の状況

①出生率（市・県・国の比較）

（人口千対）

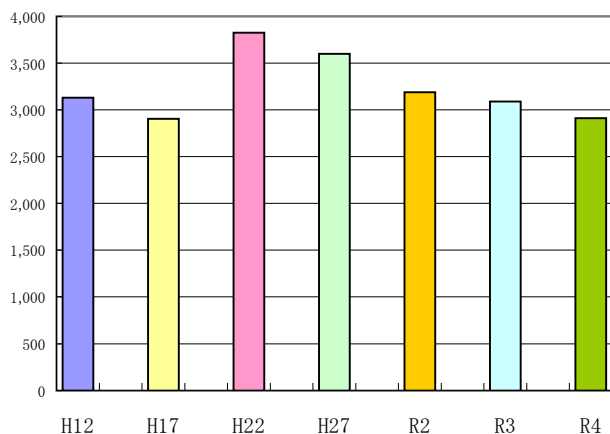
	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
宮 崎 市	10.2	9.4	9.5	9.0	7.9	7.7	7.3
宮 崎 県	9.5	8.4	9.0	8.4	7.2	7.2	6.8
全 国	9.5	8.4	8.5	8.0	6.8	6.6	6.6



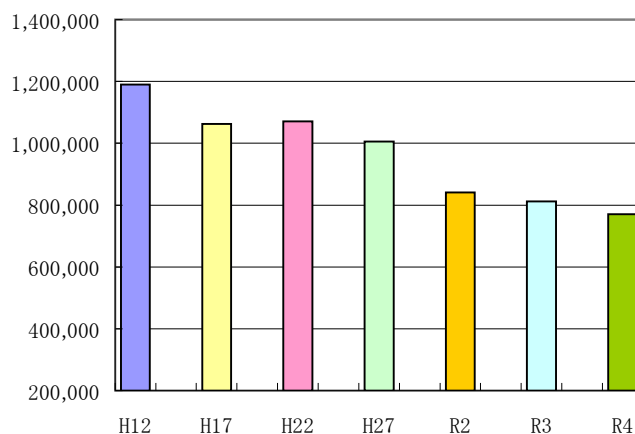
② 出生数(市・国の比較)

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
宮 崎 市	3,131	2,905	3,825	3,600	3,190	3,091	2,913
全 国	1,190,547	1,062,530	1,071,304	1,005,677	840,835	811,622	770,759

宮崎市の出生数



全国の出生数

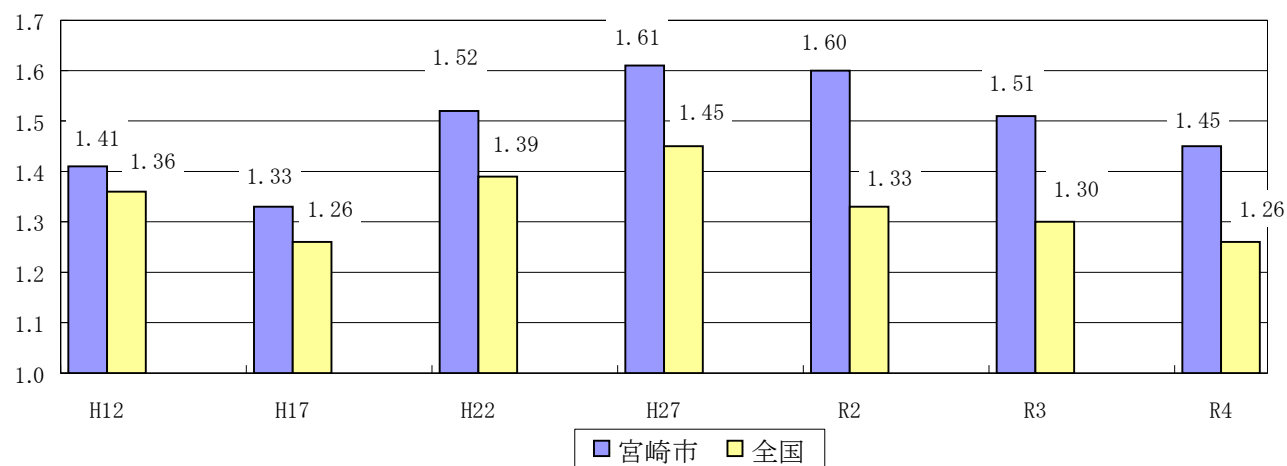


③ 合計特殊出生率(市・国の比較)

合計特殊出生率：5歳毎年年齢階級別出生数による算出(概数)

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
宮 崎 市	1.41	1.33	1.52	1.61	1.60	1.51	1.45
全 国	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33	1.30	1.26

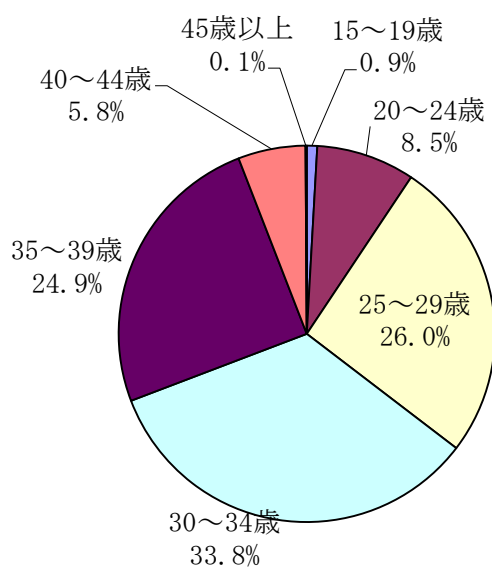
市・国の合計特殊出生率



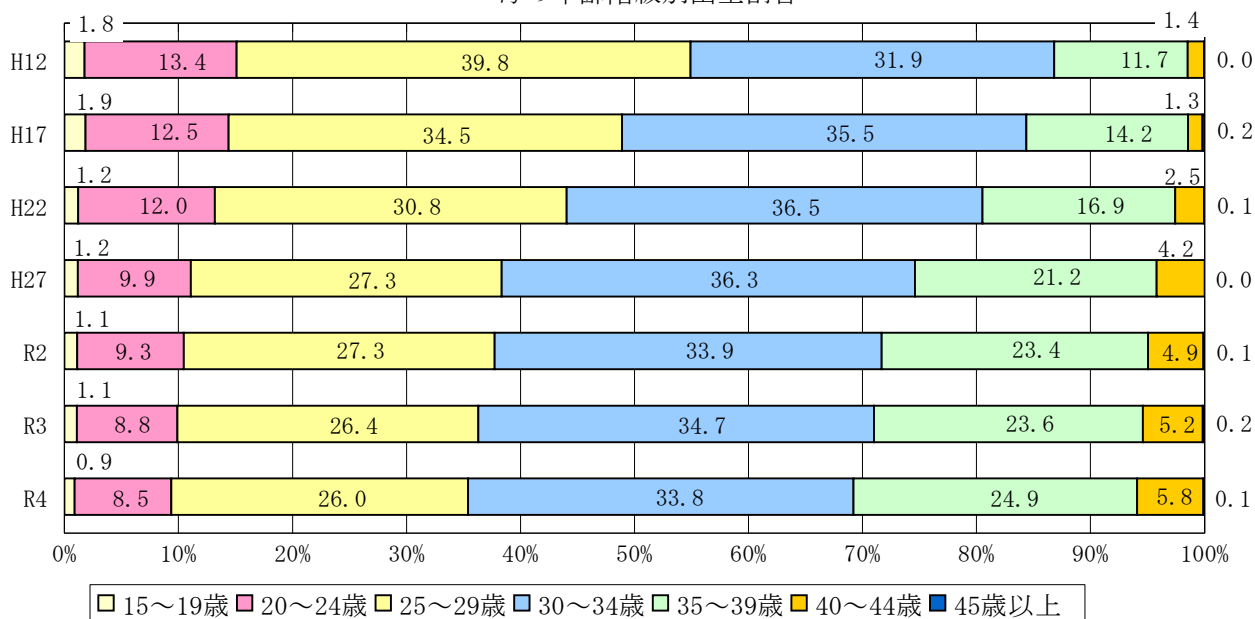
④ 母の年齢階級別出生数・割合

	総数	15歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	不詳
H12	3,131	－	55	418	1,246	999	367	45	1	－
H17	2,905	－	54	364	1,003	1,030	412	37	5	－
H22	3,825	－	46	459	1,180	1,395	647	96	2	－
H27	3,600	－	42	357	982	1,305	763	151	－	－
R2	3,190	－	36	298	870	1,083	745	155	3	－
R3	3,091	－	34	272	816	1,073	729	162	5	－
R4	2,913	－	26	247	758	985	725	169	3	－

母の年齢階級別出生割合（R4）



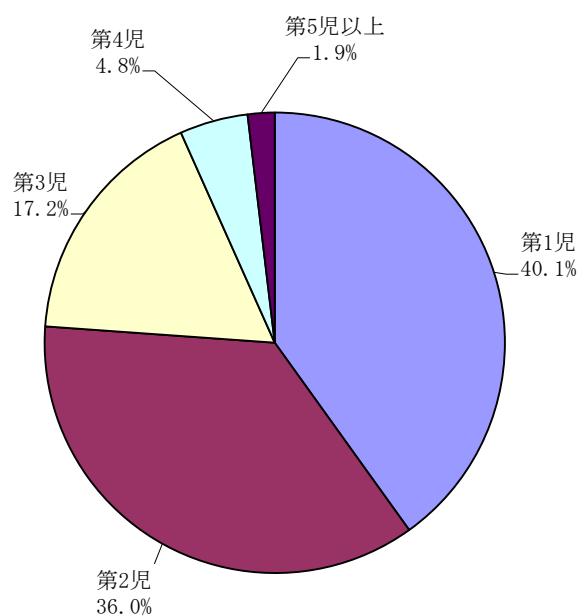
母の年齢階級別出生割合



⑤ 出生順位別出生数・割合

	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児以上	不詳
H12	3, 131	1, 510	1, 110	425	69	17	－
H17	2, 905	1, 369	1, 109	345	56	26	－
H22	3, 825	1, 754	1, 394	537	109	31	－
H27	3, 600	1, 535	1, 283	591	145	46	－
R2	3, 190	1, 397	1, 091	520	127	55	－
R3	3, 091	1, 337	1, 085	475	136	58	－
R4	2, 913	1, 168	1, 050	500	140	55	－

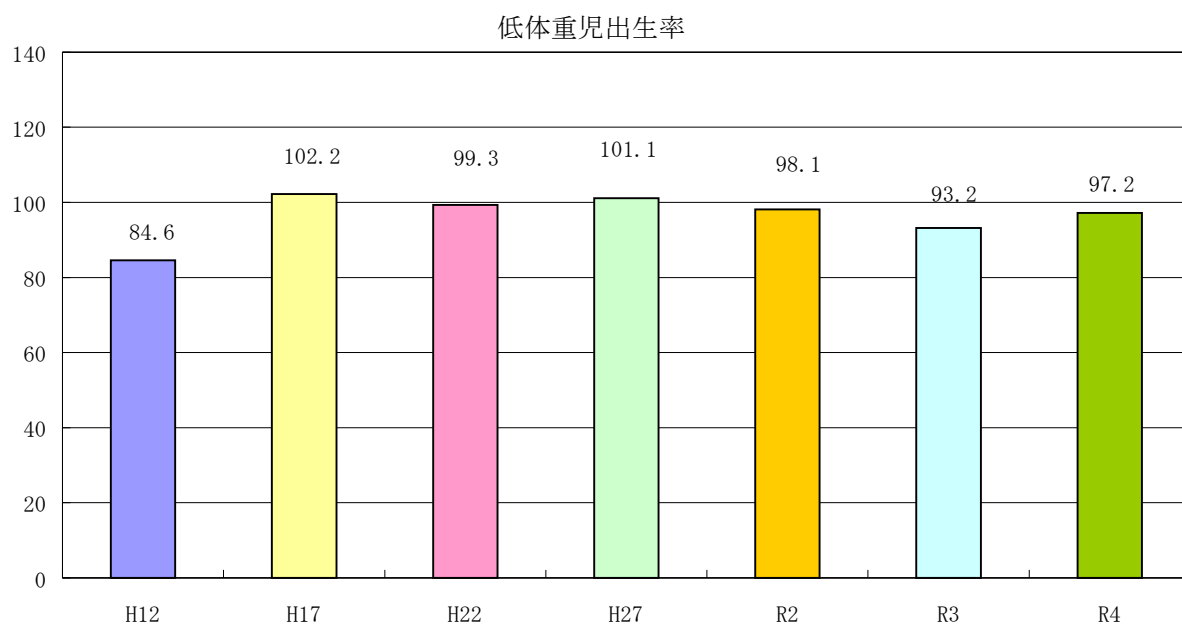
出生順位別出生割合（R4）



* 出生順位とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の順序である。

⑥ 低体重児出生数・率

	総数	低体重児数 (2,500 g 未満)	低体重児出生率 (出生千対)	体重別	
				2,000 g 未満	2,000 g ~ 2,500g未満
H12	3,131	265	84.6	73	192
H17	2,905	297	102.2	60	237
H22	3,825	380	99.3	88	292
H27	3,600	364	101.1	79	285
R2	3,190	313	98.1	70	243
R3	3,091	288	93.2	65	223
R4	2,913	283	97.2	63	220



⑦ 箇所別出生数

	総 数	病 院	診 療 所	助 産 所	自 宅	そ の 他
H12	3,131	1,028	2,078	23	2	－
H17	2,905	760	2,123	21	1	－
H22	3,825	1,194	2,616	14	－	1
H27	3,600	1,481	2,102	17	－	－
R2	3,190	1,270	1,910	4	5	1
R3	3,091	1,399	1,683	5	3	1
R4	2,913	1,311	1,594	5	1	2

⑧ 立会者別出生数

	総 数	医 師	助 産 師	そ の 他	立会者なし
H12	3,131	3,098	33	－	－
H17	2,905	2,883	22	－	－
H22	3,825	3,422	403	－	－
H27	3,600	2,964	636	－	－
R2	3,190	2,734	452	4	－
R3	3,091	2,618	470	3	－
R4	2,913	2,460	451	2	－

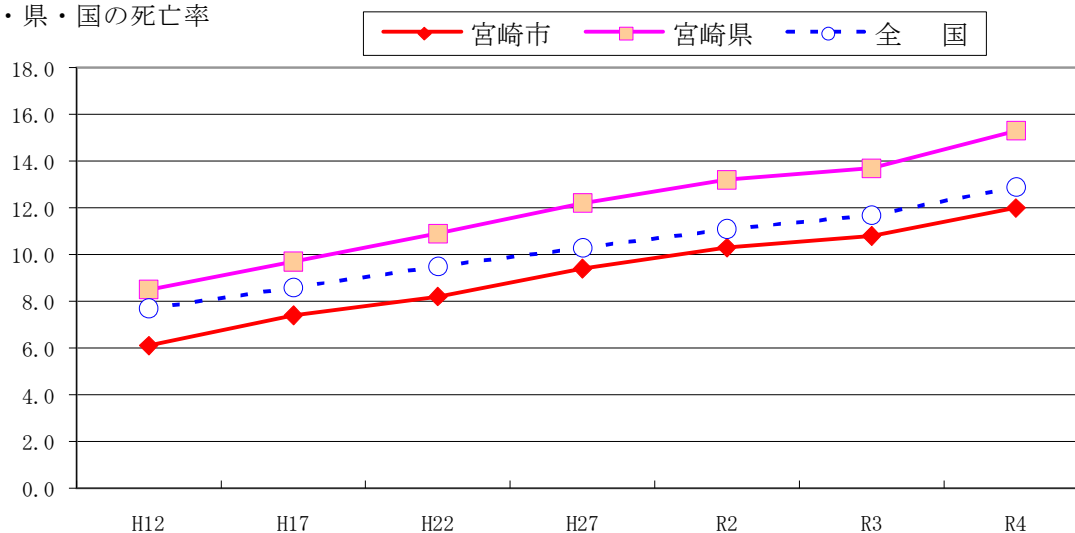
(2) 死亡の状況

① 死亡率（市・県・国の比較）

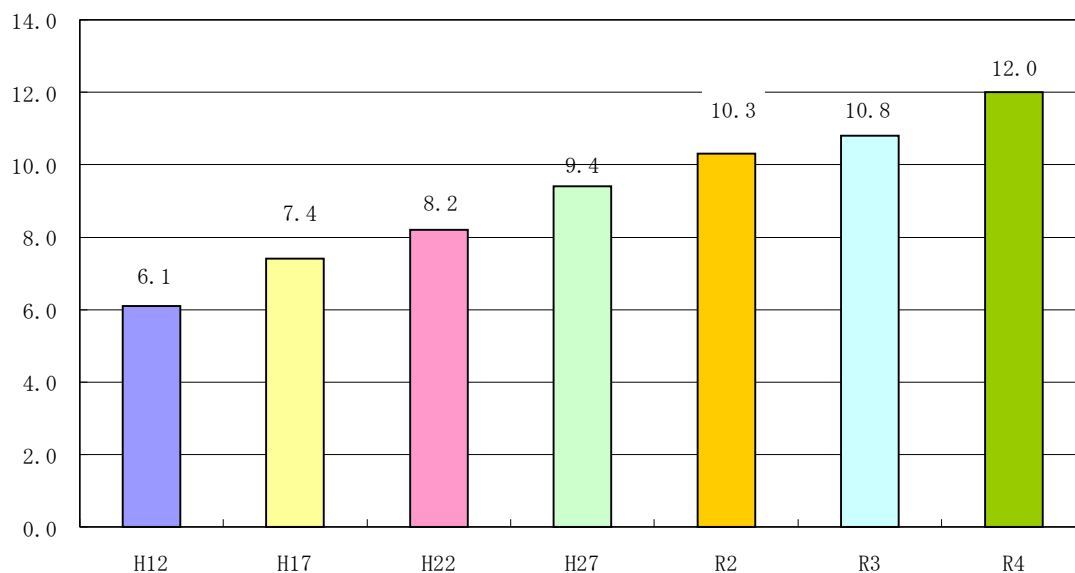
（人口千対）

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
宮 崎 市	6.1	7.4	8.2	9.4	10.3	10.8	12.0
宮 崎 県	8.5	9.7	10.9	12.2	13.2	13.7	15.3
全 国	7.7	8.6	9.5	10.3	11.1	11.7	12.9

市・県・国の死亡率



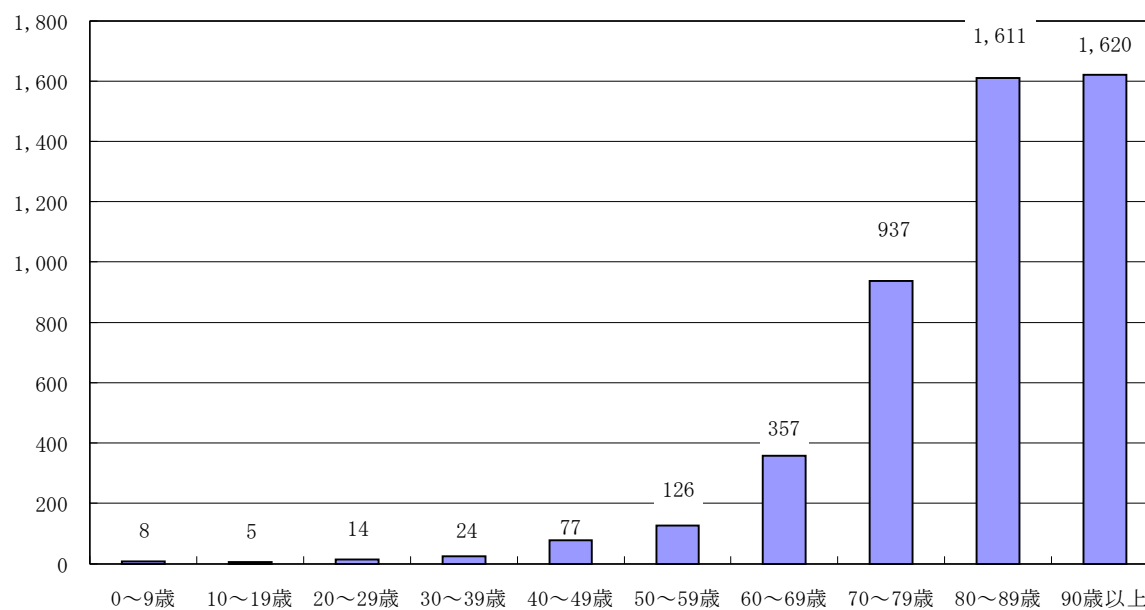
宮崎市の死亡率



② 宮崎市の年齢別・性別死亡数（10歳階級）

	R3			R4		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	4,336	2,172	2,164	4,779	2,371	2,408
0～9歳	11	7	4	8	5	3
10～19歳	7	5	2	5	3	2
20～29歳	9	7	2	14	9	5
30～39歳	17	12	5	24	16	8
40～49歳	65	39	26	77	36	41
50～59歳	122	80	42	126	77	49
60～69歳	360	237	123	357	231	126
70～79歳	854	564	290	937	617	320
80～89歳	1,517	804	713	1,611	869	742
90歳以上	1,374	417	957	1,620	508	1,112

宮崎市の年齢別死亡数（R4）

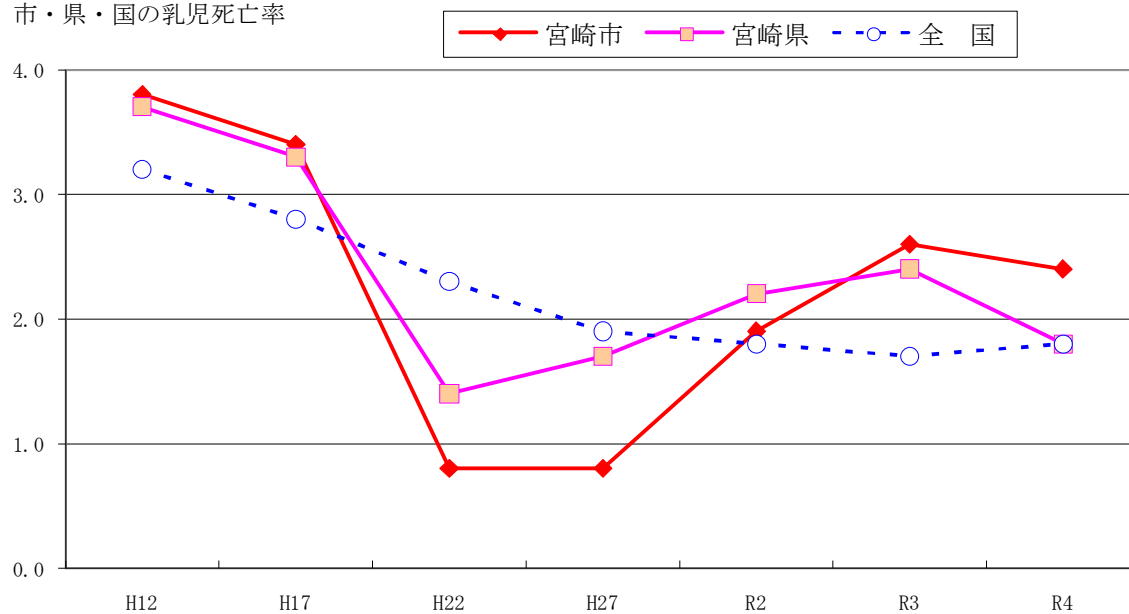


③ 乳児死亡率（市・県・国の比較）

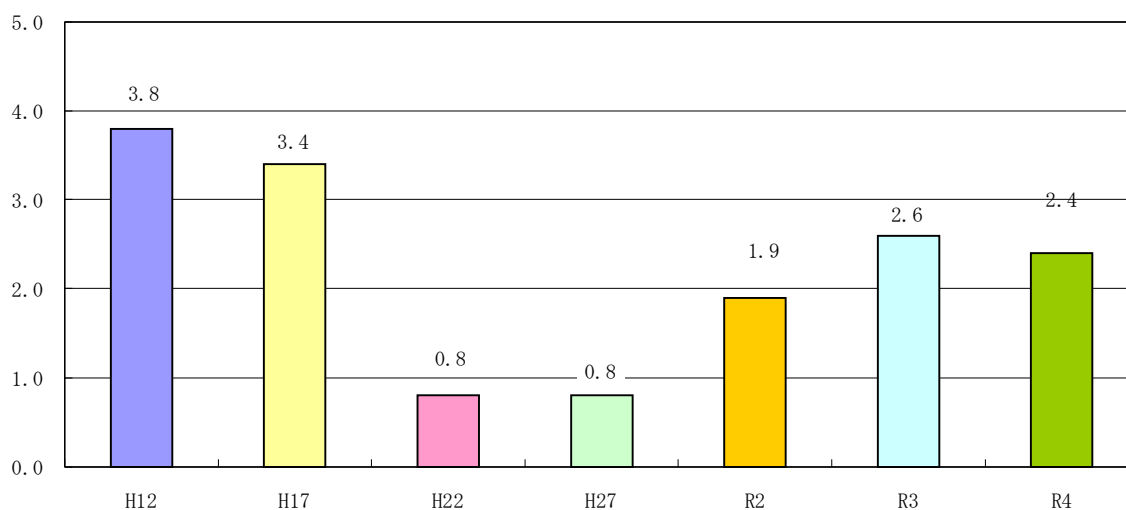
（出生千対）

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
宮 崎 市	3.8	3.4	0.8	0.8	1.9	2.6	2.4
宮 崎 県	3.7	3.3	1.4	1.7	2.2	2.4	1.8
全 国	3.2	2.8	2.3	1.9	1.8	1.7	1.8

市・県・国の乳児死亡率



宮崎市の乳児死亡率



④ 死因別・性別乳児死亡数（市・県の比較）

（令和4年）

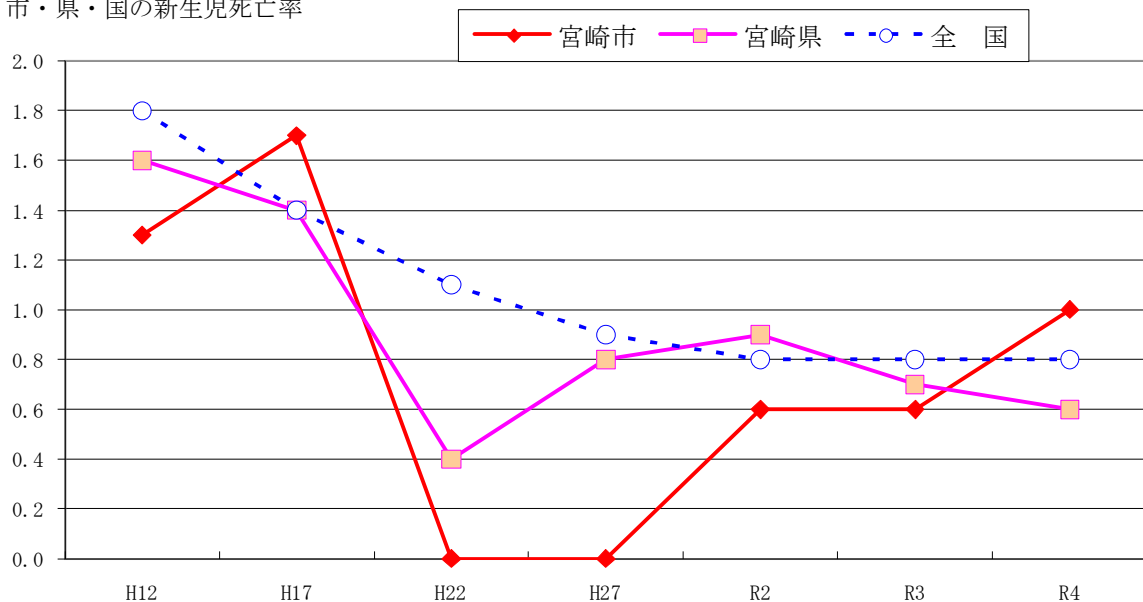
	宮崎市			宮崎県		
	総数	男	女	総数	男	女
腸管感染症	—	—	—	—	—	—
敗血症	—	—	—	—	—	—
麻疹	—	—	—	—	—	—
ウイルス肝炎	—	—	—	—	—	—
その他の感染症及び寄生虫症	—	—	—	—	—	—
悪性新生物	—	—	—	—	—	—
その他の新生物	—	—	—	—	—	—
栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	—	—	—	—	—	—
代謝障害	—	—	—	—	—	—
髄膜炎	—	—	—	—	—	—
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	—	—	—	—	—	—
脳性麻痺	—	—	—	—	—	—
心疾患（高血圧性を除く）	—	—	—	—	—	—
脳血管疾患	—	—	—	—	—	—
インフルエンザ	—	—	—	—	—	—
肺炎	—	—	—	—	—	—
喘息	—	—	—	—	—	—
ヘルニア及び腸閉塞	—	—	—	—	—	—
肝疾患	—	—	—	—	—	—
腎不全	1	1	—	1	1	—
周産期に発生した病態	3	2	1	4	3	1
先天奇形・変形及び染色体異常	2	1	1	6	2	4
乳幼児突然死症候群	—	—	—	1	1	—
その他の全ての疾患	1	1	—	1	1	—
不慮の事故	—	—	—	—	—	—
他殺	—	—	—	—	—	—
その他の外因	—	—	—	—	—	—
計	7	5	2	13	8	5

⑤ 新生児死亡率（市・県・国の比較）

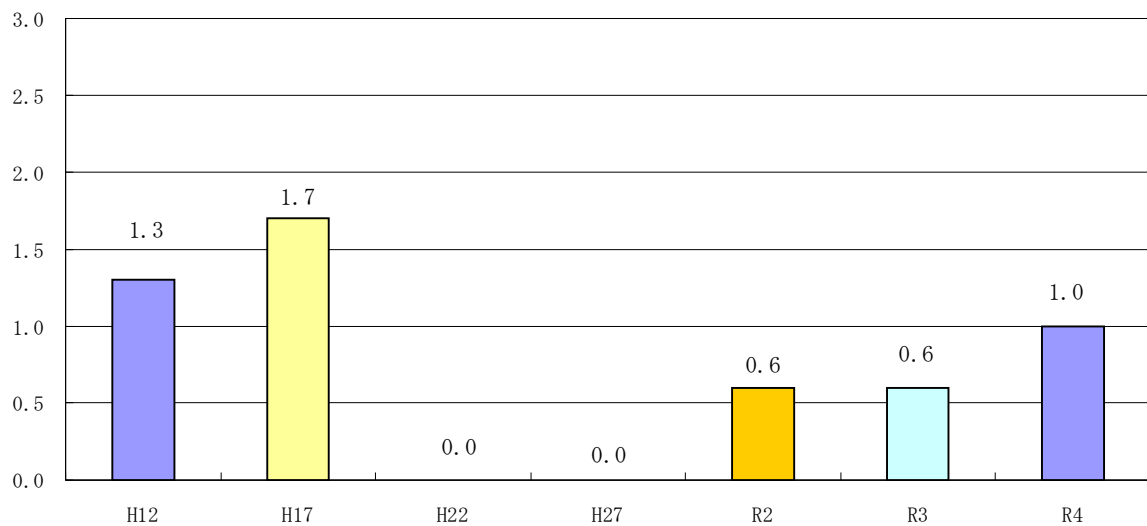
（出生千対）

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
宮 崎 市	1.3	1.7	0.0	0.0	0.6	0.6	1.0
宮 崎 県	1.6	1.4	0.4	0.8	0.9	0.7	0.6
全 国	1.8	1.4	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8

市・県・国の新生児死亡率



宮崎市の新生児死亡率

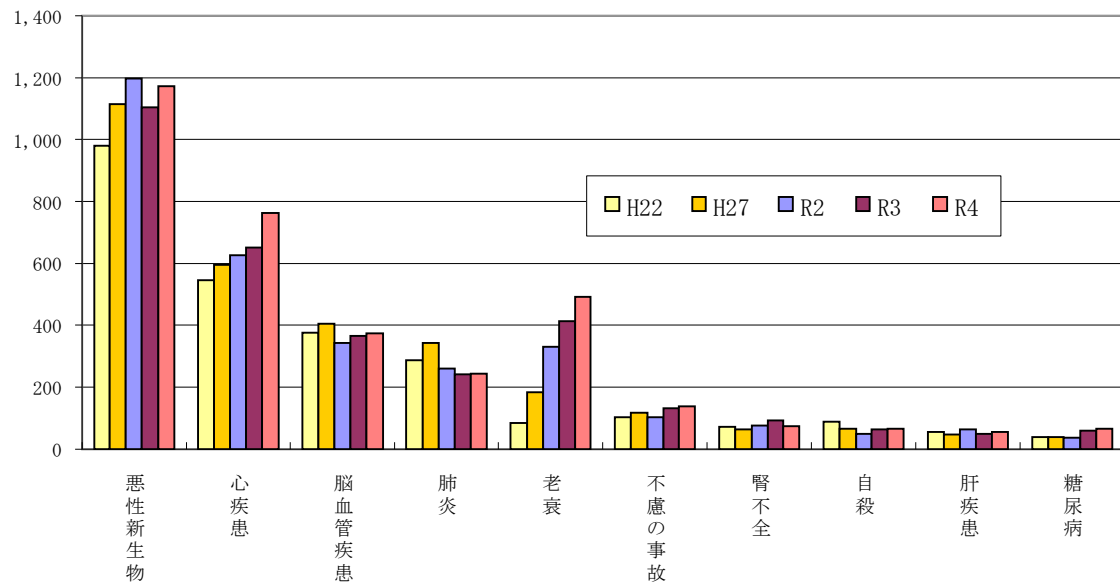


⑥ 主要死因別死亡数・率（市・県・国の比較）

（率：人口10万対）

	宮崎市					宮崎県	全国
	H22	H27	R2	R3	R4	R4	R4
悪 性 新 生 物	979 (244.4)	1,113 (277.5)	1,142 (284.5)	1,105 (275.7)	1,174 (293.9)	3,666 (348.6)	385,797 (308.8)
心 疾 患	545 (136.1)	595 (148.3)	612 (152.5)	651 (162.4)	761 (190.5)	2,686 (255.4)	232,964 (186.5)
脳 血 管 疾 患	377 (94.1)	405 (101.0)	358 (89.2)	365 (91.1)	375 (93.9)	1,197 (113.8)	107,481 (86.0)
肺 炎	287 (71.6)	343 (85.5)	252 (62.8)	243 (60.6)	244 (61.1)	1,004 (95.5)	74,013 (59.2)
老 衰	83 (20.7)	183 (45.6)	360 (89.7)	414 (103.3)	491 (122.9)	1,490 (141.7)	179,529 (143.7)
不 慮 の 事 故	103 (25.7)	118 (29.4)	108 (26.9)	132 (32.9)	138 (34.5)	484 (46.0)	43,420 (34.8)
腎 不 全	71 (17.7)	63 (15.7)	81 (20.2)	92 (23.0)	75 (18.8)	353 (33.6)	30,739 (24.6)
自 殺	87 (21.7)	66 (16.5)	80 (19.9)	63 (15.7)	65 (16.3)	213 (20.3)	21,252 (17.0)
肝 疾 患	54 (13.5)	46 (11.5)	59 (14.7)	49 (12.2)	56 (14.0)	186 (17.7)	18,896 (15.1)
糖 尿 病	40 (10.0)	40 (10.0)	46 (11.5)	59 (14.7)	66 (16.5)	172 (16.4)	15,927 (12.7)
死 亡 総 数	3,271	3,765	4,147	4,336	4,779	16,111	1,569,050

宮崎市の主要死因別死亡数



⑦ 死因別死亡順位・人数・率

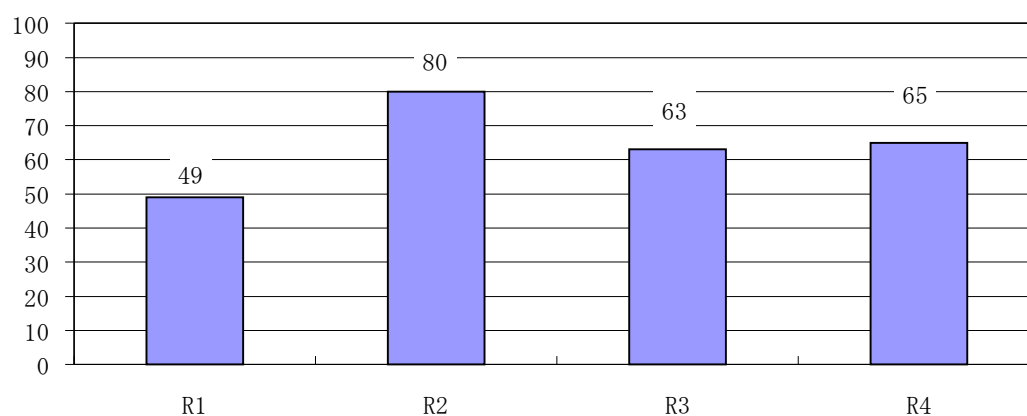
(率：人口10万対)

	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4
第1位	悪性新生物 594 (194.3)	悪性新生物 663 (213.8)	悪性新生物 979 (244.4)	悪性新生物 1,113 (277.5)	悪性新生物 1,142 (284.5)	悪性新生物 1,105 (275.7)	悪性新生物 1,174 (293.9)
第2位	心疾患 272 (89.0)	心疾患 372 (120.0)	心疾患（高血圧を除く） 545 (136.1)	心疾患（高血圧を除く） 595 (148.3)	心疾患（高血圧を除く） 612 (152.5)	心疾患（高血圧性を除く） 651 (162.4)	心疾患（高血圧性を除く） 761 (190.5)
第3位	脳血管疾患 254 (83.1)	脳血管疾患 277 (89.3)	脳血管疾患 377 (94.1)	脳血管疾患 405 (101.0)	老衰 360 (89.7)	老衰 414 (103.3)	老衰 491 (122.9)
第4位	肺炎 160 (52.3)	肺炎 205 (66.1)	肺炎 287 (71.6)	肺炎 343 (85.5)	脳血管疾患 358 (89.2)	脳血管疾患 365 (91.1)	脳血管疾患 375 (93.9)
第5位	他の呼吸器系疾患 69 (22.6)	他の呼吸器系疾患 100 (32.2)	他の呼吸器系の疾患 176 (43.9)	老衰 183 (45.6)	肺炎 252 (62.8)	他の呼吸器系の疾患 268 (66.9)	他の呼吸器系の疾患 255 (63.8)
第6位	不慮の事故 67 (21.9)	自殺 73 (23.5)	不慮の事故 103 (25.7)	不慮の事故 118 (29.4)	他の呼吸器系の疾患 251 (62.5)	肺炎 243 (60.6)	肺炎 244 (61.1)
第7位	自殺 66 (21.6)	不慮の事故 67 (21.6)	自殺 87 (21.7)	自殺 66 (16.5)	不慮の事故 108 (26.9)	不慮の事故 132 (32.9)	不慮の事故 138 (34.5)
第8位	腎不全 33 (10.8)	老衰 54 (17.4)	老衰 83 (20.7)	腎不全 63 (15.7)	アルツハイマー病 83 (20.7)	他の消化器系の疾患 93 (23.2)	アルツハイマー病 89 (22.3)
第9位	肝疾患 33 (10.8)	腎不全 50 (16.1)	腎不全 71 (17.7)	肝疾患 46 (11.5)	腎不全 81 (20.2)	腎不全 92 (23.0)	血管性及び詳細不明の痴呆 86 (21.5)
第10位	他の新生物 23 (7.5)	他の消化器系疾患 36 (11.6)	慢性閉塞性肺疾患 ，肝疾患 54 (13.5)	糖尿病 40 (10.0)	自殺 80 (19.9)	アルツハイマー病 77 (19.2)	他の消化器系の疾患 86 (21.5)

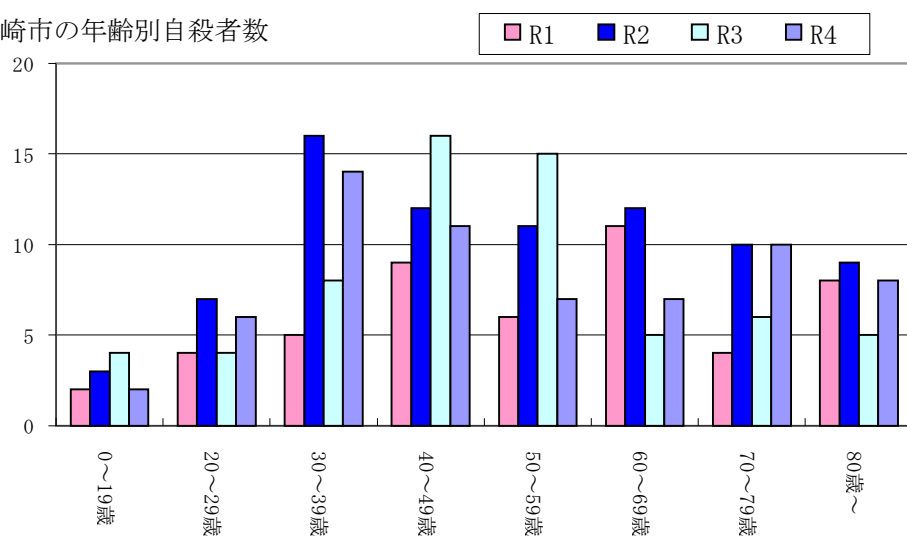
⑧ 自殺による年齢別・性別死亡者数

年齢	R1	R2	R3	R4
0～19歳	2	3	4	2
20～29歳	4	7	4	6
30～39歳	5	16	8	14
40～49歳	9	12	16	11
50～59歳	6	11	15	7
60～69歳	11	12	5	7
70～79歳	4	10	6	10
80歳～	8	9	5	8
総数	49	80	63	65

宮崎市の自殺者数



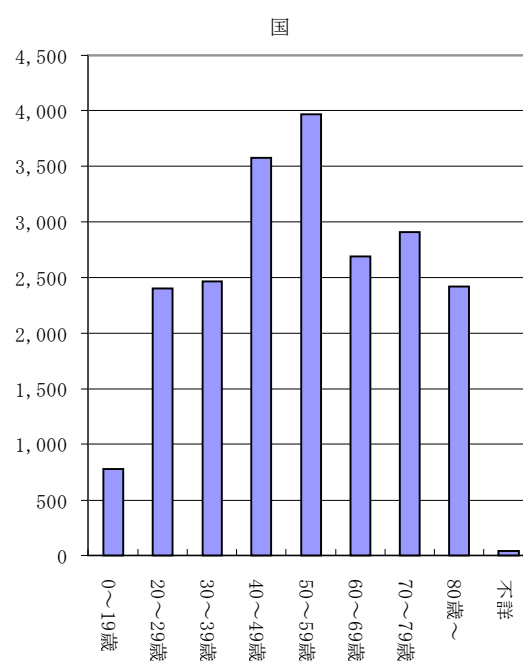
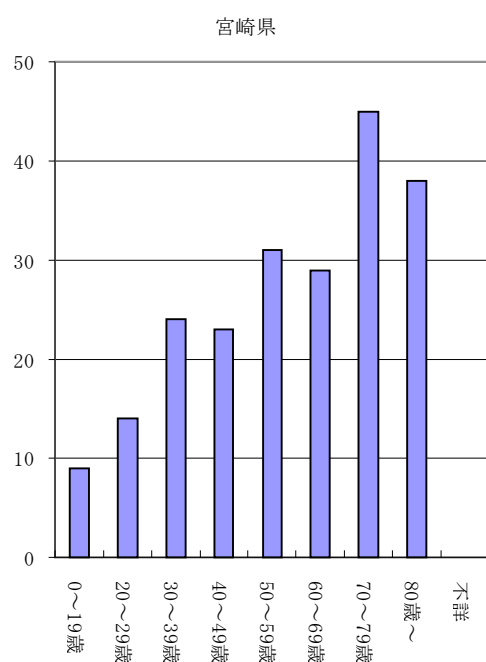
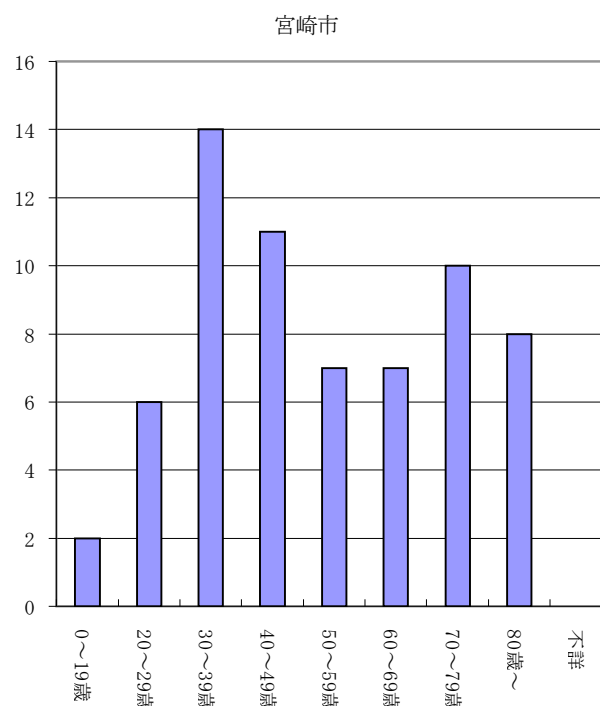
宮崎市の年齢別自殺者数



⑨ 自殺による年齢別死亡者数（市・県・国の比較）

(R4)

	市	県	国
0～19歳	2	9	783
20～29歳	6	14	2,397
30～39歳	14	24	2,465
40～49歳	11	23	3,574
50～59歳	7	31	3,970
60～69歳	7	29	2,695
70～79歳	10	45	2,909
80歳～	8	38	2,419
不詳	-	-	40
総数	65	213	21,252



⑩ 死因分類別死亡数（市・県・国の比較）

死 因 簡 単 分 類 コード	死 因	宮崎市			宮崎県			全 国		
		死 亡 数			死 亡 数			死 亡 数		
		総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
	総 数	4,779	2,371	2,408	16,111	7,901	8,210	1,569,050	799,420	769,630
01000	感染症及び寄生虫症	69	28	41	223	99	124	23,726	11,714	12,012
01100	腸管感染症	7	5	2	28	15	13	2,037	938	1,099
01200	結核	6	4	2	19	11	8	1,664	991	673
01201	呼吸器結核	6	4	2	17	11	6	1,423	881	542
01202	その他の結核	0	-	-	2	-	2	241	110	131
01300	敗血症	27	11	16	91	45	46	11,346	5,748	5,598
01400	ウイルス性肝炎	11	2	9	16	3	13	1,799	832	967
01401	B型ウイルス性肝炎	0	-	-	1	1	-	353	212	141
01402	C型ウイルス性肝炎	9	2	7	13	2	11	1,267	535	732
01403	その他のウイルス性肝炎	2	-	2	2	-	2	179	85	94
01500	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	0	-	-	1	1	-	53	51	2
01600	その他の感染症及び寄生虫症	18	6	12	68	24	44	6,827	3,154	3,673
02000	新生物<腫瘍>	1,209	677	532	3,806	2,180	1,626	399,471	230,600	168,871
02100	悪性新生物<腫瘍>	1,174	662	512	3,666	2,112	1,554	385,797	223,291	162,506
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	29	22	7	91	64	27	8,429	5,960	2,469
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	29	23	6	98	85	13	10,918	8,790	2,128
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	101	59	42	357	230	127	40,711	26,455	14,256
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	106	57	49	320	164	156	37,236	18,215	19,021
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	52	35	17	150	88	62	15,582	9,884	5,698
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	88	56	32	261	173	88	23,620	15,717	7,903
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	60	28	32	218	111	107	17,756	9,470	8,286
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	131	65	66	375	178	197	39,468	19,608	19,860
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	4	4	-	12	12	-	798	723	75
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	191	139	52	644	466	178	76,663	53,750	22,913
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	3	1	2	18	9	9	1,806	893	913
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	56	1	55	151	2	149	16,021	109	15,912
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	32	-	32	86	-	86	7,157	-	7,157
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	14	-	14	38	-	38	5,182	-	5,182
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	41	41	-	149	149	-	13,439	13,439	-
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	31	17	14	79	53	26	9,598	6,388	3,210
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	13	9	4	29	16	13	3,107	1,736	1,371
02118	悪性リンパ腫	44	20	24	143	70	73	14,231	7,826	6,405
02119	白血病	46	26	20	132	78	54	9,759	6,007	3,752
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	7	5	2	38	16	22	4,392	2,230	2,162
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	96	54	42	277	148	129	29,654	16,091	13,563
02200	その他の新生物<腫瘍>	35	15	20	140	68	72	13,674	7,309	6,365
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	10	5	5	35	16	19	2,648	1,277	1,371
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	25	10	15	105	52	53	11,026	6,032	4,994
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	22	14	8	62	28	34	4,842	2,147	2,695
03100	貧血	15	9	6	38	16	22	2,455	989	1,466
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	7	5	2	24	12	12	2,387	1,158	1,229
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	104	58	46	289	145	144	26,279	14,044	12,235
04100	糖尿病	66	36	30	172	92	80	15,927	8,990	6,937
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	38	22	16	117	53	64	10,352	5,054	5,298

死 因 簡 単 分 類 コード	死 因	宮 崎 市			宮 崎 県			全 国		
		死 亡 数			死 亡 数			死 亡 数		
		総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
05000	精神及び行動の障害	97	35	62	273	101	172	27,228	10,537	16,691
05100	血管性及び詳細不明の認知症	86	30	56	238	81	157	24,360	9,089	15,271
05200	その他の精神及び行動の障害	11	5	6	35	20	15	2,868	1,448	1,420
06000	神経系の疾患	207	90	117	664	282	382	60,229	27,533	32,696
06100	髄膜炎	1	1	-	3	3	-	291	175	116
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	11	4	7	31	19	12	2,889	1,670	1,219
06300	パーキンソン病	44	27	17	120	59	61	13,394	6,768	6,626
06400	アルツハイマー病	89	29	60	326	109	217	24,860	8,693	16,167
06500	その他の神経系の疾患	62	29	33	184	92	92	18,795	10,227	8,568
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-	-	-	-	9	5	4
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-	-	-	22	11	11
09000	循環器系の疾患	1,259	620	639	4,310	1,979	2,331	381,327	185,753	195,574
09100	高血圧性疾患	44	22	22	155	64	91	11,665	5,044	6,621
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	16	7	9	72	25	47	6,424	2,679	3,745
09102	その他の高血圧性疾患	28	15	13	83	39	44	5,241	2,365	2,876
09200	心疾患(高血圧性を除く)	761	375	386	2,686	1,223	1,463	232,964	113,016	119,948
09201	慢性リウマチ性心疾患	11	5	6	29	10	19	1,983	646	1,337
09202	急性心筋梗塞	96	54	42	340	176	164	32,026	19,081	12,945
09203	その他の虚血性心疾患	55	40	15	183	114	69	41,159	25,147	16,012
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	44	14	30	132	44	88	12,305	4,034	8,271
09205	心筋症	18	9	9	52	26	26	3,524	1,890	1,634
09206	不整脈及び伝導障害	215	121	94	692	382	310	36,291	18,244	18,047
09207	心不全	307	122	185	1,211	445	766	98,671	40,121	58,550
09208	その他の心疾患	15	10	5	47	26	21	7,005	3,853	3,152
09300	脳血管疾患	375	178	197	1,197	567	630	107,481	53,188	54,293
09301	くも膜下出血	38	11	27	118	33	85	11,468	4,317	7,151
09302	脳内出血	109	51	58	352	179	173	33,483	18,473	15,010
09303	脳梗塞	223	114	109	696	344	352	59,363	28,824	30,539
09304	その他の脳血管疾患	5	2	3	31	11	20	3,167	1,574	1,593
09400	大動脈瘤及び解離	59	37	22	200	99	101	19,987	10,088	9,899
09500	その他の循環器系の疾患	20	8	12	72	26	46	9,230	4,417	4,813
10000	呼吸器系の疾患	540	297	243	2,161	1,218	943	186,500	114,696	71,804
10100	インフルエンザ	-	-	-	1	-	1	24	15	9
10200	肺炎	244	134	110	1,004	541	463	74,013	42,851	31,162
10300	急性気管支炎	1	1	-	4	3	1	209	92	117
10400	慢性閉塞性肺疾患	30	19	11	191	144	47	16,676	14,019	2,657
10500	喘息	10	3	7	22	6	16	1,004	377	627
10600	その他の呼吸器系の疾患	255	140	115	939	524	415	94,574	57,342	37,232
10601	誤嚥性肺炎	131	71	60	508	279	229	56,069	33,458	22,611
10602	間質性肺疾患	69	39	30	249	146	103	22,905	14,815	8,090
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601・10602を除く)	55	30	25	182	99	83	15,600	9,069	6,531
11000	消化器系の疾患	167	88	79	619	319	300	59,672	32,041	27,631
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	4	2	2	18	11	7	2,545	1,459	1,086
11200	ヘルニア及び腸閉塞	21	9	12	100	47	53	8,319	3,937	4,382
11300	肝疾患	56	36	20	186	117	69	18,896	12,431	6,465
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	24	12	12	82	43	39	8,644	4,739	3,905
11302	その他の肝疾患	32	24	8	104	74	30	10,252	7,692	2,560
11400	その他の消化器系の疾患	86	41	45	315	144	171	29,912	14,214	15,698
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	10	-	10	48	11	37	3,486	1,435	2,051
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	55	27	28	148	67	81	10,584	4,412	6,172

死 因 簡 単 分 類 コード	死 因	宮 崎 市			宮 崎 県			全 国		
		死 亡 数			死 亡 数			死 亡 数		
		総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
14000	腎尿路生殖器系の疾患	115	51	64	511	232	279	50,263	23,636	26,627
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	17	7	10	50	21	29	5,851	2,301	3,550
14200	腎不全	75	37	38	353	172	181	30,739	16,188	14,551
14201	急性腎不全	4	1	3	25	10	15	2,999	1,522	1,477
14202	慢性腎臓病	58	29	29	275	139	136	22,841	12,198	10,643
14203	詳細不明の腎不全	13	7	6	53	23	30	4,899	2,468	2,431
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	23	7	16	108	39	69	13,673	5,147	8,526
15000	妊娠, 分娩及び産じょく	-	-	-	-	-	-	33	-	33
16000	周産期に発生した病態	3	2	1	4	3	1	367	193	174
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	-	-	-	-	-	-	42	23	19
16200	出産外傷	-	-	-	-	-	-	5	5	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び 心血管障害	1	-	1	1	-	1	212	99	113
16400	周産期に特異的な感染症	1	1	-	1	1	-	17	13	4
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び 血液障害	-	-	-	-	-	-	33	18	15
16600	その他の周産期に発生した病態	1	1	-	2	2	-	58	35	23
17000	先天奇形, 変形及び染色体異常	5	1	4	18	7	11	2,011	950	1,061
17100	神経系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	91	46	45
17200	循環器系の先天奇形	3	1	2	9	3	6	826	360	466
17201	心臓の先天奇形	1	-	1	1	-	1	506	234	272
17202	その他の循環器系の先天奇形	2	1	1	8	3	5	320	126	194
17300	消化器系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	86	51	35
17400	その他の先天奇形及び変形	-	-	-	2	2	-	566	286	280
17500	染色体異常, 他に分類されないもの	2	-	2	7	2	5	442	207	235
18000	症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査 所見で他に分類されないもの	535	167	368	1,669	494	1,175	212,157	70,678	141,479
18100	老衰	491	138	353	1,490	384	1,106	179,529	49,964	129,565
18200	乳幼児突然死症候群	-	-	-	1	1	-	47	30	17
18300	その他の症状, 徴候及び異常臨床所見、 異常検査所見で他に分類されないもの	44	29	15	178	109	69	32,581	20,684	11,897
20000	傷病及び死亡の外因	227	134	93	766	497	269	73,183	43,896	29,287
20100	不慮の事故	138	74	64	484	288	196	43,420	24,652	18,768
20101	交通事故	14	10	4	47	32	15	3,541	2,399	1,142
20102	転倒・転落・墜落	33	15	18	119	69	50	11,569	5,922	5,647
20103	不慮の溺死及び溺水	31	20	11	100	51	49	8,677	4,697	3,980
20104	不慮の窒息	31	11	20	105	52	53	8,710	4,355	4,355
20105	煙, 火及び火災への曝露	3	3	-	14	12	2	967	622	345
20106	有害物質による不慮の中毒及び 有害物質への曝露	1	1	-	7	7	-	569	359	210
20107	その他の不慮の事故	25	14	11	92	65	27	9,387	6,298	3,089
20200	自殺	65	44	21	213	165	48	21,252	14,362	6,890
20300	他殺	1	1	-	1	1	-	213	98	115
20400	その他の外因	23	15	8	68	43	25	8,298	4,784	3,514

(3) 死亡割合の状況

① 主要死因別死亡割合（市・県・国の比較）

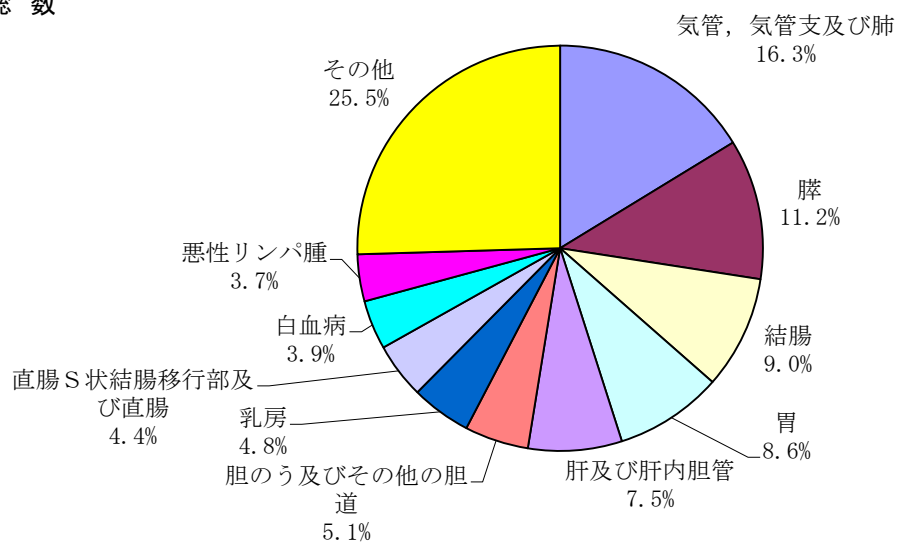
（令和4年）

	宮 崎 市		宮 崎 県		全 国	
	死 因	死亡総数に 占める割合	死 因	死亡総数に 占める割合	死 因	死亡総数に 占める割合
1位	悪 性 新 生 物	24.6%	悪 性 新 生 物	22.8%	悪 性 新 生 物	24.6%
2位	心 疾 患	15.9%	心 疾 患	16.7%	心 疾 患	14.8%
3位	老 衰	10.3%	老 衰	9.2%	老 衰	11.4%
4位	脳 血 管 疾 患	7.8%	脳 血 管 疾 患	7.4%	脳 血 管 疾 患	6.9%
5位	他の呼吸器系の疾患	5.3%	肺 炎	6.2%	肺 炎	4.7%
6位	肺 炎	5.1%	誤 嚥 性 肺 炎	3.2%	誤 嚥 性 肺 炎	3.6%
7位	不 慮 の 事 故	2.9%	不 慮 の 事 故	3.0%	不 慮 の 事 故	2.8%
8位	アルツハイマー病	1.9%	腎 不 全	2.2%	腎 不 全	2.0%
9位	血管性等の認知症	1.8%	アルツハイマー病	2.0%	アルツハイマー病	1.6%
10位	他の消化器系の疾患	1.8%	血管性等の認知症	1.5%	血管性等の認知症	1.6%

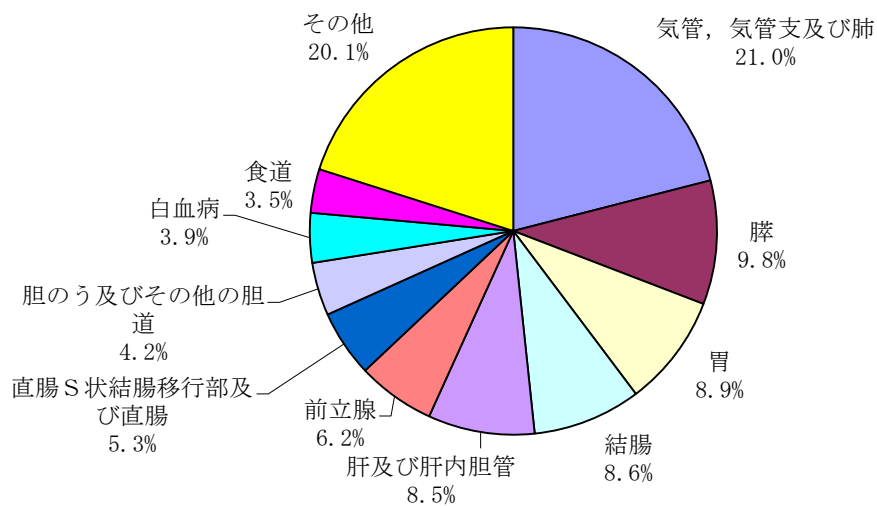
② 悪性新生物部位別割合（宮崎市）

（令和4年）

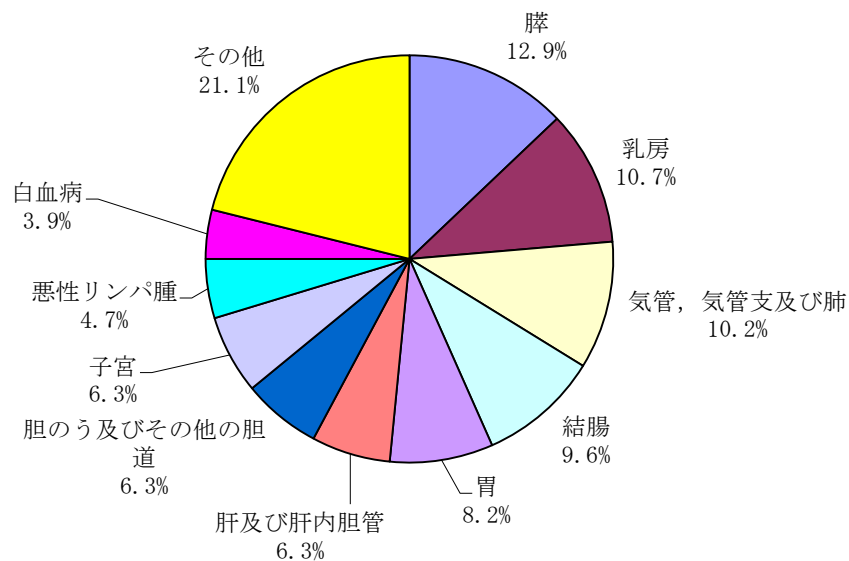
総 数



男



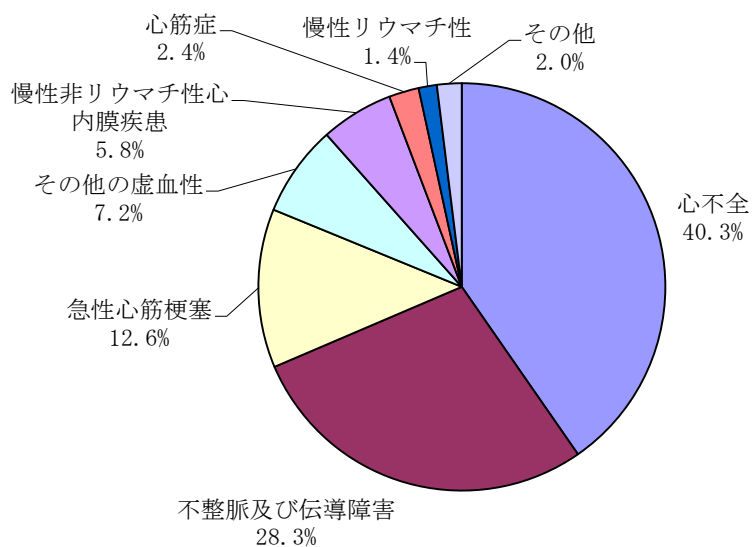
女



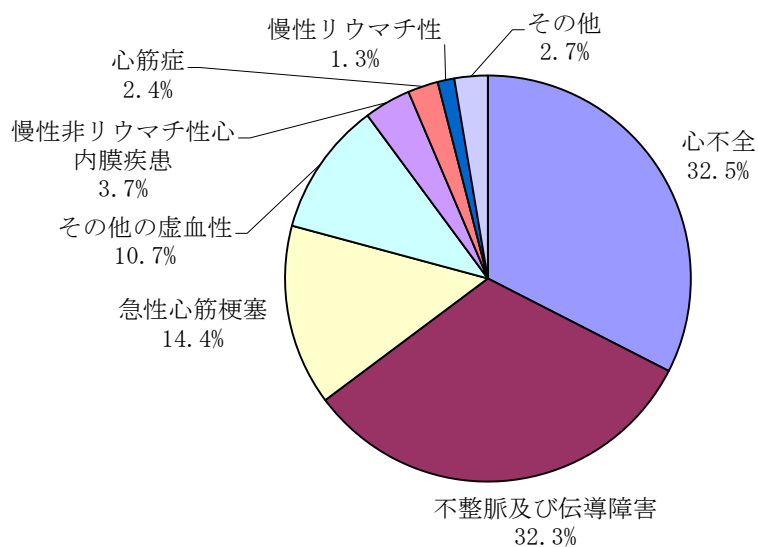
③ 心疾患（高血圧性を除く）死亡の内訳（宮崎市）

（令和4年）

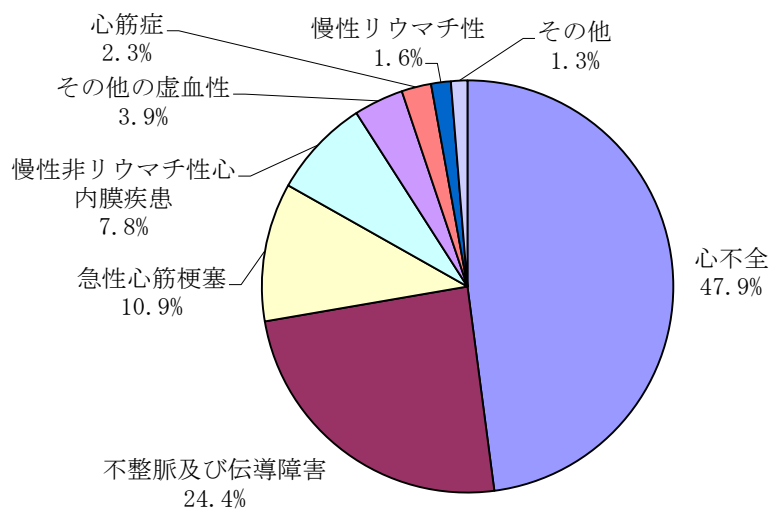
総 数



男



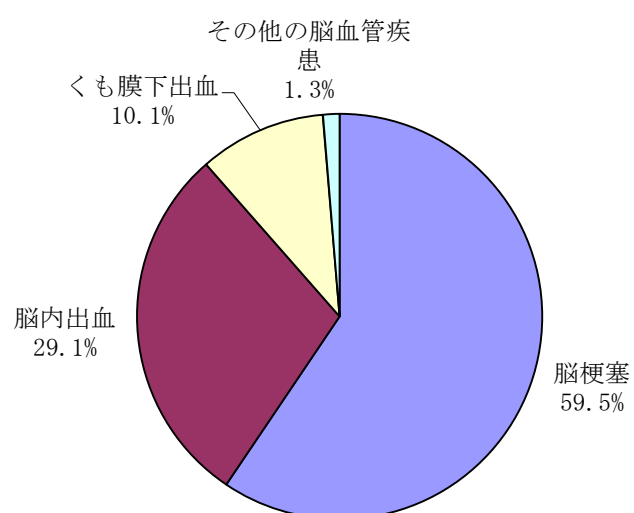
女



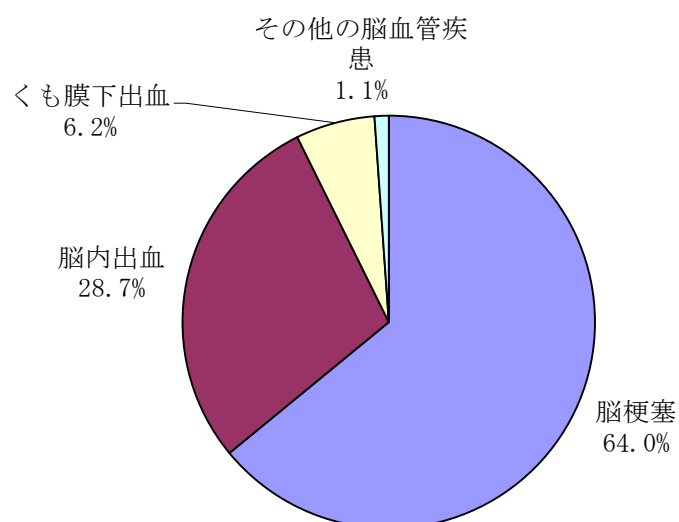
④ 脳血管疾患死亡の内訳（宮崎市）

（令和4年）

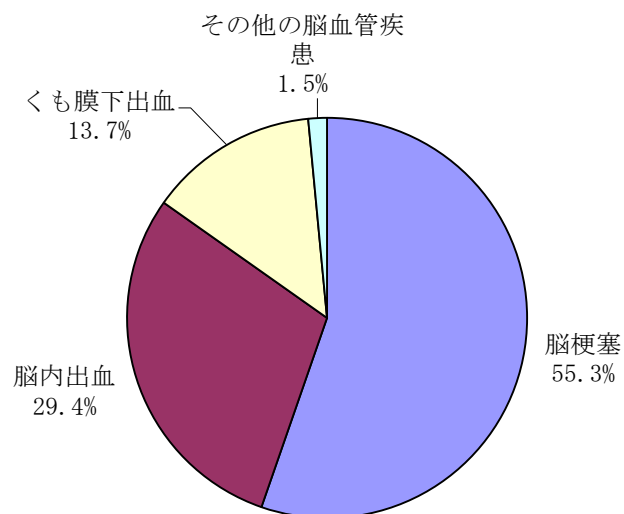
総 数



男



女



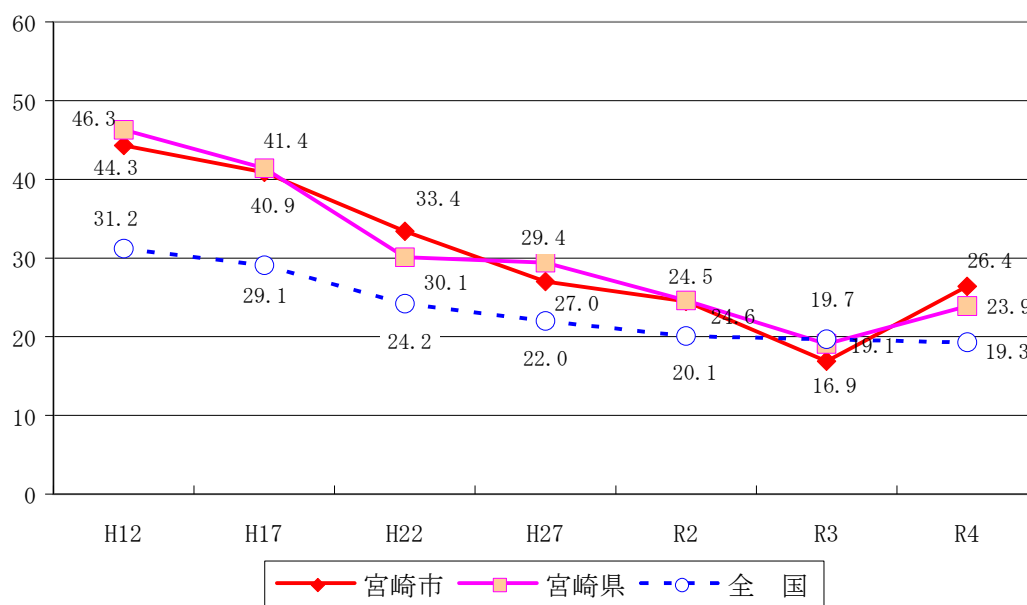
(4) 死産の状況

① 死産率（市・県・国の比較）

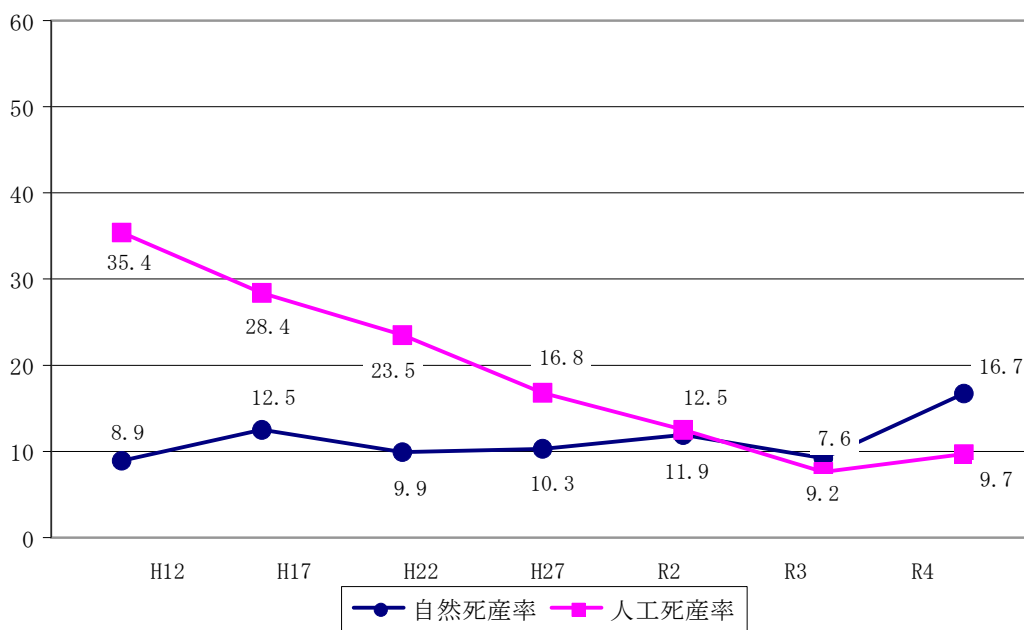
（出産千対）

	年	宮崎市	宮崎県	全 国
死 産 率	H12	44.3	46.3	31.2
	H17	40.9	41.4	29.1
	H22	33.4	30.1	24.2
	H27	27.0	29.4	22.0
	R2	24.5	24.6	20.1
	R3	16.9	19.1	19.7
	R4	26.4	23.9	19.3
自 然 死 産 率	H12	8.9	11.7	13.2
	H17	12.5	12.0	12.3
	H22	9.9	9.8	11.2
	H27	10.3	13.0	10.6
	R2	11.9	12.5	9.5
	R3	9.2	11.2	9.8
	R4	16.7	13.4	9.4
人 工 死 産 率	H12	35.4	34.6	18.1
	H17	28.4	29.4	16.7
	H22	23.5	20.3	13.0
	H27	16.8	16.3	11.4
	R2	12.5	12.1	10.6
	R3	7.6	7.9	9.9
	R4	9.7	10.5	9.9

市・県・国の死産率



宮崎市の自然死産率と人工死産率

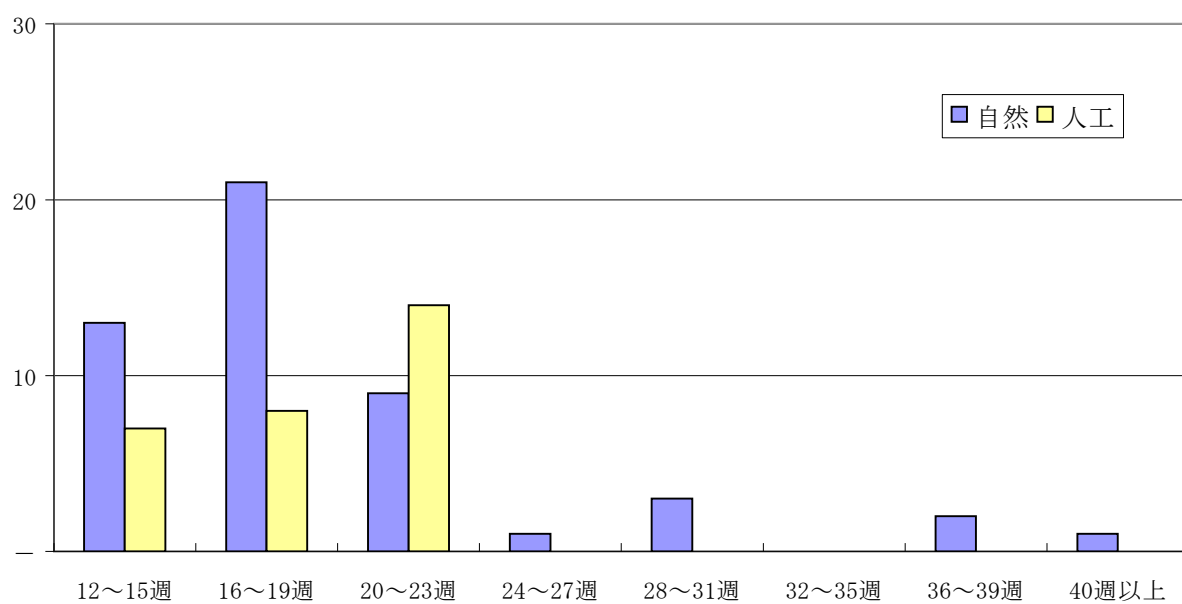


② 妊娠期間別にみた自然死産数・人工死産数（市・県・国の比較）

（令和4年）

		計	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～39週	40週以上	不詳
宮 崎 市	死産総数	79	20	29	23	1	3	—	2	1	—
	自 然	50	13	21	9	1	3	—	2	1	—
	人 工	29	7	8	14	—	—	—	—	—	—
宮 崎 県	死産総数	175	50	64	48	3	5	—	4	1	—
	自 然	98	28	41	16	3	5	—	4	1	—
	人 工	77	22	23	32	—	—	—	—	—	—
全 国	死産総数	15,179	5,152	5,098	3,168	496	324	335	495	107	4
	自 然	7,391	2,289	2,234	1,108	496	324	335	494	107	4
	人 工	7,788	2,863	2,864	2,060	—	—	—	1	—	—

宮崎市の妊娠期間別にみた自然死産数と人工死産数



(5) 人工妊娠中絶の状況

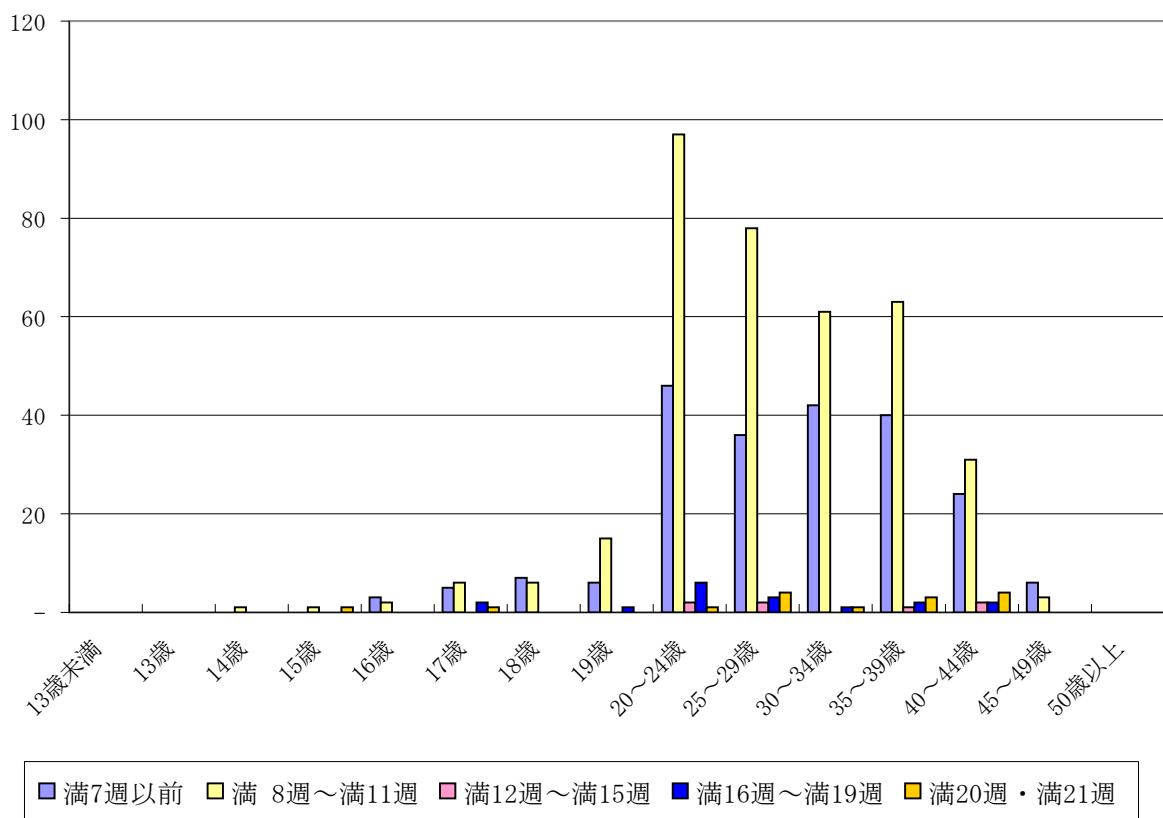
※ 市内にある病院等からの「人工妊娠中絶実施報告書」の件数であり、宮崎市民以外の方も含まれている。
(母体保護法に基づく届出)

① 年齢別人工妊娠中絶件数

(令和4年度)

	13歳未満	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計
満7週以前	-	-	-	-	3	5	7	6	46	36	42	40	24	6	-	-	215
満 8週～満11週	-	-	1	1	2	6	6	15	97	78	61	63	31	3	-	-	364
満12週～満15週	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	1	2	-	-	-	7
満16週～満19週	-	-	-	-	-	2	-	1	6	3	1	2	2	-	-	-	17
満20週・満21週	-	-	-	1	-	1	-	-	1	4	1	3	4	-	-	-	15
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	1	2	5	14	13	22	152	123	105	109	63	9	-	-	618

(件)



② 人工妊娠中絶件数（市・県・国の比較）

（令和4年度）

	計	13歳未満	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
宮崎市	618	-	-	1	2	5	14	13	22	152	123	105	109	63	9	-	-
宮崎県	1,232	-	1	2	4	8	16	28	42	277	254	227	223	137	13	-	-
全 国	122,725	17	16	114	256	733	1,371	2,442	4,620	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127	8	11

③ 人工妊娠中絶実施率（市・県・国の比較）

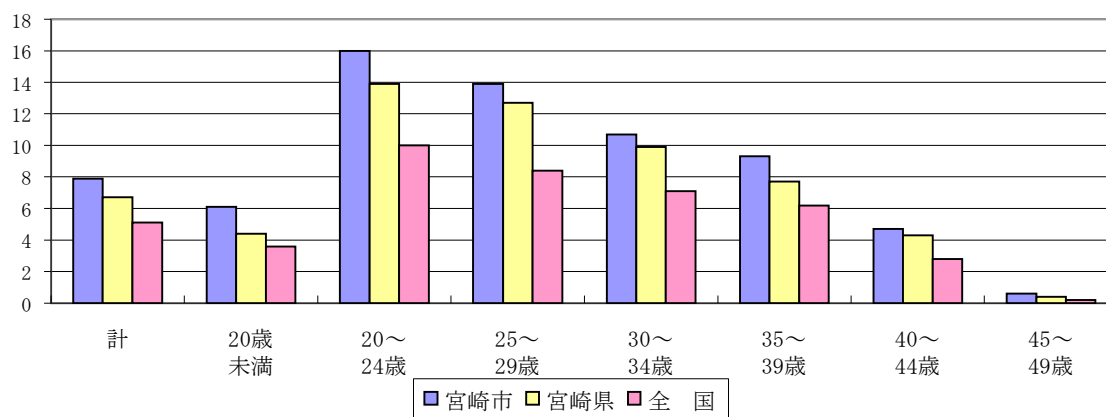
（令和4年度）

	計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
宮崎市	7.9	6.1	16.0	13.9	10.7	9.3	4.7	0.6
宮崎県	6.7	4.4	13.9	12.7	9.9	7.7	4.3	0.4
全 国	5.1	3.6	10.0	8.4	7.1	6.2	2.8	0.2

注1：「計」は、15～49歳の女子人口千対。

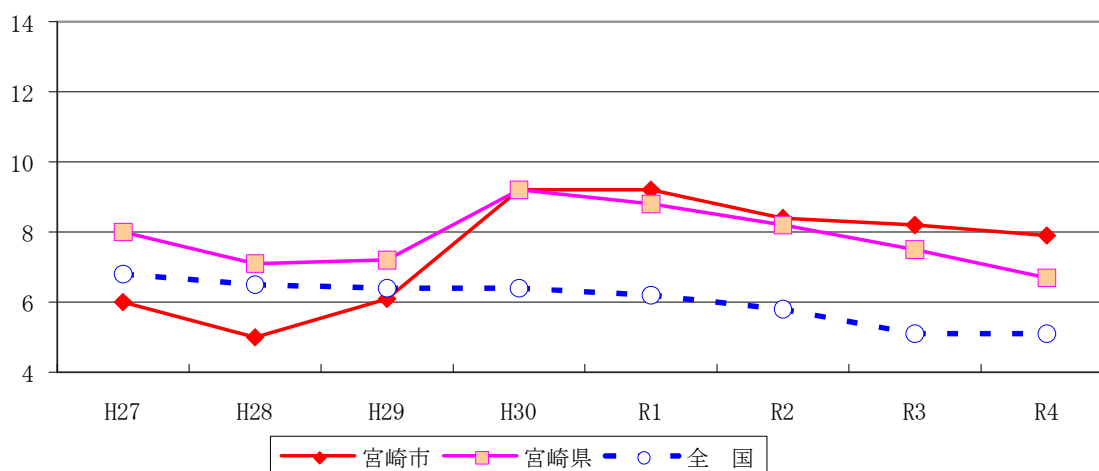
（15歳未満・不詳の人工妊娠中絶件数を含むが、50歳以上の人工妊娠中絶件数は除く。）

注2：「20歳未満」は、15～19歳の女子人口千対。（15歳未満の人工妊娠中絶件数を含む。）



④ 人工妊娠中絶実施率の推移（市・県・国の比較）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
宮崎市	6.0	5.0	6.1	9.2	9.2	8.4	8.2	7.9
宮崎県	8.0	7.1	7.2	9.2	8.8	8.2	7.5	6.7
全 国	6.8	6.5	6.4	6.4	6.2	5.8	5.1	5.1



第4章 付 属 資 料

- 宮崎市保健所運営協議会条例
- 宮崎市保健所運営協議会委員名簿
- 宮崎市医療安全推進協議会委員名簿
- 宮崎市精度管理専門委員名簿
- 宮崎市感染症診査協議会委員名簿
- 宮崎市健康危機管理基本指針
 - ・ 宮崎市健康危機管理対策会議設置要綱
 - ・ 宮崎市健康危機管理警戒本部設置要綱
 - ・ 宮崎市健康危機管理対策本部設置要綱
 - ・ 宮崎市健康危機管理指針による体制
- 病院一覧
- 救急告示施設一覧

◎ 宮崎市保健所運営協議会条例

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、宮崎市保健所に宮崎市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の設置及び権限)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮崎市保健所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

◎ 宮崎市保健所運営協議会委員名簿

(令和6年6月15日現在)

番号	団 体 名	役 職 名	氏 名
1	公益社団法人 宮崎市郡医師会	会長	高村 一志
2	一般社団法人 宮崎市郡歯科医師会	会長	野村 賢介
3	一般社団法人 宮崎市郡薬剤師会	会長	阿部 一智
4	公益社団法人 宮崎県看護協会	会長	久保 敦子
5	宮崎地域精神保健福祉協議会	会長	高宮 眞樹
6	公益社団法人 宮崎県栄養士会	理事	黒木 雅子
7	一般社団法人 宮崎県獣医師会	支部長	三崎 雅子
8	社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会	会長	佐山 幸二
9	宮崎北警察署	生活安全課長	加藤 英治
10	公立大学法人 宮崎県立看護大学	教授	松本 憲子
11	宮崎市小学校長会	校長 (古城小学校)	土屋 貴代
12	宮崎市食品衛生協会	会長	岡崎 富明
13	宮崎市自治会連合会	会長	時任 孝俊
14	宮崎市生活衛生同業組合連絡会	会長	山川 浩
15	宮崎市地域婦人会連絡協議会	事務局長	河野 博子
16	宮崎市PTA協議会	副会長	長友 佳織
17	宮崎市民生委員児童委員協議会	会長	長田 一郎
18	宮崎市中学校養護教諭部会	養護教諭 (東大宮中学校)	宇都宮 雅子
19	宮崎市食生活改善推進協議会	会長	瀬戸口 みつ子

◎ 宮崎市医療安全推進協議会委員名簿

(令和6年8月1日現在)

所 属	役職名等	氏 名	備 考
宮崎県弁護士会	弁 護 士	松 田 幸 子	
公益社団法人 宮崎市郡医師会	会 長	高 村 一 志	
一般社団法人 宮崎市郡歯科医師会	会 長	野 村 賢 介	
一般社団法人 宮崎市郡薬剤師会	会 長	阿 部 一 智	
公益社団法人 宮崎県看護協会	会 長	久 保 敦 子	
国立大学法人 宮崎大学医学部	教 授	児 玉 由 紀	
県立宮崎病院	副 院 長	眞 柴 晃 一	
宮崎県医療ソーシャルワーカー協会	事務局長	佐 藤 貴 代	
だんでいらいおんの会	代 表	ガードナー真理	
宮崎市保健所	所 長	副 島 京 子	

◎ 宮崎市精度管理専門委員名簿

(令和6年1月1日現在)

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
神 宮 医 院	院 長	田 中 宏 幸	
菊 池 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	院 長	菊 池 安 剛	
宮崎大学医学部附属病院検査部	臨床検査技師	福 永 恵 子	
県立宮崎病院臨床検査科	臨床検査技師	深 江 弘 恵	

◎ 宮崎市感染症診査協議会委員名簿

(令和6年4月1日現在)

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
宮 崎 大 学 医 学 部 附 属 病 院	感染制御部部长	高 城 一 郎	
三 宅 小 児 科 医 院	院 長	三 宅 和 昭	
県 立 宮 崎 病 院	内 科 部 長	山 中 篤 志	
公益財団法人 宮崎県健康づくり協会	理 事 長	楠 元 志都生	
医療法人社団仁和会 竹内病院	病 院 長	竹 内 茂	
独立行政法人国立病院機構宮崎東病院	医 師	井手口 優 美	
松ヶ野昌勝司法書士事務所	所 長	松ヶ野 昌 勝	
宮 崎 県 人 権 擁 護 委 員 連 合 会	人権擁護委員	内 田 八千代	

宮崎市健康危機管理基本指針

第1章 総則

第1節 趣旨

この指針は、何らかの原因により市民の生命、健康の安全を脅かす、又は脅かすおそれのある事態に対し、健康被害の発生予防・拡大防止及び原因究明等、保健所が的確・迅速な対応を果たすために、「宮崎市危機管理指針」に定めるもののほか、健康危機に関する基本的な事項を定めるものである。

第2節 定義

- (1) この指針において「健康危機」とは、感染症、食中毒、毒物・劇物、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康が脅かされる事態をいう。
- (2) この指針において「健康危機管理」とは、健康危機の発生予防、発生時に行う健康被害の拡大防止、医療体制の確保、原因の究明などに関する業務をいう。
- (3) この指針において「健康危機情報」とは、市民の生命、健康の安全に直接関わる危険情報をいう。

第3節 健康危機管理業務従事者の責務

- (1) 健康危機管理業務に従事する職員（以下「従事職員」という。）は、市民の生命の安全や健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、健康危機情報を収集すること。
- (2) 従事職員は、予断を持って判断することなく、健康被害が生じている現場の迅速な状況把握と科学的客観的な調査・評価に努めること。
- (3) 従事職員は、健康被害者及び関係者の個人情報の保護など、人権に配慮すること。

第4節 「宮崎市地域防災計画」、「宮崎市国民保護計画」との関係

「宮崎市地域防災計画」及び「宮崎市国民保護計画」において想定されている地震等の災害及び武力攻撃事態等により健康被害が発生した場合は、それぞれ当該計画により対応するものとする。

第2章 健康危機管理における対応

第1節 健康危機管理の基本的な考え方

- (1) 健康危機発生時の健康管理部内の危機管理体制や行動方針を明確にする。
- (2) あらゆる健康危機に即応できる統一的な組織体制を構築する。
- (3) 既に定めている個々の業務の緊急時体制の資源を最大限に活用する。

第2節 健康危機管理業務の種類

(1) 健康危機管理体制により対応が想定される業務（災害）を次の12種類とする。

- ① 原因不明健康危機
- ② 感染症
- ③ 医薬品・医療機器等安全
- ④ 災害有事健康危機（生物テロ、地震・台風・津波、火山噴火など）
- ⑤ 結核
- ⑥ 食品安全（食中毒、健康食品など）
- ⑦ 医療安全
- ⑧ 精神保健
- ⑨ 飲料水安全
- ⑩ 介護等安全
- ⑪ 児童虐待
- ⑫ 生活環境安全（環境汚染など）

(2) 健康危機は、規模に応じて以下の3段階のレベルに分類する。

- ① 健康危機管理レベル1

新たな健康被害に対する不安がある場合又は原因が特定でき被害拡大の恐れが少ない場合

- ② 健康危機管理レベル2

原因は特定できるが健康被害の拡大が予想される場合、又は原因が不明で被害の拡大が懸念される場合

- ③ 健康危機管理レベル3

市内全域にわたり健康被害が急速に拡大し被害の状況が深刻で、全庁をあげて対応すべき事態である場合

第3節 健康危機管理業務の流れ

(1) 初動時の対応

健康危機が発生し、または発生するおそれがある場合、情報を知り得た職員は情報を把握し、健康危機への初動対応を行う健康管理部の担当課（以下「初動担当課」という。）に速やかに連絡する。

ただし、初動担当課を特定し難い場合は、保健医療課に連絡を行うものとする。

初動担当課長は、健康管理部長及び保健所長に報告する。

(2) 宮崎市健康危機管理対策会議の開催

健康管理部長は、必要と認めた場合は、速やかに宮崎市健康危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。

(3) 対策会議は次の事項について協議する。

- ① 健康危機体制に移行するかどうかの判断に関すること。
- ② 健康危機管理レベルの設定に関すること。
- ③ 当面の対策に係る基本方針の策定に関すること。

- ④ 関係機関（県、警察・消防、市郡医師会、医療機関等）との連絡調整に関すること。
 - ⑤ 原因究明のための調査活動に関すること。
 - ⑥ 健康被害状況の把握及び被害拡大の防止に関すること。
 - ⑦ 健康被害者に対する適切な保健・医療の確保に関すること。
 - ⑧ 市民に対する広報活動に関すること。
 - ⑨ その他健康管理部長が必要と認める事項に関すること。
- (4) 議長に健康管理部長、副議長には保健所長を、委員として、健康管理部各課長、その他必要に応じて危機管理課長、その他の関係課長等をもって充てる。
- (5) 議長は、その他必要と認める者の出席を求めることができる。
- (6) 協議事項の立案は初動担当課が行い、会議の庶務は保健医療課が処理する。

第4節 「健康危機管理レベル1」の段階における対応

- (1) 健康管理部長は、対策会議において「健康危機管理レベル1」の段階に相当する健康危機が発生したと判断された場合には、初動担当課に対し、別表に掲げる健康危機管理にかかるマニュアル等（以下「既存マニュアル」という。）による対応を指示するが、既存マニュアルがない場合は、類似の既存マニュアルを参考にしながら対応させる。
- (2) 健康管理部長は必要に応じ、初動担当課以外の課にも協力を指示する。
- (3) 健康管理部長は必要に応じ、部内横断的に次のような班を編成させ、それぞれの役割を担わせる。

班 名	役 割
総務班	二役・議会への状況報告 広報関係の調整 財政部門との折衝 対応人員の確保及び必要な物品の調達
連絡調整班	国・県との連絡調整 医師会や薬剤師会、医療機関等との連絡調整 関係機関（消防局、警察署等）との連絡調整 危機管理課への情報提供と連携 ネット等による情報収集
現地対策班	健康危機事象の発生現地での活動
市民相談班	市民からの健康相談・心理相談への対応
原因究明班	原因究明に係る検査 宮崎県衛生環境研究所など検査機関との連絡調整

第5節 「健康危機管理レベル2」の段階における対応

- (1) 健康管理部長は、対策会議において「健康危機管理レベル2」の段階に相当する健康危機が発生したと判断され、既存マニュアル等での対応が困難な場合は、宮崎市健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
- (2) 警戒本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は健康管理部長、副本部長は保健所長を、本部員は、関係部局の職員をもって充てる。
- (3) 警戒本部は、健康危機に対し第4節に示すもののほか、健康管理部を中心とした対応に係る次の事項について所掌する。
 - ① 状況に応じた応援職員の要請に関すること。
 - ② その他、本部長が必要と認める事項に関すること。
- (4) 本部長は必要に応じて、警戒本部に本部員以外の者の応援を求めることができる。

第6節 「健康危機管理レベル3」の段階における対応

- (1) 市長は、対策会議において「健康危機管理レベル3」の段階に相当する健康危機が発生したと判断され、既存マニュアル等での対応が困難な場合は、直ちに宮崎市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- (2) 対策本部は、警戒本部の業務を引き継ぐものとする。
- (3) 対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は市長、副本部長は副市長を、本部員は、関係部局の職員をもって充てる。
- (4) 対策本部は、健康危機に対し第4節に示すもののほか、市を挙げての対応に係る次の事項について所掌する。
 - ① 状況に応じた応援職員の要請に関すること。
 - ② その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

第7節 健康危機情報の提供

- (1) 健康管理部長は、健康危機情報及び当該情報に関する対応について、適宜、報道機関等を通じて広く市民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて健康被害者やその家族に対して説明するなど、市民の不安解消及び被害拡大防止に努めるものとする。
- (2) 健康管理部長は、健康危機情報及び当該情報に関する対応について、必要に応じ、厚生労働省、宮崎県及び医療機関等に対して情報提供を行うものとする。
- (3) 健康管理部長は、健康危機情報を提供するにあたっては、健康被害者の個人情報等に配慮するものとする。

第8節 終息した場合の対応

- (1) 対策会議において健康危機が終息したと判断された場合、市民の不安解消のため、終息宣言が必要なときは、レベル1、レベル2においては健康管理部長、レベル3においては市長が、終息宣言を行う。

さらに、健康危機管理体制を解除し、平常時体制への復帰を行う。

第3章 終息後の対応

第1節 検証・評価

- (1) 健康管理部長は、健康危機対策が円滑、かつ効果的に実施されたかを検証し評価する。
- (2) 健康管理部長は、必要に応じて関係諸機関との間で、情報・意見交換を行い、より適切な健康危機管理対策が図られるよう努める。

第2節 個別マニュアル及び本指針の見直し

- (1) 健康管理部長は、上記の検証を踏まえて、健康危機事象に係る個別マニュアルの内容を吟味し、必要に応じて見直すとともに、マニュアル未作成又は想定外の健康危機事象については、個別マニュアルを作成するよう努めるものとする。

また、個別の危機事象への対応実例等を踏まえて、本指針についても必要に応じて見直すものとする。

附 則

この要綱は、平成22年 3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

(別表)

健康危機管理にかかるマニュアル等

区分	マニュアル名	発行者	所管課
その他	熱中症環境保健マニュアル	環境省	健康支援課
感染症	【部外秘】 集団感染対策マニュアル ～院内感染・保育施設等における対応～	宮崎市	健康支援課
感染症	【部外秘】宮崎市針刺し後のH I V等感染防止体制マニュアル	宮崎市	健康支援課
感染症	宮崎市新型インフルエンザ等対 策行動計画	宮崎市	健康支援課
感染症	宮崎市感染症危機管理対策本部 設置要綱	宮崎市	健康支援課
感染症	宮崎市感染症対策会議設置要綱	宮崎市	健康支援課
感染症	結核患者服薬支援（DOTS）事 業実施要領	宮崎県	健康支援課
その他	災害時における難病患者支援マ ニュアル	宮崎県	健康支援課
精神保健	精神緊急対応要領	宮崎市	健康支援課
毒劇物	宮崎市毒物劇物等に起因する健 康危機管理基本指針	宮崎市	保健医療課 （医療安全係）
毒劇物	宮崎市毒物劇物等に起因する健 康危機管理対策会議設置要綱	宮崎市	保健医療課 （医療安全係）
毒劇物	宮崎市毒物劇物等を原因とする 食中毒対策要領	宮崎市	保健医療課 （医療安全係）
毒劇物	宮崎市毒物劇物食中毒における 危険度の判定及び対応マニユア ル	宮崎市	保健医療課 （医療安全係）
毒劇物	毒物劇物等に起因する飲料水汚 染発生時における対応マニユア ル	宮崎市	保健医療課 （医療安全係）
毒劇物	毒物劇物等に起因する事故・事 件発生時における対応マニユア ル	宮崎市	保健医療課 （医療安全係）
その他	災害時保健・医療活動マニユア ル	宮崎市	保健医療課

感染症	第3版レジオネラ症防止指針	(財)ビル管理教育センター	保健衛生課 (生活衛生係)
感染症	公衆浴場施設におけるレジオネラ属菌検出時対応要領	宮崎市	保健衛生課 (生活衛生係)
感染症	特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル	厚生労働省	保健衛生課 (保健環境検査係)
感染症	特定病原体等の安全運搬マニュアル	厚生労働省	保健衛生課 (保健環境検査係)
その他	シックハウス症候群に関する相談と対応マニュアル	地域健康危機管理研究事業「シックハウス症候群の実態解明及び具体的対応方策に関する研究」研究班	保健衛生課 (生活衛生係)
食中毒	食中毒処理要領	厚生労働省	保健衛生課 (食品衛生係)
食中毒	食中毒調査マニュアル	厚生労働省	保健衛生課 (食品衛生係)
食中毒	宮崎市食中毒処理要領	宮崎市	保健衛生課 (食品衛生係)
食中毒	宮崎市食中毒対策要綱	宮崎市	保健衛生課 (食品衛生係)
食中毒	宮崎市食中毒対策本部運営要領	宮崎市	保健衛生課 (食品衛生係)
食中毒	宮崎市食中毒原因究明委員会運営要領	宮崎市	保健衛生課 (食品衛生係)
食中毒	残留農薬基準違反発生時の対応マニュアル	宮崎市	保健衛生課 (食品衛生係)

宮崎市健康危機管理対策会議設置要綱

(設置)

第1条 健康危機管理に係る連絡調整、情報交換等により、健康管理部としての対策を決定し、早期の健康危機管理体制の確立を目指して、宮崎市健康危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 議長は、対策会議を代表し、対策会議の事務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 対策会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要に応じて、委員以外の者を対策会議に出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 対策会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康危機管理の推進に係る連絡調整に関すること。
- (2) 健康危機事象に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (3) 健康危機事象に対する健康危機管理レベルの設定に関すること。
- (4) その他健康危機管理の推進に必要なこと。

(庶務)

第5条 協議事項の立案は初動担当課が行い、会議の庶務は、保健医療課が処理する。

附 則

この要綱は、平成22年 3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

議 長	健康管理部長
副 議 長	保健所長
委 員	保健所副所長 保健医療課長 地域保健課長 健康支援課長 保健衛生課長 （以下、必要に応じて） 危機管理課長及び関係課長など

宮崎市健康危機管理警戒本部設置要綱

(設置)

第1条 市民の生命、健康の安全を脅かす、又は脅かすおそれのある事態において、原因は特定できるが被害の拡大が予想される場合、又は原因が不明で被害の拡大が懸念される場合であって、宮崎市健康危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）において「健康危機管理レベル2」と判断された場合、健康管理部長は宮崎市健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 警戒本部は、健康管理部長を本部長とし、保健所長を副本部長とする。

2 本部員は、関係部局の職員で構成する。

(会議)

第3条 本部長は、必要に応じて関係部局長を招集し、本部会議を開催する。

2 本部長は、必要に応じて、関係部局長以外の者を本部会議に出席させることができる。

3 協議事項の立案及び会議の庶務は、健康管理部が処理する。

(所掌事務)

第4条 警戒本部は、健康危機事象による被害の拡大を防止するため、初動時の対策に加え、次に掲げる事項を実施する。

(1) 状況に応じた応援職員の要請に関すること。

(2) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(警戒本部の解散又は宮崎市健康危機管理対策本部の設置)

第5条 本部長は、対策会議において健康危機事象が終息したと判断された場合、警戒本部を解散する。

また、市内全域に被害が拡大し、健康被害の状況が深刻で全庁をあげて対応すべき事態となり、対策会議において「健康危機管理レベル3」の段階と判断された場合には、市長に対し、宮崎市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の設置を要請する。

なお、対策本部が設置された場合には、警戒本部は自動的に解散するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年 3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

宮崎市健康危機管理対策本部設置要綱

(設置)

第1条 市民の生命、健康の安全を脅かす、又は脅かすおそれのある事態において、市内全域に被害が拡大し、健康被害の状況が深刻で全庁をあげて対応すべき事態となり、宮崎市健康危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）において「健康危機管理レベル3」の段階と判断された場合には、市長は、宮崎市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策本部は、市長を本部長とし、副市長を副本部長とする。

2 本部員は、関係部局の職員をもって充てる。

(会議)

第3条 本部長は、必要に応じて副市長及び関係部局長を招集し、本部会議を開催する。

2 本部長は、必要に応じて、関係部局長以外の者を本部会議に出席させることができる。

3 協議事項の立案及び会議の庶務は、健康管理部が処理する。

(所掌事務)

第4条 対策本部は、健康危機事象による被害の拡大を防止するため、初動時及び警戒本部の対策に加え、次に掲げる事項を実施する。

(1) 状況に応じた応援職員の要請に関すること。

(2) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(対策本部の解散)

第5条 本部長は、対策会議において健康危機事象が終息したと判断された場合、対策本部を解散する。

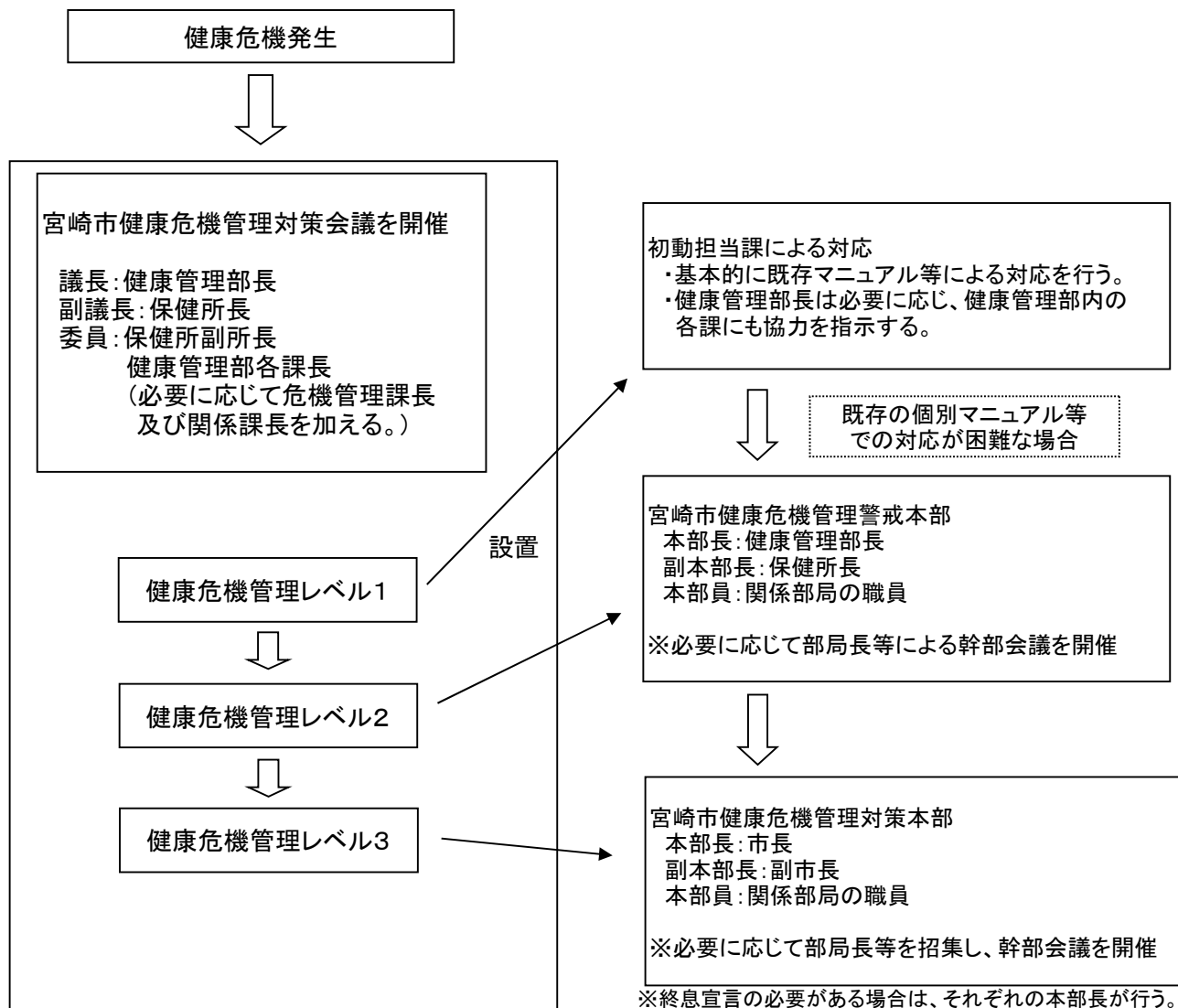
附 則

この要綱は、平成22年 3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

宮崎市健康危機管理指針による体制



健康危機管理レベル1	⇒	新たな健康被害に対する不安がある場合、又は原因が特定でき被害拡大の恐れが少ない場合
健康危機管理レベル2	⇒	原因は特定できるが被害の拡大が予想される場合、又は原因が不明で被害の拡大が懸念される場合
健康危機管理レベル3	⇒	市内全域にわたり被害が急速に拡大し、健康被害の状況が深刻で全庁をあげて対応すべき事態である場合

◎ 病院一覧

令和6年4月1日現在

NO.	病 院 名	所 在 地	電話番号	許 可 病 床 数					
				精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
1	医療法人財団志清会 阿波岐ヶ原病院	宮崎市阿波岐原町前浜4276番地706	26-5050				104		104
2	医療法人清芳会 井上病院	宮崎市大字芳士80番地	39-5396	186					186
3	宮崎医療センター病院	宮崎市高松町2番16号	26-2800				178	114	292
4	大江整形外科病院	宮崎市大橋1丁目94番地1	25-6300					60	60
5	金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田803番地	39-8484				48	52	100
6	潤和会記念病院	宮崎市大字小松1119番地	47-5555				155	291	446
7	県立宮崎病院	宮崎市北高松町5番30号	24-4181	35	8			459	502
8	独立行政法人 地域医療機能推進機構 宮崎江南病院	宮崎市大坪西1丁目2番1号	51-7575					269	269
9	古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地1	39-8888	92				271	363
10	宮崎県立こども療育センター	宮崎市清武町木原4257番地8	85-6500					50	50
11	さがら病院宮崎	宮崎市丸山2丁目112番地1	32-7170					36	36
12	迫田病院	宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1	51-3555					102	102
13	医療法人博愛社 佐土原病院	宮崎市佐土原町上田島3873番地	74-0012				22		22
14	慈英病院	宮崎市中西町160番地	23-5000				99		99
15	宮崎市郡医師会病院	宮崎市大字有田1173番地	77-9101					267	267
16	獅子目整形外科病院	宮崎市大字島之内6654番地	39-1052				22	16	38
17	医療法人社団 城山病院	宮崎市清武町船引238番地	85-0036					28	28
18	宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地	24-6877					124	124
19	宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口950番地1	26-1599					199	199

NO.	病 院 名	所 在 地	電話番号	許 可 病 床 数					
				精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
20	医療法人真愛会 高宮病院	宮崎市吉村町大町甲1931番地	24-5678	231					231
21	医療法人社団仁和会 竹内病院	宮崎市霧島2丁目260番地	26-0123			17	30	36	83
22	辰元病院	宮崎市高岡町飯田2089番地1	82-3531				38		38
23	宮崎市立田野病院	宮崎市田野町南原一丁目6番地2	86-1155					42	42
24	医療法人社団尚成会 近間病院	宮崎市山崎町965番地6	24-2418				50		50
25	社会医療法人慶明会 宮崎中央眼科病院	宮崎市清水3丁目6番21号	24-8661					26	26
26	南部病院	宮崎市大字恒久891番地14	54-5353					73	73
27	一般財団法人弘潤会 野崎病院	宮崎市大字恒久5567番地	51-3111	400			60		460
28	一般財団法人弘潤会 野崎東病院	宮崎市村角町高尊2105番地	28-8555					96	96
29	ピア・ささき病院	宮崎市佐土原町下田島21230番地	73-1811	64					64
30	独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374番地1	56-2311	30		54		204	288
31	医療法人社団誠和会 藤木病院	宮崎市大字小松2988番地	47-0415				73		73
32	医療法人社団紘和会 平和台病院	宮崎市矢の先町150番地1	24-2605				30	50	80
33	医療法人陽明会 増田病院	宮崎市大字大瀬町2176番地1	41-1234				51		51
34	宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地	85-1510	36				568	604
35	若草病院	宮崎市宮田町7番37号	28-2801	127					127
36	医療法人慈光会 宮崎若久病院	宮崎市福島町寺山3147番地	51-1548	190					190

◎ 救急告示施設一覧

令和6年4月1日現在

NO.	施設名	所在地	電話番号	許可病床数	認定期間
1	宮崎医療センター病院	宮崎市高松町2番16号	26-2800	292	R4.9.8～R7.9.7
2	上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703番地	52-3500	19	R6.4.28～R9.4.27
3	金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田803番地	39-8484	100	R6.5.1～R9.4.30
4	医療法人将優会 クリニックうしたに	宮崎市大字恒久5065番地	52-8080	19	R6.1.1～R8.12.31
5	県立宮崎病院	宮崎市北高松町5番30号	24-4181	502	R4.1.9～R7.1.8
6	独立行政法人地域医療機能推進機構 宮崎江南病院	宮崎市大坪西一丁目2番1号	51-7575	269	R5.2.1～R8.1.31
7	古賀総合病院	宮崎市池内町数太木1749番地1	39-8888	363	R4.3.5～R7.3.4
8	迫田病院	宮崎市城ヶ崎三丁目2番地1	51-3555	102	R6.1.11～R9.1.10
9	宮崎市郡医師会病院	宮崎市大字有田1173番地	77-9101	267	R5.8.1～R8.7.31
10	潤和会記念病院	宮崎市大字小松1119番地	47-5555	446	R3.9.20～R6.9.19
11	宮崎生協病院	宮崎市大島町天神前1171番地	24-6877	124	R5.4.1～R8.3.31
12	宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口950番地1	26-1599	199	R6.1.12～R9.1.11
13	医療法人社団仁和会 竹内病院	宮崎市霧島二丁目260番地	26-0123	83	R5.2.1～R8.1.31
14	宮崎市立田野病院	宮崎市田野町南原一丁目6番地2	86-1155	42	R6.1.1～R8.12.31
15	南部病院	宮崎市大字恒久891番地14	54-5353	73	R6.3.29～R9.3.28
16	独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374番地1	56-2311	288	R4.9.10～R7.9.9
17	宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原5200番地	85-1510	604	R5.11.1～R8.10.31

第3編 田野病院の概要

第1章 宮崎市立田野病院の概要

1 沿革

年 月	事 項	備 考
昭和 23年 4月	田野村直営診療所として開設	・ 病床数19床
28年 2月	田野町国民健康保険病院開設	・ 木造2階建 一般病床30床 結核病床12床 (診療科目) 内科 外科 産婦人科
47年 7月	病院開設許可 (病院改築の為)	・ 新築移転準備
48年 7月	現在地に新築移転 (第1病棟)	・ 鉄筋コンクリート造2階建 一般病床42床 ※結核病床廃止 (診療科目) 内科 外科 小児科
59年10月	耳鼻咽喉科診療開始	・ 宮崎医科大学より非常勤医師派遣
60年 3月	救急指定病院認定	・ 24時間患者受入体制の整備
60年 4月	田野町国民健康保険健康管理センター開設	・ 鉄筋コンクリート造2階建 ・ 早朝巡回型基本健康診査開始
61年 4月	第2病棟増築 リハビリ施設開設 (理学療法士2名) 整形外科開設、理学療法科開設 中央滅菌室・中央材料室設置 訪問看護チーム立上げ	・ 一般病床42床 (診療科目) 内科 外科 小児科 耳鼻咽喉科 整形外科 理学療法科 ・ 訪問看護研修開始
62年 4月	訪問看護開始、訪問リハビリ開始	
平成 3年 4月	田野町老人保健施設「さざんか苑」開設 (医療・福祉・介護の地域医療包括ケアを充実)	・ 鉄筋コンクリート造2階建〔病院に併設〕 入所定数50床 通所定数20人 在宅医療チーム再編成
3年10月	在宅介護支援センター開設	・ 在宅ケアマネジメント強化
4年10月	第1病棟にCT室増築	・ 鉄骨造平屋建
9年11月	介護教室開始	
12年 4月	田野町介護老人保健施設「さざんか苑」に変更	・ 介護保険法の施行による
17年 6月	田野町国民健康保険病院整備検討委員会設置	
17年 8月	田野町国民健康保険病院整備検討委員会 答申書を田野町長に提出	
17年10月	田野町国民健康保険病院整備マスタープランを 宮崎市に提出 院外処方一部開始	
18年 1月	宮崎市立田野病院に移行 宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」に移行 宮崎市田野健康管理センターに移行	・ 宮崎市と田野町の合併による
18年 3月	在宅介護支援センター廃止	・ 合併に伴い包括支援センターに移行
18年 4月	在宅支援チーム設置 居宅支援室設置 地域支援診療所との連携 院外処方全面開始 施設内禁煙開始	・ 在宅支援強化を図る ・ 居宅支援事業開始
18年 5月	宮崎市立田野病院等整備検討懇話会設置	
19年 3月	宮崎市立田野病院等整備基本計画書作成	
20年 3月	病院改築工事基本設計を完了	
20年 9月	病院改築工事実施設計を完了	
21年 8月	病院改築工事着工 (第Ⅰ期工事)	
22年 8月	病院改築第Ⅰ期工事完成	
22年10月	放射線科診療開始	
24年 3月	病院改築工事完成、竣工	
26年10月	宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」改修工事開始	
27年 3月	宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」改修工事完成	
27年 4月	指定管理者制度(代行制)に移行	国立大学法人宮崎大学
令和 4年 3月	宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」を閉苑	

2 施設の概要

宮崎市立田野病院

[所在地] 〒889-1704 宮崎市田野町南原1丁目6番地2 TEL 0985-86-1155

区 分	構 造	建築年月	延床面積
田野病院	鉄筋コンクリート造 3階建	平成24年 3月	4,128.81 m ²

1階	診察室 救急処置室 MR I ・ C T室 内視鏡室 検体検査室 地域連携居宅支援室 栄養管理室 調理室 他
2階	病室42床（個室×8室 I C U×2室 3床室×4室 4床室×5室） リハビリテーションセンター 他
3階	手術室 会議室 他

3 医療機関の指定等状況・施設基準の届出状況

(令和6年 4月 1日 現在)

(1) 医療機関の指定等状況

法令に基づく医療機関各種指定等状況は以下のとおりです。

- ・ 健康保険法による「保険医療機関」
- ・ 労働者災害補償保険法による「労災保険指定医療機関」 — (一般医療)
- ・ 消防法による「救急病院等」 — (救急告示病院)
- ・ 感染症法による「結核指定医療機関」 — (公費法別番号10 通院医療)
- ・ 生活保護法による「生活保護法指定医療機関」 — (公費法別番号12)
- ・ 被爆者援護法による「被爆者一般疾病医療機関」 — (公費法別番号19 一般疾病医療)
- ・ 難病法による「指定医療機関」 —
- ・ 児童福祉法による「指定小児慢性特定疾病医療機関」 —
- ・ 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師 — (常勤医師2人)
- ・ 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている「第一種協定指定医療機関」
- ・ 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている「第二種協定指定医療機関」

(2) 施設基準の届出状況

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、以下について九州厚生局へ届出を行っています。

基本診療料の施設基準等に係る届出

- | | |
|-----------|---|
| ① (一般入院) | 一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料4) |
| ② (地包ケア1) | 地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料
(地域包括ケア入院医療管理料1) |
| | 看護職員配置加算 |
| ③ (診療録2) | 診療録管理体制加算2 |
| ④ (療) | 療養環境加算 |
| ⑤ (重) | 重症者等療養環境特別加算 |
| ⑥ (医療安全2) | 医療安全対策加算2 |
| ⑦ (感染対策2) | 感染対策向上加算2 |
| | 連携強化加算 |
| | サーベイランス強化加算 |
| ⑧ (後発使1) | 後発医薬品使用体制加算1 |
| ⑨ (データ提) | データ提出加算 (データ提出加算2) |
| ⑩ (認ケア) | 認知症ケア加算 (認知症ケア加算3) |
| ⑪ (機能強化) | 機能強化加算 |
| ⑫ (入退支1) | 入退院支援加算 (入退院支援加算1) |
| | 地域連携診療計画加算 |
| ⑬ (救急医療) | 救急医療管理加算 |
| ⑭ (せん妄ケア) | せん妄ハイリスク患者ケア加算 |

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ① (がん指) | がん治療連携指導料 |
| ② (がん疼) | がん性疼痛緩和指導管理料 |
| ③ (地連計) | 地域連携診療計画加算 |
| ④ (支援病1) | 別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院 |
| ⑤ (在医総管) | 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料 |
| ⑥ (C・M) | C T撮影及びMR I 撮影 |
| ⑦ (脳Ⅱ) | 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ)
初期加算 |
| ⑧ (運Ⅰ) | 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ)
初期加算 |
| ⑨ (呼Ⅰ) | 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ)
初期加算 |
| ⑩ (二骨継2) | 二次性骨折予防継続管理料2 |
| ⑪ (二骨継3) | 二次性骨折予防継続管理料3 |
| ⑫ (胃瘻造) | 胃瘻造設術 |
| ⑬ (胃瘻造嚥) | 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 |
| ⑭ (ニコ) | ニコチン依存症管理料 |
| ⑮ (薬) | 薬剤管理指導料 |

入院時食事療養の基準等に係る届出

- | | |
|-------|---|
| ① (食) | 入院時食事療養 (Ⅰ) ・入院時生活療養 (Ⅰ)
(入院時食事療養 (Ⅰ)) |
|-------|---|

手術件数に関する事項

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び5に掲げる手術

4 運営に関する基本理念及び基本方針

安全・安心な医療・介護・福祉を提供し、幅広く地域の方々に開かれ、心の支えとなる施設とするため、「基本理念」と「基本方針」を定めています。

なお、宮崎市立田野病院に併設の宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」は、令和4年3月31日をもって閉苑しました。

(1) 運営の基本方針

田野病院は、地域に密着した病院として医療の提供に努め、大学病院など近隣の医療機関と常に緊密な連携をとりながら、医療の質的充実を目指すとともに、24時間の救急医療体制の一翼を担っています。

また、居宅支援室や在宅支援チームを設置し、訪問看護をはじめ在宅支援会議を行うなど、地域密着型サービスと医療・介護・福祉の地域医療包括ケアの充実に努めています。

基本理念

患者及び利用者の方に良質で安全な医療・介護・福祉を提供し、地域住民の健康保持と増進に寄与し、患者及び利用者の方が心豊かに生活でき、信頼され愛される病院及び施設を目指します。

基本方針

1. 良質で安全な医療・介護・福祉の提供

患者が良質な医療・介護・福祉を受けられるように努力する。
プライバシーの保護及び利用者の権利を尊重する。

2. 臨床教育・研修の充実、医療・介護・福祉の質の向上

最新・最良の医療・介護・福祉を実践する。

3. 安心して医療・介護・福祉を受けられるような安全管理体制の確立

安全な医療・介護・福祉を提供できるように職員の安全教育に努める。

4. 地域の保健・医療・福祉機関との連携強化及び地域住民に向けた健康生活の啓発

地域に密着した医療サービスの提供、終末期医療の充実を行う。
地域の診療機関との連携強化、高次病院との連携を行う。
検診事業の充実、地域住民の健康管理へ寄与する。

5. 健全な経営基盤の確立

効率的で健全な病院及び施設運営に努力する。

5 宮崎市田野病院事業会計予算

収益的収入及び支出

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
第1款 病院事業収益	846,514	823,566
第1項 医業収益	680,907	680,869
第2項 医業外収益	165,606	142,696
第3項 特別利益	1	1
第1款 病院事業費用	808,575	785,587
第1項 医業費用	785,275	764,129
第2項 医業外費用	20,737	18,847
第3項 特別損失	1,563	1,611
第4項 予備費	1,000	1,000

※ 各年度の当初予算

6 宮崎市田野病院事業会計決算

令和5年度 損益計算書

(単位：円)

1. 医業収益	704,074,577
(1) 入院収益	474,239,956
(2) 外来収益	170,817,392
(3) その他医業収益	59,017,229
2. 医業費用	776,450,383
(1) 経費	714,581,016
(2) 減価償却費	61,799,032
(3) 資産減耗費	54,335
(4) 研究研修費	16,000
医業損失	72,375,806
3. 医業外収益	169,185,866
(1) 他会計補助金	37,560
(2) 補助金	4,139,000
(3) 他会計負担金	160,835,657
(4) 長期前受金戻入	2,762,403
(5) その他医業外収益	1,411,246
4. 医業外費用	41,648,634
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	11,929,458
(2) 雑支出	29,719,176
当年度経常利益	55,161,426
5. 特別利益	2,755,312
(1) 過年度損益修正益	2,755,312
6. 特別損失	7,928,118
(1) 過年度損益修正損	7,727,350
(2) その他特別損失	200,768
当年度純利益	49,988,620
前年度繰越欠損金	264,816,645
当年度未処理欠損金	214,828,025

第2章 業務概要及び実績

1 病院の業務概要及び実績

(1) 外来・入院

内科・外科・整形外科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科の診療科を開設し診療を行っています。

病床数は、一般病床42床で、個室・3床室・4床室の構成としています。

① 外来患者数 (単位:人)

区 分		年度別 人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来	延患者数	23,870	23,441	21,970
	1日平均患者数	96.3	93.8	88.6

② 入院患者数 (単位:人)

区 分		年度別 人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院	延患者数	13,447	11,897	11,955
	1日平均患者数	36.8	32.6	32.7

③ 入院平均在院日数 (単位:日)

区 分		年度別 日数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均在院日数		25.8	26.7	26.9

※ 入院基本料に係る平均在院日数

(2) 救急医療

救急告示施設として、24時間初期救急医療に対応しています。

(単位:人)

区 分			年度別 人数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
救急車搬入	内科		101	113	93
	外科		23	11	12
	小計		124	124	105
時間外受診	内科		256	325	282
	外科		41	23	12
	小計		297	348	294
救急車搬送			9	2	0
計			430	474	399

(3) 手術

本院における各年度の手術実施件数は、以下のとおりとなっています。

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手術		57	53	80

(4) 薬局

医薬品の適正な使用のために、服用状況・アレルギー歴・患者との対話・血液データ等による処方薬の副作用や相互作用についての確認及び医師への照会により、医薬品の有効性・安全性を確保して、薬を調製（調剤）しています。

また、入院患者のベッドサイドにて正しい服用法や薬効・副作用等の説明といった服薬指導を実施しています。

その他、注射指示箋による各入院患者の注射薬剤個別取り揃えや、院内の医薬品の有効かつ安全な使用のための薬品の請求・購入・在庫管理を行っています。

① 処方箋

(単位:枚)

区 分			年度別 枚数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
処方箋	外来	院内	591	883	618
		院外	14, 196	13, 253	12, 934
	入院		10, 997	9, 071	9, 012
	さざんか苑		1, 511		
計			27, 295	23, 207	22, 564

② 病棟薬剤管理指導

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
病棟薬剤 管理指導	薬剤管理指導	-	2	-
	退院時服薬指導	-	-	-
	麻薬管理指導	-	-	-

③ 病棟注射指示箋

(単位:枚)

区 分		年度別 枚数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
注射指示箋		5,667	4,348	4,687

④ 管理指導

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導（介護保険）		434	362	320
訪問薬剤管理指導（医療）		-	-	-

(5) 検査

病気の診断や治療の効果を判断するための指標として、患者から採取した検体（血液・尿・便・痰・体腔液）による検査や心電図検査を実施しています。

① 検体検査 (単位:件)

区 分	年度別 件数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
院内検査検体数	8,929	8,958	7,955
検尿（尿一般・尿沈さ）	3,575	3,137	2,713
検血（血液一般・血液像・凝固）	9,497	8,105	8,264
生化学（Ⅰ）（尿血液）	7,370	6,450	6,310
免疫学的検査（感染症・他）	5,137	4,683	4,767
細菌検査（調理）	117	90	84
外注検査検体数	4,530	5,979	3,878
細菌検査（一般細菌・簡易培養）	1,261	1,436	1,441
病理検査（組織・細胞診）	67	82	44
その他 ¹⁾	3,202	4,461	2,393

1) ホルモン検査、血中薬物濃度（ジゴキシン以外）検査、アレルギー検査 他

② 生理検査（内、心電図） (単位:件)

区 分	年度別 件数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心電図検査	1,114	850	874

(6) 画像検査

X線による画像検査（胸部・骨等の単純写真、腎尿路の造影、胃腸等の消化管のバリウム検査、CT）及び超音波検査を実施しています。

① X線撮影 (単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
X線撮影	外来	3,753	3,075	3,358
	外来耳鼻科	3	0	6
	入院	1,241	988	1,113
	入院耳鼻科	-	-	-
	健診	40	9	48
計		5,037	4,072	4,525

② MRI撮影 (単位:件)

区 分	年度別 件数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
MRI撮影	429	336	278

③ C T撮影

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
C T撮影	外来	691	567	772
	外来耳鼻科	21	3	10
	入院	386	275	188
	入院耳鼻科	-	-	-
	健診	-	-	-
計		1,098	845	970

④ 骨塩定量検査

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
骨塩定量検査		460	500	543

⑤ 生理検査（内、超音波検査）

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
超音波検査（エコー）		850	712	508

（７）内視鏡検査

上部消化管用電子内視鏡検査（食道・胃・十二指腸）、下部消化管用電子内視鏡検査（大腸）、軟性気管支鏡検査（気管・気管支）を実施し、病変の早期発見に努めています。

① 上部・下部消化管内視鏡検査

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
内視鏡検査	上部消化管内視鏡検査	191	157	96
	下部消化管内視鏡検査	40	42	32
計		231	199	128

※ 平成19年度から経口内視鏡に加えて経鼻内視鏡を導入

② 気管支鏡検査

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
内視鏡検査	気管支鏡検査	-	-	-

（８）リハビリテーション

病気や怪我などによって身体に障害を受けた方について、早期の離床・退院・家庭復帰・社会復帰を目的とした基本的動作能力の回復・維持を目標とする医療の一つとして、リハビリテーション治療を実施しています。

（運動療法）筋力関節の動き・バランス能力・歩行能力の改善及び痛みの軽減を図る療法
（日常生活動作訓練）日常生活を円滑に行うための指導・訓練

(単位:件)

区 分		年度別 件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院リハビリテーション		8,493	8,402	7,852
外来リハビリテーション		2,428	2,185	2,216
在宅患者訪問リハビリテーション		-	-	-
計		10,921	10,587	10,068

(9) 訪問看護・訪問診療・居宅介護支援

高齢者等が在宅にて安心して生活できるよう、訪問看護・訪問診療・居宅介護支援業務を行っています。

① 訪問看護

寝たきりの方等について、居宅支援室の看護師が居宅を訪問し、主治医の指示・連携による医療的なケアや療養の相談等を実施しています。

(単位:人)

区 分	年度別 人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	16	5	7

② 訪問診療

居宅にて療養中の方で疾病・傷病のために通院が困難な方について、医師の定期的な訪問による診療を実施しています。

(単位:人)

区 分	年度別 人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問診療	461	375	337

※ 嘱託医派遣は含まない

③ 地域医療連携・居宅介護支援

地域連携居宅支援室において、介護・医療・福祉等に関する各種相談、介護事業所・医療機関等との連携（連絡調整）・介護保険認定者へのケアプラン作成等の業務を実施しています。

(単位:人)

区 分	年度別 人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域医療連携	139	102	86
居宅介護支援	374	375	354

※居宅介護支援事業所は平成29年5月より再開

(10) 栄養管理

病状の回復・治療の一環として、症状に適した食事を提供しています。

(減塩食・たんぱく質制限食・エネルギーコントロール等の特別食や流動食の提供)

また、生活習慣病等の食生活に関する栄養相談及び療養や健康増進のための栄養指導を実施しています。

① 栄養管理

(単位:食)

区 分			年度別 食数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
給食 実施数	入院	常食	12,844	10,525	13,859
		軟食	9,363	11,353	7,231
		流動食	227	242	37
		特食加算	6,411	4,654	4,717
		特食非加算	5,346	4,460	4,566
計			34,191	31,234	30,410

② 栄養食事指導

(単位:人)

区 分		年度別 人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導 実施数	入院栄養食事指導	12	8	12
	外来栄養食事指導	10	12	8
計		22	20	20

(11) 健康管理

① 健康診査・各種検診等

健康診査・各種検診等について、委託を受け実施しています。

(単位:人)

区 分		年度別 人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査		45	36	42
大腸がん検診		36	31	28
胃がん検診		25	17	5
前立腺がん検診		21	15	15
骨粗しょう症検診		2	2	-
特定保健指導（動機づけ支援）		-	-	-
日帰りドック		-	-	-
肝炎ウイルス検査		5	5	5
計		134	106	95

※ 平成20年度から医療制度改革に伴い基本健康診査は特定健康診査に移行。特定保健指導開始。

② 企業・学校・施設等の団体健康診断

企業、学校及び施設等の団体について、予約制による健康診断を行っています。

(単位:施設・人)

区 分		年度別 数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体健診	団体健康診断（施設数）	3	-	1
	団体健康診断（人数）	51	-	47

③ 個人健康診断

健康診断による診断書を必要とする方について、来院による健康診断を行っています。

(単位:人・件)

区 分			年度別 数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人健診	一般健康診断（人数）		42	57	35
	労災特別加入時 （件数）	じん肺	8	5	1
		鉛中毒	-	-	-
		有機溶剤	10	19	16
計			60	81	52

④ 学校健康診断（学校医）

学校保健法等に基づく嘱託医として委託を受けた学校に赴いて、学童等の健康診断を行っています。

(単位:施設)

区 分		年度別 施設数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 健診受託		-	-	-
中学校 健診受託		-	-	-
高等学校 健診受託		1	1	1
計		1	1	1

⑤ 嘱託医派遣・協力医療機関

入所施設からの依頼に応え、嘱託医の定期派遣や医療協力を行っています。

(単位:施設)

区 分		年度別 施設数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設	嘱託医派遣受託	1	1	1
施設	協力医療機関同意	7	8	8

⑥ 予防接種

公費助成有の予防接種（予防接種法に基づく乳幼児等定期予防接種他・高齢者等インフルエンザ予防接種・高齢者肺炎球菌予防接種）及び各種任意予防接種を行っています。

(単位:人)

区 分			年度別 人数		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
公費助成有 接 種	定期予防接種他		21	21	19
	高齢者等インフルエンザ予防接種		549	357	312
公費助成無 接 種	任意予防接種	個人接種	255	194	198
		団体接種	19	28	52
	計		844	600	581

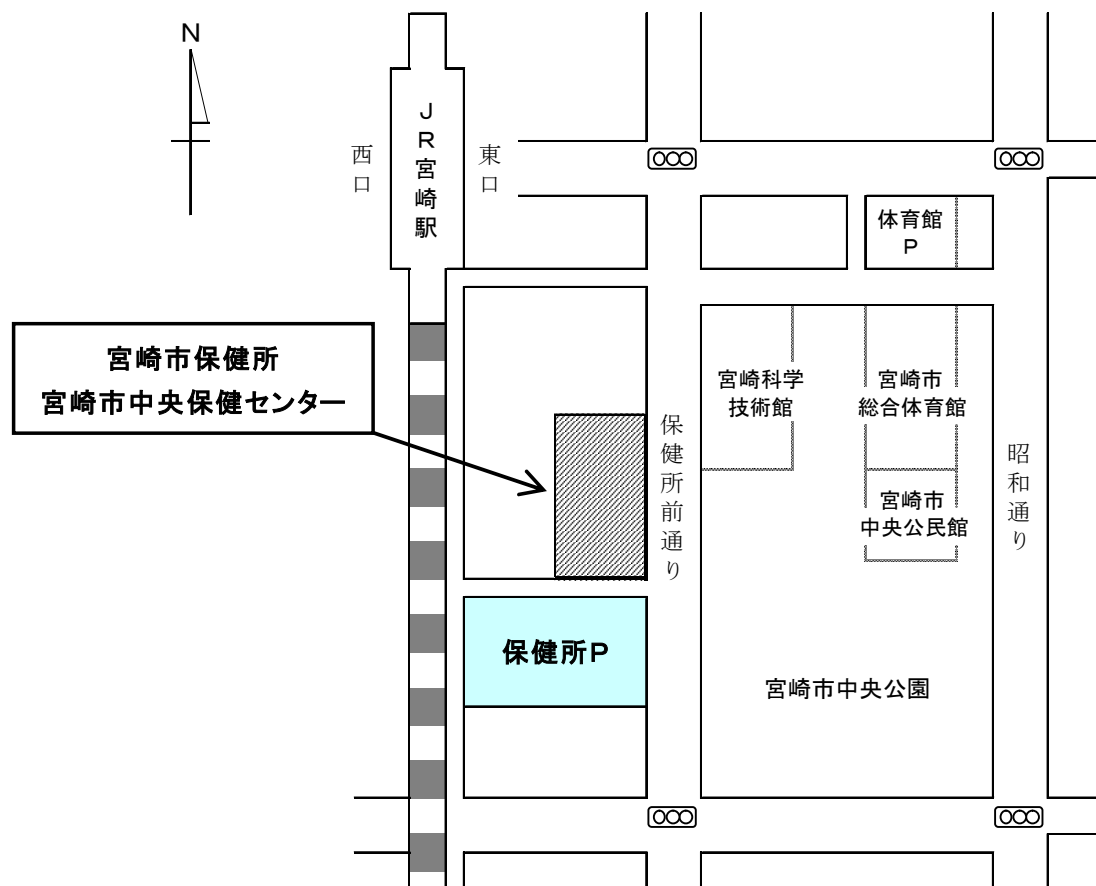
※ 高齢者肺炎球菌予防接種は平成25年4月から公費助成開始

(12) 保健事業

国民健康保険制度における保健事業の一環として、直営診療施設による健康管理事業を実施しています。

区 分			年度別 実施状況		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談窓口事業			随時	随時	随時
在宅支援会議			年 11回	年 11回	年 11回
健康教育事業	院内		-	-	年 6回
	院外		年 1回	-	年 4回
介護教育事業	院外		-	-	-

※ 事業開始年（平成4年度）以降毎年度継続実施



宮崎市保健所の概要

令和6年度版

発行 令和6年9月

編集 宮崎市 健康管理部 保健医療課

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2

(TEL) 0985-29-4111 (FAX) 0985-29-5208

宮崎市ホームページアドレス

<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>



未来を創造する太陽都市「みやざき」
～ 地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る ～